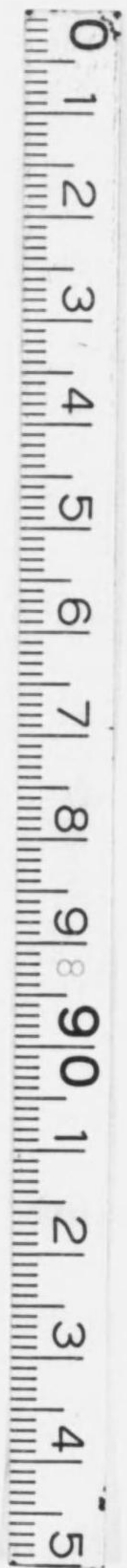


特 248

848

夏期講習會講演集

神宮皇學館



始



3

4

特 248  
848

はしがき

本書は本館改築を記念する爲其の當時卒業生の醸出したる改築記念資金の利子を以て昭和五年八月五日より五日間に互り本館に於て卒業生を主體として夏季講習會を開催したる際學生に依頼し講演の概要を筆記せしめたるを今回印刷に附し本館卒業生並に關係者に之を頒つ但し右講演筆記は各講師諸氏の校閱を経ざるを以て時に或は速記の誤なきを保し難し豫め御諒承を請ふ。

昭和六年二月

神宮皇學館



目次

一、現行法令上より見たる神社存立の意義に關する一考察…………… 神宮皇學館教授 木村春太郎

一、神道の新研究…………… 東京帝國大學史料編纂官 山本信哉

一、中世の庶民文化…………… 京都帝國大學教授 三浦周行

一、我が帝國の實相…………… 東京帝國大學教授 深作安文

現行法令上より見たる神社存立の意義に關する  
一考察

講師 神宮皇學館教授 木村春太郎

- (一) 明治以來の神社問題  
問題の歴史 各説の要旨 問題の概評
- (二) 明治以來の神社制度の經過  
神社直營制(明治初年乃至同十九年)  
祭政一致政教一途 宣教機關 教則 祭政分離  
神社保存制(明治二十年乃至同三十九年)  
直營制廢止 保存計畫 直營復興の建議 神社と宗教との管理分割
- (三) 教派神道と神社  
教派神道の發生及組織 教派主神と神社祭神 教派神道の教師と神社の神職 教派神道と國家
- (四) 神社存立の現狀  
神宮神社と國家 神社と氏子崇敬者及公共團體 神宮神社と私賽者及民衆 神社の理事者
- (五) 神社存立の意義  
國家の宗祀 國家の禮典 祈禱及守札 宗教非宗教の別 敬神習俗の合理化 神社制度の整備
- (一) 明治以來の神社問題

我國の神社が一般に社會組織の一要素をなして居り、又建國以來三千年の歴史を持ち、従つて縦から見ても横から見ても、その深さ廣さに於て國家に重大な關係あることは定論であつて、今さら神社の意義を話す必要もないのであ

るが近年神社は宗教なりや否やが問題となつてゐる。私は本館に入る以前に於て十數年間神官神職として神社法令實行の衝に立つて居り、又その以前は一學徒として神社の本質について研究し、且つ數年間其制度改善の運動に關係をしてきたものであるが、その體驗から言へば此の問題はとくに決定してゐることであると思ふ。それが近頃何故問題となつたかについては歴史があるのである。

#### ○問題の歴史

神社の宗教、非宗教の問題は明治の初期からあつたのである。明治維新の當初に於いて神社が行政上如何に取扱はれたかと云ふことは王政復古の精神からしても容易に説明できるわけであるが、當時の政治機關は大體を王朝の古制に準じて組織され、又一面には舊來の弊習を打破し新に朝威を振興すべき政策の關係から、神祇官設立と共に宣教使なるものを置き是によつて皇道の宣揚、國體精神の闡明普及に努めたのであつた。神社は當時に於ては國家の直營であり國家統治の重要機關の一つであつた。それが明治五六年頃から宗教の建設物として取扱はれ、漸次に政府から遠ざけられることになつてきて、遂には全く民間に於ける一私設物に過ぎざるものと成り終るのではあるまいかと心配される様になつた。

明治十四年二月頃に當時の神官なり教導職なりの首領の地位に在りし者が、此の形勢を見て奮起し大教官設立の運動を起した。即ち神社と皇道宣布の宣教の機關とを統一したものを設置して、これにより大いに洋教の弘布を防がんとことを政府の要路者に建言したのであつた。當時一般はキリスト教を恐れてゐたから、そこで神社祭祀に兼ぬるに大教の宣布を以てしたのである。これが實をいふと一面に於ては神社は宗教にあらずの意見を表白したもので、「政府の所見は間違つてゐる。神社はどこまでも政府直營でなければならぬ」と主張したのであつて、當時の政治家貴顯の一部は之に賛成した。これが私の知る範圍でのこの問題の最初に於ける顯著なる事例の一つである。

所が明治十五年に神官の教導職兼補を禁じ、葬儀に關係することを禁じた。但し當分の内府縣社以下の神官に限り

従前の通りとせられた。この裏面には多少神道家側の運動があつたので、神官が教導職として僧侶に對抗し信徒を作り、葬儀を取扱ふ等の汚れに交はることは神社從來の歴史に反するし、又神社は宗教に非ずとする主義に悖るとする論説に出發したものである。そこで大教官設置運動は成功はしなかつたが、此發令により非宗教方針の實現的端緒だけは開けた譯であつて、當時の政治家達の間には神社を宗教として遠ざけんとするものと、神社は宗教にあらずとする者との二派があつたのである。そこで此の運動の成功完結を期する爲、十七年七月前後神祇官再設を期して神道界の首領株や有志の者が集まり、表面では建白書を作つて出すと共に當時の有力なる顯官、即ち山縣、伊藤、黒田及び土方内務大輔等の邸宅に二三名づゝの委員を割り當て、戸別訪問的の運動をし、當方の意見を進言し、又向ふでも相當研究をしてゐるので胸を廣くして、之を聴くと同時に自己の意見を聞かされたので、それらの意見を一所に持ち返つてそれを題に又評議するといふ風であつた。これが神社非宗教問題の第二段である。所がその運動半ばに即ち十七年八月に官設の教導職全廢の布達が出た。これは一方から言へば神祇官再設の運動は成功には至らなかつたが、その一部の企圖を達したものであるといへやう。その以前の教導職は純官吏であつたが、この時以後は皆私設教導職として各自歸依の管長を戴いて純然たる民間のものとなつた。從來は神官でも府縣社以下にありては教導職の一面の職務として葬儀に關係してきたが、その教導職が全然官途外に排斥せられたので、神社と宗教神道との紛交がやゝ鮮明になつてきたのである。

然し此現象は一方政府當局の側から見れば、歐米キリスト教國に對する國際感情に基く政策が、寧ろ其主因で有つたかも知れない。當時政府要路の顯官等はキリスト教に對する研究に意を致し、京橋木挽町の厚生館に特に上海より神學博士を招聘してキリスト教の講義を聞いたりしたのである。これは條約改正と結びついたことで條約改正を遂行するには、外國の文化を取り入れてその甘心を買ひ、又我國の文化を高める必要があり、その文化を取入るゝには其文化の中心であるキリスト教の教義に迎合すべき政策を取るの必要ありとしたのであつて、其爲には神社をも成るべ

く間接の地位に置かんとしたもので、明治十七八年の頃東京に於て屢々神道大演説會が公開されたのは是等の事情に依るクリスト教擡頭の氣勢に對抗せる、神道界有志者の反動運動と見做さるべきもので有つた。

然うして明治二十二年憲法が發布され、同二十三年國會開設の事となつた。國會が開けたなら一般國民の神社に對する考はどうなるであらうか。憲法には信教の自由が認められてゐるし、今までの民間の政治運動に表現せられた思想状態、即ち民権の伸張自由の獲得などといった時代思潮から考へると、國會開設後は官國幣社の神社費の如きは全廢が議せられるのではないかと、政府要路の一部神道界有志等の中に憂慮する所あり、その對策として二十二年より要路一部の顯官陰に中心となりて主唱の位置に立ち、全國の皇道家、神職有志等連絡を取つて、全國的運動を起し明治二十三年の九月に至り一つの建白書を出した。その主旨は神祇に關する官衙特設要求であつて、立憲政治施行の最先着手には民心の統一を鞏固にすべき基礎として、神祇に關する特別の官衙を設ける必要があると主張したのである。此運動には顯官達の内部的運動があり、民間には全國神職有志の聯盟運動が行はれたが、結局近く開かるべき帝國議會を目標にして運動を續けることになり、爾來年々の國會に神祇官設立建議の運動が行はれ、神社はどこまでも國家直營的のものであることを叫んだ。是が遂に功を奏して國會に於ては神社は宗教の寺院と同一に取扱ふべきでなく、勿論又教派神道なども異なり、國家の特設官衙の下に直營せらるべきものとの建議が兩院共に通過した。これが明治二十八、二十九年に互る第九議會であつた。そしてこれに實際の反應が見えないので第十二議會（三十一年五月）に至り「第九議會通過の建議はその後どうなつてゐるか」といふ質問書を出したが、その議會は臨時議會で會期短かく政府の答辯を見るに至らなかつた。そこで更に次の第十三議會に於て神祇に關する特設官衙設立の再建議をなし、此時の主張には神社は宗教なりや、非宗教なりやの點について之を明らかにする必要あること、又神社と寺院とを社寺局が一括してゐることの不當なることを力説した。勿論直に兩院共に通過したので續いて又質問書を出した。その要旨は「二度も兩院を通過したからには、明確に國民の輿論である。故に速に特設機關を設置すべし。政府は如

何に考へてゐるかといふのであつて、この時の政府の答辯の要旨は神社の基礎が法律的に明らかでないで、神祇官設立の適不適は其法規制定せられ、神社事務の性質の範圍確定後の問題であるといふので、先決問題として神社法制定の必要あることをほめかけたものであつた。

そこで吾人有志は政府には差當り神祇の官衙設立の意志なし、先づ神社法を要するものであると解釋して、取敢へず問題の實質要件だけを收得すべく、官國幣社の經費問題を提げて國家の直營にすべき建議を出した。これも直に全院一致で通過したのである。これ等の状態によつて國會開設以前に於ける神社が、無用物視せられはせぬかとの政府及神道界一部の杞憂は一掃された譯であり、反つて國民の輿論は政府當局を叱咤して、神社の重大性を認め之を明白にせしめんとしたので、即ち嘗て國粹保存的の問題など一蹴されるやうに想像してゐたのが案外だつたのであり、議會に表はれるこの状態は漸次濃厚になつていつたのである。當時果して政府から立官運動の對策として、神社法案が議會へ提出されるといふ事が聞えて來た。又同時に宗教法案も提出されるといふ噂が立つた。しかし當時の立官運動者側では、國の歴史、皇道の精神に鑑みて神社は法律でもつて支配さるべきでないと考へて、當時の立官運動者の多數は政治的、法律的取扱に關心を持たなかつたから、裏面で反對の運動を始めたが偶々其法案の全文が世間に洩れて當局の爲に不利の事情發生もあり、とうとうこの法案は出ずに終つた。これが明治三十一、二年のことであつてもしも當時神社法の制定が出来ておつたなら、或は今日の如き問題は起らなかつたであらう。

さうして明治三十三年に至り第十四議會の閉會間近に、社寺局と宗教局とを置きて社寺局を廢するといふ官制改正の爲の豫算案が政府から出たので、神社非宗教主義の實現として運動者は喜んだ。然るに其實質内容であるべき神社の經費案がないから、「何故官國幣社の豫算が出ないのか」と督促的建議案を出して、次回の議會には是非出して貰ひたいと要求したのである。

これまでがこの神社宗教問題について表面に出た一通りの運動經過であつて、とにかく當時の立官運動の實質的の

問題は行政の施設上神社と宗教との區分を立つることとし、官國幣社を國家の直營的位置におくこと、の二つを主要としたのであつたが、この懸案の前者はこの三十三年に、又後者の神社費については三十九年に於て、今日の如くに成功したのである。そこで立官運動は是にて一先づ實質上の解決を得て一段落となつたわけなのである。

然るに今日に於て猶神社の宗教、非宗教の問題が社會にやかましく論ぜられるといふは何故かと云へばこの問題の主體、即ち神社の根本が今でも法律的に明定して居ないからである。さうして帝國議會では前述の如き次第にて「神社は非宗教なり」の態度が宣明されて居り、政府の見解も亦同様である筈なるに最近神社法完成の爲に組織せられた神社制度調査會に於ける一調査委員の質問から、再び此問題が起つてゐるのは單に神社の根本が法律的に明定して居ないのみならず、今日の神社其ものゝ實態上に疑がはしい點があるからではあるまいか。一體法令は事實の反影であり二者は常に相一致してゐるべき筈であるが、神社の今日の實態はその今日の法令と全然一致して居るかどうか、これも考へて見るべきであらうと思ふ。

#### ○最近の問題の各説の要旨

それで最近に於ける此問題の論説で、今日までに出てゐる神社協會雜誌、國學院雜誌、其の他の雜誌新聞に出た重なる神職その他神道界の人々の意見や、法律家、宗教家等の意見の大體を要約して紹介致して見よう。そうして今日の神社問題に於ける一般の風潮に對し、可及的に理解の徹底を試みたいのが、私の此の講演の目的である。

先づ神道家の説では神社の今日の状態は完全なものである。神社には道義的宗教的の二つの方面があり、此兩方面に於ける吾國の神社行爲は古くから行つてきたことで、今に始まつた事ではない。神社はこのまゝで一向に差支へないから改革の要はない。神社の本來は非宗教的であつて、御守札を出すことも神社崇拜の餘りであつて、宗教的のものではないから、神社を法律で取締る必要はないといふのである。

現今の著名なる法律學者の或人達は曰く「神社は宗教的のものなり、憲法第二十八條の信仰自由の目的の中には神

社も入つてゐないとは云へない」と、花井卓藏博士は又教派神道と神社とは同一性質のものなり。その證據には佛教やキリスト教を信ぜず神社だけで満足してゐる者もあると云ひ、博士自己の希望としては、現在の日本の状態から周囲の悪化に對して神社が宗教として、他教に對するのが大切だと言つてゐる。又美濃部博士は神社神道は宗教であつて日本の國教である。そうして其祭祀經營は國の事務として取扱はる。しかしながら神道に對する信仰は強いてはゐない。同時に又憲法に於ては國家がどの宗教を保護しようとかまはないから、教派神道をば佛教と共に特別に保護してゐるのであると云ふてゐるのである。

宗教家側ではその中でも兩部神道の流を引いて居る佛教派の者はさすがに穩和で、神職側に共鳴して居るのであるが、眞宗派とキリスト教各派の教師等の論が特にやかましい。これは神社から宗教に類似する點を抜いて、各々自教の宗義弘布の爲の便益を得んとするのではないかと感ぜられないでもない。其れは即ち神社が宗教でないなら、その祈禱守札などを停止さすべきである。又宗教であるならば小學校が教師生徒を神社に參拜せしむるが如き、禮拜の強制を止めて貰ひたい。何れとも此際明瞭にせられたく、あいまいでは迷惑すると其の筋に提言してゐるのである。

#### ○問題の概評

神職側一般の意見を考へて見るに、神社の現状が現行法令の精神に遺憾なく一致してゐるならば、この問題は起らぬ。此問題が今猶問題と成り得るのは神社の現状に遺憾とすべき所があるからではあるまいか。或る因襲に捉はれたる不合理な點がありはしないか。又神社を法律で取扱ふのは困るなどといふのは、其れはその法律に對する不理解による一種の感情に過ぎないのではないか。それでは問題は永久に解決せぬであらう。是點は神職側に於て反省の要があらうとおもふ。

又法律家の意見は粗大であつて、花井博士の説は神祇道の歴史に疎い、教派神道と神社の二者を同一視するのは、素人の論であつて理論よりするも其區別は明確である。美濃部氏は神社を國教なりとし、そうして神社神道に對する信

仰即ち神社の崇敬禮拜は之を國民に強要してないと云ふ様に説かれてゐるが、其れは間違ひで、國家は我國民が信仰の有無にかゝらず神社崇敬の義務を有することを認めて居るもので有つて、宗教として取扱つてはゐない。是が神社と國家及國民との關係に於ける現在の事實である。又固より信仰的關係のものでないと私は考へる。

かのキリスト教派側の注文のうち、神社の宗教的部分として切取るべきものといふは、如何の性質のものか、この點に就いては神職側も考へるべきである。彼等の主張では神社は祈禱を廢するべきものなりとするが、併し祈禱は宗教のみのものではない。これには宗教的、道義的の二つがあつてその區別は明白である。祭祀令の中にも御祈禱の祭はあつて、これを全然認めないとするは神社に對する我民族の崇敬精神の自然的發動に制限を加ふることになるのである。がしかしこの論を全然彼等宗教家の我田引水論として排する譯には、いかない點もありはしないかと思ふのである。

要するに是等區々の論議は神社の本質的實相觀の不透明に起因せるものと云ふことが出来る。しからは我國の神社は法令上如何なる立場に置かれ來つて居るか、其の事務の種類はどうか、神職は如何なる思想精神の下に其職に當るべきであらうか。法令は現實の反影であり、今日の事實を招來せるものは過去の歴史であるから、これがいかにして生じたか、神社の現實情狀を究めるには過去のことから考へることが必要である。然うして明治維新以來今日まで既に六十餘年間政府當局者も神職も其他神道界に關係ある篤志者等が研究に研究をし、試練に試練を重ねて現今の神社状態に到達せるものであるから、この六十餘年間の經過、試練は今日の神社研究上決して輕視することの出来ないものである。

### (二) 明治以來の神社制度の經過

#### ○神社直營制

明治維新當初の政治は祭政一致、政教一途が大綱であつたと云つて宜しい。これは維新の事業が尊王攘夷の經過をたどつて發生し來つたものとして當然の成行きである。王政復古の如き大改革の後に要せらるべき民心安定の政策からもこれは必要の歸結であつた。明治元年三月十三日の諭告の中には

此度王政復古神武創業ノ始ニ被爲基諸事御一新祭政一致ノ御制度ニ御回復被爲遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興御造立ノ上追々諸祭典モ可被爲興儀被仰出候(下略)

とあつて、これは神祇官設立を聲明されたものである。「政」は「祭事」で祭事は下の上に奉ずるをいふ。臣下は君に奉仕し君は祖宗に奉仕するのが「まつり」である。祖宗への奉仕は懷舊の情操に基く、この祖宗への懷舊情操は國家統一の上に非常に大切であつて、これに依る民族的自覺からして忠勇愛國の精神も發揮せられるが故に、政治をするには先づ崇祖敬神の道よりする所の治教が必要であり、治教は國體精神を闡明して國民を指導するものである。そこで神祇官の所屬に宣教使を置き之を諸國に派遣し成人教育を行った。これが政教一途で維新事業の完成には必要であり朝廷の存在を明にするためにも大切であつた。即ち皇道尊重は王政復古の精神である。當時の武士の中には武家政治をしたつて反旗を翻がへさんとする者もあつた時であるから、是を精神的に壓伏する上にも効果があつた筈である。先に。王政復古となるや取敢へず神祇事務局を置き、後に神祇官を置かれたがこれは太政官の中に屬したもので珍らしい制度であつた。明治二年七月に至り更に古制の如く神祇官を太政官の上に置いて大いに其權勢を高めた(當時は官の使丁までが威張りちらしたので、他各省の者から感情的にも大に憎まれたといふことである)間もなく神祇省となつて明治五年まで續き教部省となつた。當時の政府の意見では神社も亦宗教なりとし、新に教導職なるものを設け神官も僧侶も教導職として一括しその教義的統一の爲に三條の教則を立て之に依りて布教せしめたのである。

明治五年四月教導職に下附せられたる教則

#### 第一條 敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事

## 第二條 天人道ヲ明ニスベキ事

## 第三條 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

これによつて二者を協同せしめ新たなる規範の内に國民を括り込んだので、この政策は確かに當つてその効果は淺少でなかつたやうと思はれる。

しかしこの政教一途の施設は明治十五年、神官と教導職とが分離されし時より、神社は神社、教導職は教導職と別々になり、明治十七年教導職を廢せられて遂に政府は政治一方に立こもつて終つた、結果全く停止されたわけである。さて明治十九年までは神官は本官であり、神社經費は年々政府から出たこと今の神官と同じであつたので、國家の歴史からいへば是が神社の理想的實態なのである。併しこの直營制は官國幣社だけのことで、府縣社以下は現在と變りなく、むしろ現今よりも不振の状態であつた。というのは明治六年までは府縣社は府縣地方税から、郷村社は氏子町村の協議費からその經費を出したのであつたのに、六年以後は氏子の信仰の自由に任することゝされた。即ち民費から出すのを止めたのであつて公共團體との縁はこゝで切れて終つた譯である。次で十一年に到つて神官の身分は寺院の住職同様となつた。その爲に、神官の意氣沮喪したことこの時より甚しきはなく實に哀れな状態であつた。が、かし代表的に見ると官國幣社の上に於て明治十九年までは神社直營制が持續されて居つたのである。

## ○神社保存制

明治十九年にいたつて突然官國幣社の經費を全廢して、向ふ十五ヶ年間年々保存金を支給することに改められ、神官の官制を止めて職制とされた。その保存金はこれまでの年々の經費と同額であるが、その半分で一年の經營を支撐し、他の五分の中の一分五厘を積立て、神社改築の爲の全國的の融通金とし、残り三分五厘を保存費として積立て、十五ヶ年後はその積立金で自立しろ、即其後は各勝手に自營しろといふのであるから、當時の關係者は驚くといふよりも呆れて終つた。そこで應急論として保存制の是非はとにかく永續の見込が立たないからといつて運動した結果、

明治二十四年になつて十五ヶ年の期間を増して三十ヶ年間に改められた。一體この制度は前にも述べた通り國會開設以前に於ける、政府當路者の杞憂即ち、神社が無用物視されて其維持費の全廢案が出されはしないかといふ憂慮が其一原因になつてゐるものであつたが、開設後の國會の意見は幸にそれと正反對で神社尊重の論が盛であつた。それでこの制度は既に二十二年頃からして問題になり始め、遂に三十九年にいたつて法律を以て官國幣社の經費は國庫より供進するときめられ、翌四十年度より實施されて今日に至つたので全く元の經費制に復したのである。

そこで之を概括すると明治初年以來、初めの二十ヶ年足らずの間が經費制、次の二十ヶ年が保存費制、最後の二十餘年が供進費制となつたわけである。而して若神社宗教論を強調してゆくとすれば保存制度に歸着することが適當の成行かも知れない。そこで神社の宗教非宗教問題は即ち神社は直營制が適當か、保存制が適當かの問題である。この開闢以來の國家の宗祀としての神社はいかに取扱ふべきか、其何れが理想的なりやの試練を明治初年以來今日まで六十年間常に試みつゝ來た譯である。そして神社と國家の歴史的關係が無視されたのが第二の時期であつて、神社の宗教、非宗教の問題は此期間が亦其白熱點に達した時でもあり、立官運動の最盛を極めた時でもあつて、神社に關する國の輿論は此時始めて起つたのであつた。而して前述の通り官國幣社の經費問題は解決して直營制に復舊され、神社と宗教との管理は神社局と宗教局とに分離されたが、他の一般の神社崇敬の義務については法律は確定してゐないのである、さうして神社問題の解決をして尙一層徹底地に導かうとするには、今一つ神社に似て非なるものが有つて之が紛交の一因となつて居るものがある。其れは各派の教派神道である。

## (三) 教派神道と神社

## ○教派神道の發生及組織

教派神道の發生を概言すれば、明治維新の政教一途が破れて現はれたものが今日の教派神道である。其經過は如何



と云ふに、明治三年神祇官内に所謂神祇官の八神を正座におき、東座に天神地祇を祭り、西座に御歴代の皇靈を御祭りになつたが、これはこの年初めて御鎮祭になつたのであつてその御趣旨は次の詔の通りである。

明治三年正月三日神祇官ニ神靈鎮祭ノ詔

朕恭惟。大祖創業崇敬神明。愛撫蒼生。祭政一致所由來遠矣。朕以寡弱。風承聖緒。日夜悚懼。天職之或虧。乃祇鎮祭天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官。以申孝敬。庶幾使億兆有所矜式。

この神祇官の祭祀は我國の神祇祭祀の中心となつてゐて、神宮は特別である。我國に於ては先づ神を敬ふことよりして君臣父子の道が行はれるので、人道の根本は祖宗に對する孝敬の精神であつて、上に於いて先づ範を示させられ、國民をして各その祖先を敬祭することこれと同様に、これにならばしめたいといふ御趣旨であつた。この三座の神靈は明治五年神祇省を廢し教部省を置かれた際に、八神及び天神地祇は皇室に御引取になり、又歴代の皇靈はその前年既に皇室に移されて居たので、これで神祇省時代を最後として政府の中にあつた祭祀設備は、皆皇室に引上げられて祭政一途の中央機關は事實上の終局を遂げたのであり、それ以後は皇室の御うちに於て祭られ、天神地祇と八神の二座を合して神殿となし、賢所を中心として皇靈殿と共に相並び宮中三殿となつて今日にいたつてゐる。

さて又前述の詔と同日に、大教宣布の詔が次の如く出てゐるのである。

朕恭惟。天神太祖立極垂統。列皇相承繼之述之。祭政一致億兆同心。治教明于上。風俗美于下。而中世以降。時有汚隆。道有顯晦矣。治教之不洽也久矣。今也天運循環。百度維新。宜明治教。以宣揚惟神之大道也。

因新命宣教使布教天下。汝群臣衆庶其體斯旨。

前にも述べた通り、政府は維新の初め大教宣布のために宣教使を置いて惟神の大道を弘布せしめた、即ち、一方に政があり一方に教があつて政教一途であつたが、この機關は其後どうなつたであらうか、宣教使の後を繼いだものはかの教部省の下に屬した教導職である、そんなつた理由は、その前年から佛教家側からの反對運動があつて、神祇道は道

あつて教なし、國民が信じて居るのは佛教であつて神道ではなく、政府の爲す所は一般人民の望む所ではない。佛教は長い年月を経て國民一般の信仰を得てゐるから、政府教を布かんとすれば佛教が一番すぐれてゐると言つた、此運動は相當に効果が有つた。これで惟神の道の一本槍で來た政策に水を差された譯で、この惟神の道の一本槍の結局は佛教破壊論であつたため、佛教側の受ける打撃は大きくその爲運動がなか／＼激しかつたのであらう。その結果として神職と僧侶とを同等の地位に置いて、相共に人民を教導せしむる事になつたのが即教導職の設置であつて、その爲に僧侶も三條の教則に依りて敬神愛國を説いており、神佛合同の態度で進み、後には一時のことでは有つたが僧侶が神界に關係したこともあつた。かくしてゐる内に神道には經典がないので、佛教の説に對抗する爲に種々信條教義を立て、極めて宗教的な行爲を競ふ様になつてきた。それで大體大教宣布の目的は純道義的のものであつたのが、佛教に對抗する爲に靈界説を入れ、高天原は極樂で根國底國が地獄であるなどと説く様になつて、この惟神の大道は一層宗教的色彩が濃厚になつたのであつた。かゝる勢は又政府をして斯道の取扱に於ける治教的態度を改めしむる一因となつた。かくて明治十五年の神官に教導職を兼務せしむることを禁止するの發令、同十七年の教導職全廢の發令となつたのであるが、この間に於ける教導職の發展が後の教派神道發生の根底をなして居るのである。

明治六年政府は教導職を管理する爲にこれを東西の二部に分けて東部管長は近衛忠房、西部管長に千家尊福を指定したのであるが、そのいづれに屬するかは教導職各自の任意を以て其所屬を定めしめたのであつて、これが教導職の部屬分派の最初であつた。其後更に一旦全國を一つに統合したが、明治九年に至りて三部とし、翌十年には四部に分けた。其管長は一部が千家尊福、二部が久我建通、三部が稻葉正邦、四部が田中頼庸で各教導職はその信する所歸依する所に従ひ、其所屬管長を定めしめたのである。がその翌十一年には此部制を廢して指定管長を置かず全く教導職各自の任意に管長を選択せしめた、これが教派神道の胚胎であつて當時既に伊勢の神宮出雲の大社信州の御嶽神社の如き有力神社の神官教導職等各其神社名の下に教會を組織しつゝ有つたのである。そこで各自選ぶ所の教會管長の下

に屬し、教派團體的に布教をし信徒を結集したのであつた。例へば大社教は千家尊福を中心にし、神宮教は田中頼庸を中心にし、その管長の信仰の趣旨に従つて動いたものである。かくて、明治五年教部省が置かれてから教導職は大教院、中教院、小教院の階級的統轄の下に活動してきたが十年教部省が廢せられ内務省の管理に屬せしめられてからは中央に神道事務局なるものが出来、各府縣に其分局が出来て各管内の教導職を統轄することになり、明治十五年に至り各教團の中獨立する力のあるものは一定の條件の下に特立し事務局の統轄から離れて内務省直轄となることを許された。その時、主なるもの六つが獨立してゐる、これが即ち教派神道の最初である。そうして十七年に到り官職的教導職廢止となりて全然私設組織となり教派神道の本質的地位が定まつたのである。その最も古く獨立したものは、か

の天保年間から一つの教化團として有力であつた黒住教で明治九年に既に一教派として認められたのである。それから明治四十一年の天理教の獨立認可にいたるまで獨立認可を得たものすべて十四派であるが、この内神宮教はその神宮の名稱を信仰自由の教派として冒稱することの不穩當な嫌もあり、爲に廢されて神宮奉齋會と組織の變更をなせるにより一教派減じて残り現存の所謂神道十三派となつて居るのである。

以上が教派發生の根本であり系統であるが、顧みて是等の經過を見ると官國幣社はそのまま、政府の手に残り神祇官の八神又天神地神は皇宮内の神殿と成り、新に組織されたる十三派の教派神道が社會に發現したのであつて政教一途の政策の解體は形式の上から見て此の如く三分された譯である。

さて教派神道の發生は前述の如く政教一途の政策の餘瀝であつて其の多くは神社が元で神社の信仰に立脚して發達したものである。神社と教會とは紛らはしき點が少くない。今教派の一一の状態に就いて少しく考へて見よう。教派の發生は教化の中心となるべき立派な人格者があつて始まるもので黒住宗忠、中山みき女などその例である。(みき女の人格については論もあるが、しかし信仰の力が強く、確かに他の凡人に比して特色を持つて居る)金光教も同様である。信頼すべき中心人物があり多數が之に歸依し、その集りの擴大したものが教派團體となるを通例とする。

下山太助の立てた御嶽教は御嶽社の靈驗を感じたる自己體驗に出發し、その恩德に多くの人を浴せしめたいといふ動機の發現である。御禊教は武藏館林の人井上眞鐵が御禊の行を以て修養の業とし自ら範を示して信者に身心の淨化を教へ始めたものである。金光教は河平權二郎が庶民の金神に對する恐怖の念を除き安神を得させんとせしに起り、天理教は教祖みき女の信仰による獻身的、博愛の行實から發してゐるのである。

これらの教派は皆、大なり小なり信仰的人格中心を有し教派發生の自然的徑路によつて發生せるものなるが、その他の教派では政治的事情から出發し信仰的人格中心を有せず首唱者自らの奉仕する神社を中心として教團を作り其首唱者たる神官たりし者が自ら管長となつたものが多く、教派發生の自然的徑路によつてゐないから、信仰勢力が薄弱である、これら神道教派の勢力は畢竟事情的に成立つた部分多くその手段方法の巧みなものが信徒の多くを集め得て居り其方法拙劣なものは信徒が少數で、いづれにしても眞の信仰結團にあらず不自然のものであるから持久性乏しく何時の間にか衰亡しつゝあるはかなき運命の下にあるのである。

次に是等教派は今日法令上如何に取扱はれつゝあるか、といふにかの教派獨立の際には政府は一定の條件をつけてゐる、即ち教導職の進退は管長の任意とし左の如き條規を立て一切を是に依らしめたのである。

第一條 各宗派妄に分合を唱へ或は宗派の間に爭論を爲す可からず。

第二條 管長は神道各派に一人、佛道各宗に一人を定むべし、但事宜に因り神道に於て數派連合して管長一人を定め佛道に於て各宗管長一人を置くも妨げなし。

第三條 管長を定むべき規則は各神佛其教規宗制に由て之を一定し内務卿の認可を得べし。

第四條 管長は各々其立教開宗の主義に由て左項の條規を定め内務卿の認可を得べし。

(左項條規は教規教師の分附進退又は宗制寺法僧侶の分限進退等の事に關する規定を指せり、こゝには其本文は省略す)

第五條 佛道管長は各宗制に於て古來宗派に長たるものゝ名稱を取調べ内務卿の認可を得て之を稱することを得  
以上が教派の法令的組織の要件であつた。

而してその機關として中心には本院或は本部を置き、所管地には教會、説教所、祠宇（教祖神を祀りたる所その前に於て儀禮を擧げる。がしかし信徒外の衆庶の參拜は許されない、それでは神社にまぎらはいから）等を置いた。又教導職を其實務の如何に依り本部から一定の俸給を受くるものもあるが多くは信徒歸依者の奉仕的餘德に依るの外定給なきが通例である。

○教派主神と神社祭神

教派は各々その教祖又は派組織の創始者たる管長が信仰の主神を祭るもので政教一途時代に於ける當該神社の祭神を其まゝ祭れるものもあり、又後より其教祖をも主神に加へて祭るものもある。例へば大社教の祭神は天御中主、高皇產靈、神產雲の造化三神と、天照大神、大國主神、産土神の六神であり、其大國主神は出雲大社の祭神である。扶桑教の祭神は造化三神と木花開耶姬命及天照大神、月夜見神、彥火邇々杵命の七神にして木花開耶姬命は富士山の淺間神社の祭神であり御嶽神社の信仰に立脚する神習教は造化三神、諸册二神、天照大神及び國常立命、大名持命等を祭る國常立命大名持命は御嶽神社の祭神である。又是等の神名は何れにしても國史所載の神名であり、其神徳も古典に依りて説明し得らるゝのであるが教派の主神には必しも然らざるものもある。

黒住教ではその祭神は天照大神と天神地祇であるが、この天照大神は皇祖としての天照大神ではなく教祖宗忠の信仰による太陽の神である。宗忠は毎朝太陽の陽氣を吸ひこんで其不治といはれた呼吸器病を全治せしめた結果、人生は陽氣にありと觀じ世人に向つてこれを教へ陽氣になれと説いたものであつて、黒住教の主神たる天照大神の神格は宗忠を通して見なければ判らないのである。

金光教の主神天地金乃神は我國の神代史國史の中にもなく又金屬司宰の神と古典に認めらるゝ所の金の神でもない

宇宙を主宰する神といふのである。しかし我國の古典國史になくとも教祖が存在を信じてゐれば、それで宜しい譯なので「鬮の頭も信心から」といふ謬もある。宗教の神は信仰に依りてのみ存立し得る。

天理教の主神天理王尊は國常立尊、面足尊、諸册二尊、帝釋天などの神を綜合して名づけたものと云ふことで、これが教祖中山みき女の信仰である。綜合された各々の神は我日本の古典の神もあり佛典の神もあつて所謂神佛習合的である。天理教の教義の特色に財物を汚埃とし人生を借物と説くこと他の神道教派の所説に似ず是等教義すべて佛教の教義から來て居て佛教の解脱觀假諦觀が根底となつてゐる。中山みき女は佛教篤信者であつた様である。是等の外は皆我國の古典に載せられある、神祇であるも各教派を通じて云へば必ずしも然らうでない、又單一神であつても綜合神であつても、我典籍上の神であつても、そうでなくても其れは教派神道の祭神としては論外に置かれてある。唯其教義が我國體精神に背馳せず、その具備する形式が我民族固有の風習に反しないならば差支えないのである。然らば何が神道教派の神道たる所かと云へば其主神名が古來の神名らしく其殿舎儀禮の形式が神社らしく、其服裝が神道らしいのが各派通有の教派神道の特色である。是等の點からいつて、教派の主神と神社の祭神とはたとへ同名の神である場合もその神格は必ずしも同一の神でなく教派の主神は、その教派の信仰を通して見るべく、その教典の説明を聞いて始めて知り得るものである。黒住教の天照大神は太陽崇拜の神であり、富士山を中心にして信仰をひく御嶽教實行教などは舊來の富士講社に淵源してゐて、その教行からいへば山嶽崇拜教とも云はるべく我々が大山高岳に登ればその壯絶なる自然の神祕に打たれ、その威靈的衝動を感じる此機微を利用し人心の教化を布くもので其教派の主神は其教化の中心對照の位置に立つものである。

教派の主神は此故に神社の祭神と同様の神格觀を以て即斷することは出来ない、神典、國史の中に存する神名のもも神典國史所載の神なるが爲に祭祀せるものと考へるは早計であつて教祖の信仰次第により任意に説明せらるべきも神社の祭神は是に反して、個人の任意の解釋を許さない。何となれば神社の祭神は國家公共の崇敬の對照として國

家の典籍が其神格を證明してゐるからである。教派の主神はそれに對する信仰自由の立場からして甲と乙の教派と教派との場合でもその信する神は名は同じでもその神格は教祖の見方如何によつて甲の教派と乙の教派と異なつてくる。又神社にも是に類した甲乙の差違はある。然し其は總て歴史である祭神が同一神名でも各々の神社の歴史によつて差違があつて其神社の鎮祭の土地柄と其社格の上に表現せられる。例へば同じ天照大神を御祭りする神社でも伊勢神宮と他の有格無格の神社とは種々の點がちがつて居る。

約言すれば神社は國家的であり歴史である、教派は個人的であり信仰的である、教派主神なるものと神社祭神とは根本的にちがふ教派神は教祖によつてその神格は如何様にも解釋されるので、それに對して他より批難を加へることは出来ない。國家の秩序國民の風紀等に反しない限り教祖が、何等かの神徳あるものとして之を祀るのはその自由である。即信仰の對照であつて歴史ではないからである。これに反し神社の祭神は國史によつて説明されてゐるか、その名は何ともあれ、とにかく國民は神社に對して敬拜の禮を致すべき道義關係にある所のものである。

#### ○教派神道の教師と神社の神職

前々より述べ來れる所によつて既に明瞭である通り神職は文官懲戒令に依つて取締られ勅令の職制による、國家の待遇官吏として公的のものであるが、教師は私的であつて信徒の信仰によつて立つものである。兩者のまぎらばしい點はその形式行爲にある。神職も教派の教師の行ふが如くに往々にして神葬祭を取扱ふが兩者の差別觀を最多く紛交せしむるものは是である。氏子又は或信者の依頼に依ることではあらうが職掌柄忌避すべき筈のことである死者に接する不淨と神社に奉仕の清淨とは相容れざるものでは是を忌避するが爲には古來嚴重なる慣例作法もあるのであるが、明治初年一時の政策によつて教導職として神葬に關係し始めた事が教導職兼務を禁止せられたる後その惰力でこれが累となつて今日に残つてゐるので、これは時の進むに従ひ自然に消滅するものであらうが、神職の面目刷新には神職自ら速にこの事を止めて嚴肅なる故實に歸ることが必要である。教派教師と神職との差別については後段に改めて云ふべきも概言すれば、教派教師は教祖神の使徒として宣教をなす者、神職は國家公共の代表として神社に奉仕の禮典を行ふ者である。

#### ○教派神道と國家

教派神道の位置は國家との關係に於ては佛教と同じである。明治五年に始めて教導職を置かれた時も教導職として神官も僧侶も同一の格式にあつたものである。歴史を見るに、佛教は渡來後漸次に日本化し神社も亦佛化する所ありて神佛習合の姿態を成してより我民俗に及ぼせる其影響は大にして神社と佛教と提携して進んだ時代もあつた。今日民衆の間に特別に崇拜せらるゝ神社の信仰勢力圏の廣汎なるものゝあるは其餘勢として見らるゝものも少くないこれは朝權衰へ武將争亂の爲に社領を略奪せられて朝廷からの供進物も保護の手も届かなかつた爲、神社は止むを得ず自立自營の方便として靈驗信仰の宣傳に努力し佛寺にて行へる種々なる咒願修法の類を採り入れたことが多くの因縁をなして居るのである。又佛教には僧官僧位の制も有つたので事實に於いて國教の位置を占めた長き時代を有するのである。我國民はどこかの神社の氏子であると同時に一方何宗かの佛寺の信徒であつた。これは千幾百年の歴史を持つことであつて精神的生活安定の上に加へた佛教の影響は大きかつた、かゝる歴史の上から政府が佛教を重視したのは當然である。故に教導職官制廢止の後も宗派教派の管長は神佛共に勅任待遇でその宗規は政府の認可を必要とし政府はこれに適當の干渉を加へ其内部に異常の事件の起るあれば、これが處理にも盡力する。これはその派に屬する多數の信徒の治安問題にも關するからである。

かくて兩者は全く同一に取扱はれ相當の待遇を受けて居るのであるが、この爲キリスト教が糺子扱ひにされて居る形であつて爲に公正なる宗教法案の制定をやかましく言ふ様になつたのも當然である。しかしキリスト教は新來の外國のものであるし、歴史的に特殊關係がないから待遇が異なるからと云つても必ずしも不公平であるとは云へない、若しも單に信教の自由といふことの上から政府がすべてを同一に取扱はないことを難するならばそれは國家の歴史事情

政治事情を無視したものであつて信教自由は憲法に依りて保證せられある國民の權利であるが宗教の管理方に關する政策は政府の任意に屬することである。

#### (四)神社存立の現状

昨日も御話した通り、政府の神社に對する態度は初二十ヶ年は直營制、次の二十ヶ年は保存制であつて積極、消極の兩制を具さに試練して來たのであるが、この間に於ける政府當路者の苦心は容易なものではなかつた。我國家と神社との關係はその範を外國憲法に取ることも不可能であり、又外國人にその説明をするにも大に國情を異にする所ありて容易く了解せしむることも出來難い點があつて大いに悩んだことは對等の國際條約改訂企圖の政策上一通りのことと無かつたらしい。又神社を如何に適當に取扱ふべきかに付ては神道家側でも非常に苦心をしたものであつたが、明治四十年以後の國費供進の制度は過去四十年間の試練の歴史が生んだ結果と云ふてよろしい。

#### ○神宮神社と國家

伊勢の神宮は終始國營であり神宮の神官は終始純然たる官吏であつて、此制度には曾て變動なく異論のないことだから、此れは問題外として他の一般神社と國家との關係について述べることにする。

神社が必須なる國家的の存在意義を有するものなる事は歴史上或は舊慣上明に認めらるゝ徴證があるから論はない譯であるが法律的の基礎がないから是に關聯して屢々問題が起る。先月(七月)の新聞紙上に載せられたる九州平戸に於ける事件、即或るキリスト教徒の女教師が、信教の自由を叫んで、神社禮拜を拒絶した爲その地位を奪はれ、遂に同教の教徒が之を憤慨して訴訟を起さんとしてゐると云ふ事件である。これらは、神社の存在に關する基礎的法令が整備して居れば起るべき筈のない問題である。(然し私はこの訴訟は決して成立しまいと思ふ、彼等は彼女が小學校の教師といふ特別の地位に居る者であることを知らないものである。)又整備してゐれば何人も神社と國家との關係に

ついて疑惑は起らぬであらう。而して、官國幣社について言へば明治三十九年法律第二十四號を以て、經費を國庫より供進されることになつたからは單に其の維持上に關してのものではあるが確に一つの基礎的法令が出たといつてよいのである。

元來我國民としては何れの神社かの氏子でないものは無い。されば何等の名義を以てしてもその神社の存在に必要な費用は支出せねばならん。これは我民族の古くからの習慣として認められたる義務である。併し乍らこの習慣法が何時まで法的權威を保有し得るかどうか、これに對して屢々異論が出る様になつては困る事になる。府縣社以下の神社に對しては全然基礎的法律がないから是を制定する必要がある。

次に神社は現在の法令上公私の權利義務關係に於て如何なる位置に立つてゐるかといふに、民法施行法の第二十八條に法人の規定は當分の内神社に對して之を適用せぬと規定されてある。もしもこれがなかつたならば神社は民法に依りて私法人として取扱ははれてある筈のものであるが、しかし神社は完全に正當な私法人ではない。この「當分の内」といふのは神社法制定の時までを意味したものと見らるゝのであつて、神社の私法人組織は他の私法人とは特異の點あることを斟酌しての規定なのである。それにしても現行の法律では神社の法的立場を私法人と認めてゐることに相違はないのであるが、この民法の制定は既に三十餘年を経過せる以前のことであり、政府の神社に對する取扱方は其後段々に推移して公法人的になりつゝあり。今や殆んど全く公法人に轉化し終らんとして居ると云つて宜しい。其府縣社以下の神社にありては或る一定區域にすむ、氏子民團の建設せるもので一般民衆の參拜は自由に任じてあるが其健設備は一般公衆の使用のために開放はしないから、この點から見れば私法人であるが、しかし一方神社は一氏子團の爲のものでなく國家公共の爲に祭祀するものであつて、所謂國家の宗祀であると解釋せらるゝ現今一般に認めらるゝ所の意義よりすれば神社は公法人に屬すべく神社の取扱方の上にも逐次其意義の實現が認められつゝあるのである。然うして其理事者の位置にある神職も元は官制なりしも神社觀の變遷に従つて職制に改つて來て居る。

こゝで少しく本論の筋から外れるが是も神社の法的立場に關係のある事であるから一言して置きたいのは神官と神職の名稱についてである。伊勢神宮に奉仕する者は終始官制によりて神官と稱せられ現今でもそうであるが、他は明治十九年までは皆神官と稱せられたりしも、官國幣社の職員は明治二十年から職制に改りて神職と稱せられ府縣社以下の者は猶其まゝ神官の名稱を存せられ、同二十七年に至りて始めて官國幣社同様に神職と稱せらるゝ様になつたのである。それで明治二十四年に發せられたる府縣社以下神官奉務規則では官國幣社の奉仕員は神職と稱せられ、府縣社以下の奉仕員は神官と稱せられありて一寸變な事になつてゐる。而して二十七年以後に於て神宮の神官の外は全部神職の名稱に統一せられたのであるが、一般には明治三十九年頃までは法律の文面に於ても實際の官制と職制とに拘らず概括して神官といふ名稱を用ひてある（選舉法等にその例を見る）がこれらは通俗的の名稱即此種類の職掌人の通稱であると解釋するより外はないのであつて、前述の二十四年の神官奉務規則面の異同も通俗的稱呼と法的稱呼との混用として見るべく神社の法的性質に關せざるもので此不統一は明治四十年以後漸次に改正され現行の諸法律はすべて法的に明別される様になつた。

#### ○神社と氏子崇敬者

全國の神社は村社以上大たい、氏子を持つてゐる。すべて神社は創立するものあつて出来又維持する者があつて存在する。氏子は一戸を單位としその氏神との關係は信仰の有無にかゝはらない性質のものである。それは神社には一定の氏子區域があり、日本國中何處でも何神社かの氏子區域であるから、國民にはその住居區域に屬する氏神社の費用を出し崇敬の義務を負担せざるべからざる古來の慣習があるのである。

元來、氏神氏子の稱は氏族制度の產物である。皇室は我日本民族といふ大家族の大戸主であらせられ、此大家族を統一し監督指導の位置に立たせられるものである。故に假令君臣關係を除外するとしても家長と家族との如き民族的關係は變らないのであつて、外國に於けるが如く、其帝王から國民に對する君臣關係を取り去れば單なる一個人に過

ぎざるものとなるのは大いに違つてゐる譯である。この我民族の最高族長にあらせらるる皇室の下にある幾多の各氏族から幾家族の分離生活が行はれ皇室では國家の大祖を祭られ、各氏族は又各氏族の元祖を祭り分家も亦其民族本支の祖先即ち氏神を中心に祭りて其生活の安定と發展とを遂げつゝ、一所より二所三所と逐次に他の土地へ分派繁殖して我民族社會は成立つて來た。故に一體に氏神は其の血統の祖先、氏子はその子孫であつたのであるが、この關係が其姿のまま保たれたのは上古時代だけで我民族の増加と共に年代の進むに従ひ氏族の異同よりは生活の得失に驅られて諸所に轉々した結果、他氏族のものと混交してゆき、この混交氏族に成立つ新なる部落の氏神として祭る神はその集團の者の多くが崇敬信仰する神を選ぶから氏神と氏子の名はあつても實は血族神ならざる氏神社も少くないといふ現象が生じたのである。しかし、もと／＼日本人は同民族であり、君民同祖であるから他の氏族の祖神であつても、眞にそれ自身の氏神又はその地の草分の祖神を崇拜するに異ならざりしは事實であつて、現今に於ても、習慣上氏神、氏子の關係は昔の氏族制度時代のまゝに存在してゐて、この氏神崇拜の精神は小にしては郷土愛、大にしては國家愛の精神の淵源となつてゐる。

崇敬者は明治四十年頃より前は、これを信徒といつた崇敬者の名稱も無いではなかつた。然し通例信徒と稱へたのであるが、これは宗教的の名稱である。一方に崇敬者の名稱が出来たのは此宗教的なるを嫌ひ始めた爲で暫く兩者混用されたが、明治四十一年に法律第二十三號及び勅令第百七十七號を以て神社財産法を設定し、其登録に關する取扱規定を制定された時から崇敬者の名稱に決定した右法律第二十三號は神社の財産に關する特殊な法則で、神社は法人であるから權利義務の主體となり、負債關係も生ずるから放任して置けば神社の寶物、敷地、社殿等の必須主要の財産まで差押へられる様な事が起るかも知れない。それでは神職や氏子總代等に不行届きがあつた時に危険であるからそれを防ぐために神社の登記ある不動産の必須重要なものを寶物と共に地方廳に備へられたる神社財産登録臺帳に登録をする。さてこれ／＼の物を地方廳の登録臺帳に登録したからといつて地方長官は神社財産法に依る所の神社財

産として登記を更に登記所に囑託するのであつて、かくするとこの神社の財産は神職、氏子總代も之を左右するを得ず債権者も差押ふるを得ず一切地方長官の認可を得たる場合の外處分を許さないと云ふが其内容で、この法律第二十三號の中の第三條に「神社財産ヲ處分スル場合ニ於テ其ノ神社ノ神職、氏子總代及崇敬者總代ハ之ヲ取得スルコトヲ得ズ」とあつて、これが法律上に用ゐた崇敬者といふ詞の最初で有つて是から後「崇敬者」なる名稱が決定的用語と成つたのであつて、かくして信徒と區別されたがこれは事務上の事ではあるが一進歩に違ひない。即ち信仰の有無に依るわけではなく、道義的のものであるから崇敬者といふのが適當である。崇敬者は必しも一戸を單位としない。本來個人を單位とすべき性質のものである。一戸には氏神神社は一社しかない。しかし其一戸若くは其家族の一人が各任意に他の神を崇敬することは其れが幾所の神社たるも不都合のないことで、此の場合が崇敬者であつて實質的崇敬義務を其の神社に盡くせばよいのである。例へば御金を寄進したり、參拜講社を作つたり社殿の造營改築に盡力したりするのである。氏子がない社には唯崇敬者のみがあつて之を維持して居るを通例とする、人民が崇敬する社はいくつに亘るも、又其社が何所に在つてもそれは任意であつて氏子の如き地理的の所屬制限などはないのである。

#### ○神社と公共團體

神社の氏子區域と公共團體の行政區域とは喰ひちがつてゐることが多い爲に神社の經營上不便なる事が多いのである。氏族制度の昔では、氏子區域が即行政區域であつたのであるが中古以後政治地理の變改は一再ならざりしも氏子區域は政治地理の變遷に伴はず少しも變ることなく經過して來たので千數百年の昔のまゝで、今日では非常に喰違つてゐる所が多い。然して之を整理することは至難の業であり、無理なことでもあるから是は致方ないが、近頃氏子、氏神の關係習俗は全國家的であり、其祭祀は國家の宗祀的意義のものなるにより相當の機會ある毎には府縣社以下にも政府から幣帛を供進すべきであるといふ論が行はれかけてゐる様である。本來は民族的のものであるが我民衆の國家思想の發展に依る其崇拜精神の向上と意義を認めてそれに適する様に、神社一般を國家的宗祀の實質を具ふる地位

に持上げんとする機運、施設を進めることは神社の發展を時代に適合せしむる一方法である。公共團體の一部が或社の氏子で其他の部は他社の氏子であれば一つの氏子團體とはいへないから公共團體としては神社に對して一致の行動を取ることが出来ない、そこで明治三十九年勅令第九十六號によつて公共團體は附近の神社（國家的の規格を標準にしたもので大抵のものは之に該當する）に對して幣帛を供進したいと思へばその地方費を以て供進してよいときめられた。其公共團體と其神社との間に多少の氏子關係があらうがあるまいがそれにはかゝはらないのである。こゝに到つて、府縣社以下の神社も一個の氏子團體だけの神社でなくなり、又氏子のみの氏神でなくなり、段々國家的の神社となつてきた事を知るべきであり、これは府縣社以下の神社の發展に重大な意義を持つものである。況んや又之に次いで四十三年十二月の神社局長の三重縣への回答により、公共團體はその費用に餘裕ある時附近の神社の費用を補助してもよいといふことになつた。これは意味深重なことで、幣帛は一時的に敬神の至誠を表はすに止まるが神社費の補助は或程度に於てその神社の常時的な維持奉仕に關する義務をも認めたるもので茲に至つて神社の維持は必しも氏子の義務のみならず、附近公共團體も義務關係の立場を有するものなることが明かとなつた。これらの成行きより見て、府縣社以下の神社が私人より公法人に轉換しつゝあると言ひ得られるのである。然してかくなりし事の動機が三重縣の神社界より發足した事であつたことを特につけ加へて説明して置きたい。それは、當時三重縣より神社局に對し照會して三重縣では從來社費は協議費から出てゐたものであるが、その取扱に弊害があるので之が整理をなさしむることになつたが、本縣では神社整理の結果氏子區域と自治行政區域との一致せるもの既に百四十餘社に達して居るから是等は町村費を以て神社費を支出して可なるべく且府縣社以下の神社に地方費より幣帛を供進し得るとせば一歩進んで町村の神社費は之を町村費に移して神社の維持經營を確實ならしめたいと考へるから御考慮を煩したく其實現までの處氏子區域と同一である自治團體からは補助金の名目で其町村費より神社費を支出せしめて差支へないかと申出たのである。此照會に對して神社局からは一ヶ年程してからかの回答が出たのであつた。そうして其れは其町村

より神饌幣帛料を供進する神社に對してのみに限られて有つたが大正七年五月の神社局長通牒を以て無格社以外の府縣社以下神社へは公益上必要と認むる場合何れの社に對しても差支なきことに成つたのである。

○神宮神社と私賽者及び民衆

既にお話した通り神社の存立維持の根本に立つものは國家若しくは氏子、崇敬者團體でこれが精神的にも物質的にも正當の存立地盤であるがその他に、臨時不規則に、何人にも自由に參拜させる事、即ち衆庶の參拜の爲に公開されることが公認神社の一要件となつてゐる。一私邸に祀られて、公認せられてゐないものは一般の人々を參拜せしむることを許されない。それで神社には如何なる名義、理由によつても料金を取るが如きことを爲して、間接に參拜を阻むが如きことは許されず、又それ相當な便利な設備をする、即手水場、控所、携帶品置場等を作つたりするを通例とする。従つて又參拜者の方でも參拜の時には相當の風儀を守るべきで、どの神社にも車馬入るべからず、魚鳥捕ふべからず、竹木折るべからずの制札がある。これは尋常の規定であつて、其他泥酔者、精神病者等は管理者で拒絶し得るし又風體の餘りに見苦しい者なども同様である。警察犯處罰令に於ても之を取締るし、積極的に祭祀を妨げたり汚辱を加へんとする者には相當の刑罰がある。

さて、眞に參拜のみをするのには固より手数料金を要すべきでないのであるが、或社では寶物拜觀や特別建造物等を料金を取つて見せてゐる。この場合は一定の料金を規定して主務大臣の許可を受ければよいといふ特例があるのである。しかし、その場所が參拜の爲に必要な場所である様な事は好ましくなく考慮を要するのである。勿論さういふ神社は其保護の爲に相當な設備費が要することではあらうが、其工藝美術的の一部局に附てはよいとして一般參拜者の參拜の爲に使用を要するが如き状態にある拜殿に入るに料金を取るのは問題であり、原則としては料金を取る事は許されない筈のものであるから出來得る限り開放的でなければならぬ。

國法によつて與へられた相當なる身分の者が正式參拜を願ふ時は、神社は公務上支障なき限り相當の取扱をなす、

神社は國家的の儀禮の場所であるから、皇室によつて與へらるゝ榮譽待遇は神社にも固より共通であるから、服裝其他相當の心得を守りて之を行ふは本人の光榮でもあり禮儀でもある。故に正式參拜は無料であつて手数料的のものを出す様な心配は要らない。但し參拜者が自身の志として、玉串料、神饌料、神樂料の類を供ふるは別の話である。然しそれも神宮では正式參拜の際自ら其神前に、玉串一本でも獻納する様な光榮は一般臣民には許されてゐないのである。

以上は一般民衆の單なる神社參拜について述べたのであるが、その人々の中には種々の意義を以て色々の金品を獻納する事がある。例へば氏神及其他的の神社に農家なれば穀物の初穂を上げ、漁夫が豐漁の時の最初にとれた魚を獻じ、或は酒屋が新酒を奉納する等すべて生産する初物を差上げて、感謝なり、祈願をこめる。其れは各自任意に社前に供ふる者もあるが多くは神職へ申入れて其取扱を頼む。こんな動機から所謂奉賽事務が生ずる、この場合其意志なり物品なりが神社を崇敬する態度に戻らず、神社の神聖を害するが如き嫌なき限りこれら衆庶の希望に應じて、相當な取扱ひをして其の情を満足せしめるのはよい事である。金品の獻納といつても鳥居を立てたり、樹木を寄附した時などは神社にて之を認容した以上は相當の位置に之を建てさせ、又は植えさせて終へばそれですむが、他の金品の取扱は複雑である。物品は其品柄により金に代へる事が出来るものもあり、然らざるものもあり、金員にしても其寄附又は獻納の主意次第で色々の取扱がある。それで神社ではこの様な價値物が獻納される爲の雜務があるので、神社によつてはこの事務の方が主要の公式奉仕事務より遙かに多く忙がしい神社がある。その結果奉賽に關する會計事務があり、其獻供の金品に屬する獻供者の願意があるから其願意相當なる儀式を挙げ、祝詞を奏して、その意を神に傳奏するのである。そこで儀式的勤務も繁劇となる。然うして如此して何等かの祈願を爲せるものには、此の祈禱の御蔭にて神明の加護を受けられるといふ安心を與へる様に神社より祈禱のしるしとして種々の形式の守札を授くるを通例とする。



かくして神宮に於ては、神宮司廳は公式の祭祀を行ふて、神宮と國家との關係に屬する事務を取扱ひ、神部署は參拜者の奉賽と守札授與とを取扱ふて、神宮と國民との關係に於ける事務を取扱ふてゐる。但し正式參拜は司廳に屬してゐる。これは個人の事ではあるが金品獻納事務でなく、公式の取扱として一般人の入るを得ざる神域に參入せしむるが爲である。神部署の奉賽事務といふのは必竟私賽に屬する金品獻納の取扱に關することが主となつてゐるのである。

普通の神社では其事務の特別機關はないから、すべて官國幣社では宮司、禰宜、主典、府縣社以下では社司、社掌の手で公私の別なく之を處理するのである。品物なればそれが貯藏して社用に供し得らるゝものなれば貯藏し、然らざるものは賣却して金錢に替へ、或は其まゝ神職に分けるものもあり、寄進のものはすべてよく其使途を考慮して成るべく寄進者の希望に副ふやう取扱ふべきことに成つて居る。而してこれらの金品は或神社では非常な額となり、その神社維持の上に重要な財源をなして居るものが多い。是等の社入金の大部分は主として神社の經費の補助に充つべく、殊に參拜設備の整頓の費用に使はるゝを通例とする。手水場所、休憩所、神樂殿、繪間堂、神苑の手入、清潔の保持等、參拜者、私賽者に關する設備費用の澤山を要する神社では、この私賽社入がなければ神社存立の資財の大半をも失はれる譯であり、それが國庫よりの供進金ある官國幣社の如きでも、名社大社となれば其の規模の複雑なるだけにこの社入資財なければ維持經營されてゆけないのが少くない。國家からの供進金は神社に必要缺くべからざる本務的、公式的の物件用件の費途に用ひてゐる。之は神宮の如き比較的供進金高の多い所でも同様で、それだけ費途も大きいから動もすれば不足勝ちで、社入金が多いから神苑費や復古館や神宮文庫、皇學館等の如きものはすべて是れによりて建設され維持されてゐるのである。故に神社は國家或は氏子團、崇敬者團の如き一定の維持團體があるからといつて、必しもこれだけで其存在を完全になし得るとは云へない。一面民衆との關係に於て存立し維持される所があるのである。單なる感謝の意から又は或事に附いての嬉しさの餘りから自己の誠と汗を以て作つた物を捧

げて、感激の情を神前に披瀝し、神明の嘉納を得て満足せんとすることは日本民族の美風であつて、之は決して妨ぐべき事ではなく、又神社よりこれを勧誘して其態度に出でしむるが如きは弊害があつて悪いが、民衆各自にこの心情が自然に發露する様に、敬神の道を明にして道義的訓化指導する事はよい事である。然うしてこの民衆の私賽に關する事務は一般の自由參拜に公開せらるゝ神社として當然附帶すべき事務で有つて、神社の經濟事情の如何に拘らず出來得る限り懇到に取扱はるべき性質のものである。

#### ○神社の理事者

神社は民法の施行法第二十八條に規定された通り、法人規定を適用すべき範圍より除外されたる事實上の財團的法人である。既に一般法人と同様の實質を具ふるものとすれば、其理事者の位置に立つのは何人であるかといふに、それは神職（宮司、社司、社掌）の位置に居る者若しくは其代表的位置に居るものが理事者に當るのである。この神職は法令の規定に依りて神社の事務を管理し、必要の指揮監督は地方長官より受けるのであつて、其以外何人の牽制も受けない。社會に對しても神社代表の任務を持つもので、これらの點から神職はそれ相當の資格あるものを要求されてゐる。即ち高等神職試験、尋常神職試験等の試験制度あり、高等神職（官國幣社の宮司、神部署神部）は高等試験に合格したる者、若しくは同等以上の資格者と認められたる者より、尋常神職は尋常試験に合格したるもの、社司、社掌等は社司社掌試験に合格したる者及是等と同等以上の資格ありと認められたる者の中より採用される。然し府縣社以下の神職は氏子より選舉するのである。

さて府縣社以下の神職は如何にして選ばれるかといふに、氏子團體又は崇敬者團がその資格ある人物の中から選定し、之を地方官に推薦する。地方官が之を適當と認むれば任命辭令を發するが、不適當と認むる場合は更に改めて推薦させる。そしてもし尚不適當と認むるならば地方長官が別に適當と認むる者を補任するのである。一體氏子團體又は崇敬者團體は神社の維持者若しくは保護者の位置にある。神社は元來彼等が創設したものであつても、神社は國家の

ために國家の祖神を祭るもの」といふ解釋によつて、創設者より國家に寄附した性質のものと認められてゐるから、彼等自らの所有物の如く勝手に取扱ふことは出来ない。氏子又は氏子なき神社の崇敬者は、其神社といふ法人の一賛助員に過ぎないから地方官は國家の委任權により法規に照して適當と認むるまでは其推薦を採用せぬのである。又官國幣社にも氏子があるのが多い。これらは村社から郷社、府縣社、次に官國幣社と昇格したものが多く、これらは其維持經營關係が氏子團體を離れて國家の手に轉移し了つてゐる。然し形式的に何等かの關係が存せられありて從來の歴史的由緒は決して消えては終はない。府縣社以下の神社では氏子團體又は崇敬者團體が維持經營の總てを支持してゐるのが通例であるが、其提供せらるゝ資財と勤勞とは多少に拘らず國家に對しての寄附行爲的の性質のものと認められるのであつて、之が爲神社に對して所有的權利の發生は伴は無い。この意義が神職選定方法の上にもあらはれてゐるわけである。

然して神職は全く神社の管理に當るべき被委任者であるから、其神社の氏子でなくとも國家の認めたる有資格者でさへあればよい譯で、これに對し氏子總代はいかなる立場にあるかといふに、神社事務に濫りに干渉するとか、神職の職權に立入るが如きことは出来ないが、しかし神社の發展、維持存続のためには管理當事者の協議にあづかり、又諸種の文書、請願書等に連署をする。つまり神社の維持保護に關する協賛委員であり監査委員である。そこで神社と神職との利害が相反する時には、神社側に立つて活動するわけであり、かくて神職は事務管理者、理事者の地位、氏子團又は崇敬者團は協賛者、監督者の地位に立つて互に制約し合ひ協力し合つて神社に不利の事なく、非曲の起らない様にするのである。

以上で現在の神社存立の大體の要點は御話したが、今日の法令上にはあらはれてゐる神社はこんな状態であつて、現行法令は此現状に伴つてゐる。この今日の神社状態は明治四十年以來漸次安定したもので、これまでは前にも述べた様な種々の移動經過を経たのであつて、隨分議論も多く迂餘曲折を極めてゐるのである。此現状と法令とを考へ合

せて我國家が如何に神社を取扱つてゐるかを察すべきである。

#### (五)神社存立の意義

##### ○國家の宗祀

神社は國家の宗祀である。明治四年五月十四日の神祇省の布告に神社ノ儀ハ國家ノ宗祀ニシテ一人一家ノ私有スベキニアラザルハ勿論ノ事ニ候所、中古以來大道陵夷ニ從ヒ、神官社家ノ輩中ニハ神世相傳由緒ノ向モ有之候ヘドモ多クハ一時補任ノ社職其儘沿襲致シ、或ハ領家地頭世變ニ因リ終ニ一社ノ執務致シ居リ、其餘村邑小祠ノ社家等ニ至ルマデ總ベテ世襲トナリ云々と云ふ詞があつて、これが明治以後の法令に於いて國家の宗祀といふ語の最初にあらはれたものである。

宗は國家の本を言ふ。即祖宗で祀は祭である。即ち國家の本たる祖宗の祭をいふ。然し最近の神社協會雜誌に依れば去六月二十八日の第三回神社制度調査會での神社は宗教なりや否やの質問に對する安達内相の答辯の中に、この宗祀を「神社は所謂國家の宗しとして永遠に是を尊崇しなければならぬもので」といつて、宗の意義を動詞として述べられてゐる。私は名詞として考へてゐたが當局大臣の説明であるから、内務省では「タツトシ」としてまつる祭の意義として用ゐたるものと見て宜しい。しかし我國家がタツトシとして祭つて居るものは血族的にも功業的にも我國家の祖宗に違ひないから、結局は同じわけで體言と用言とのちがひに過ぎない。

しかしこの宗祀の具體説明については尙解説を要するものがある。前にあげた布告の中に「其餘村邑小祠ノ社家等……」とあつてこの「其餘」の「其」は前文の國家の宗祀をさしたもので、それは即ち官國幣社をさすものであつて、即ち國家が自ら維持し國家の官吏を置いて管理してゐる神社なるものを言つたので、此國家の宗祀は決して神社のすべてを言つたのではない。それで府縣社以下をば其餘村邑小祠と言つたので府縣社以下の神社は地方部落の氏子團によ

つて維持されてゐるので、國家の宗祀ではないといふ論である。かく國家の宗祀の意義は當時の見方と現今の見方と同一でないのである。

故に又明治二十四年八月に出た、官國幣社神職奉務規則には

第一條 官國幣社神職は國家の宗祀に従事し國家の禮典を代表する職務たるを以て平素國體を辨じ國典を修め躬行を正しくして以て本務を盡すべし。

第二條 官國幣社祭典は國家葬倫の標準たるを以て齊肅恭敬を旨として報本反始の誠意を表すべし

とありて第一條に國家宗祀とあるを始め同條に國家の禮典と云ひ、第二條には國家葬倫と云ひ、再三國家なる語が用ゐられてあるが、其前の七月に發せられた所の府縣郷村社神官奉務規則には、

第一條 神官は神明に對し尊崇悃誠を主とし典例に従ひ各其本務を盡すべし

第二條 神官は祭祀の典例舊來の儀式を遵守し決して紛亂すべからず其社の例祭民俗因襲の神賑等は適宜行ふことを得、但臨時祭を行はんとするときは所轄警察署又は分署へ届出づべし

とあつて、此神官の名稱が不妥當のものであることは既に述べたごとくであるが、此規則では兩條共に國家の宗祀とか禮典或は葬倫といふ文字にも國家の冠詞がない。神職の奉務精神には甲乙の差違の有る筈はないのに、甲乙二者の立文の上に國家の語を入るゝと入れざるとの區別をしてゐる。これは政府が官國幣社とその以下の神社とを其取扱上より別々に考へて、甲を國家的とし乙を非國家的としてゐたからであらう。

所が明治二十八年五月に社寺局長から大臣の意志による依命通牒が出た。それは「神官神職政治ニ關與スルヲ得サルノ件」でその文の最初に、

「神官神官、官國幣社以下神社神職ハ國家ノ宗祀ニ從事スル職ニアルヲ以テ……」

とあり。府縣社以下村社、無格社にいたるまで國家の崇祀の語に概括せられて居る、此頃から國家の崇祀の語に關す

る政府の考が變つたので、これは行政命令の一通牒文面上のことに過ぎないが、其後大正二年に至り四月二十一日を以て改正發布せられたる内務省訓令第九號官國幣社以下神社神職奉務規則に於ては、

第一條 神職ハ國家ノ禮典ニ則リ國家ノ宗祀ニ從フベキ職司……

第二條 祭祀ハ國家葬倫ノ標準タルヲ以テ……

とあつて、こゝで官國幣社も府縣社以下もすべての神社が國家的になり、同一の奉務規則の下にすべての神職が律せられることになり、國家の宗祀と云ふ考が法的に表現せられた。府縣社以下神社のごとき政府が一文も經費を出さず、氏子が建て、氏子が維持する神社でも彼等氏子の私的のものでなく、皆國家的のものとして認めらるゝ事になつた。

國家的精神の動機に出發し國家的意義ある目的の上に存立するもの、即ち氏子の寄附行爲と政府が認め、先づ法令的に又精神的に此解釋の下に立つて實質的にも此意義を充實すべく段々進めてゆく方針が觀取される。かくの如くに明治二十八年五月の移命通牒以後に於て一般神社も國家の宗祀として取扱はるべく進んできたのである。

○國家の禮典

官國幣社以下無格社にいたるまで、其神社に於て行ふ所の禮典は勅令にて發布されてある祭祀令及び内務省令規定の神社祭祀に依りて行ふものにして、其行事作法又、祝詞文に至るまで一定せられありて悉く國家の意志に従つて行つてゐる。然し國家の禮典は神社のみに存するわけでなく、皇室令によつて行はせられる所の禮典も然うであり、其れには極めて大きな禮典もある。しかし政府が行政的に管理し民衆が自から執行の中心となつて行ふべき光榮をも持つてゐる國家的禮典の存する所は神社だけで有つてこれは我が民族特有の三千年の名譽ある歴史傳統を語るものといへる。

光仁天皇の御即位七年四月己巳の日の勅語の中に「……神祇ヲ祭祀スルハ國ノ大典……」といふ語があり、平城天皇の大同元年六月辛丑の日の詔の中には「……祖ヲ尊ビ尊キヲ追フハ先王ノ茂範……」とある。

この様な詔勅の例は他にもまだ多くあつて、今日にはしまつた事でなく、建國以來國家の禮典であつたのである。此禮典は何の意義を以て行はれるかと云へば、其れは奉務規則第二條に「祭祀は國家彝倫ノ標準」といはれあるほどの事で國家彝倫といふのは臣民のふむべき所謂人倫五常の道で、其實行の基準をいふのである。しかしてその基準は神祇の祭祀であつて皇祖皇宗及び國家の建造發展の上に偉大なる功勞を立てた人々を追尊し、これを祭することは其れが直ちに祖宗に仕へ、皇室に仕へることであつて即ち忠であり孝である。内には家庭に、外には神社に、遠き三千年の前にある祖宗をも我々の目前に座すがごとくに迎へて、毎朝夕之に接して誠心を盡すことは國祖の恩德に對する我民族の止みがたき感激の表現でもある。我々の祖先は偉大なる徳と力とを吾々に傳へられた。吾々はその偉大なる徳を繼いで益之を高大にし偉大なる其力を承けて益之が發展を圖らねばならない。我々がその偉大なる徳に感激するあまり又その功力を慕ふあまりには自己の力の及ばざるを感じた時、事の次第を訴へてその冥助を祈ることあるは又人情の自然で有つて、それは恰かも吾々が幼少の時は吾父母ほど偉い者はないと信じ、自分の手に餘る事毎に父母の膝下に訴へてその力に頼らんとするのと同じであり、世の兒女がその喜怒哀樂の行事をもすべて父母に告げ、父母の一切は兒女の一切である如く、吾々が祖先の功勞を慕ひその功徳を信する以上、何か大事あれば之を奉告し、自力を盡して及ばざるを恐るゝ時は、その冥助にすがる是人情の自然に過ぎず、そこで神社の禮典は報本反始が主眼であるが、奉告の祭儀もあり祈願の祭儀もある。固よりすべて國家的であり又國民的の奉仕でもある。宗教的信仰の如何に依るものと其軌を異にして居るのである。かくの如き精神で祭祀は國禮として行なはれてゐるが、上皇室に於かせられても二月祈年祭をはじめ種々なる國家的御祈念の祭祀が行はれる。是皆國家の安寧國民の幸福を御軫念あらせらるゝのであつて臣民を幸福に導かれる指導者の精神を擴充あらせられたものに外ならず。

#### ○祈禱及守札

神社にて行はれる私賽事項の中に祈禱と守札の取扱とがある。祈禱には宗教的のもの外に道義的のものもある。

我日本民族の祖先拜の精神は先天的であつて國民性である従つて其神靈の存在を信するは此國民性に伴ふ必然の潜在性にして、殊更に信する信じないの問題ではない。そして國家の宗祀に於ける我國民の祈禱は國祖崇拜の至情に基く自然の態度にして、我民族固有の道義的淳風に外ならない。明治二十九年征臺にその心身を盡された北白川宮を祀る爲に臺灣神社建設の議が起つた時、或は論じて曰く、此の今日世事多端なる時世に神社を建てるのは費用もかゝるし、其維持に複雑な手数を要するから碑を立てるのが簡易にして要を得て居ると、しかし我々國民は如此の場合器械的に一本の碑を立て、満足し得らるゝものでない。たとへ碑にした所で崇拜の至情の溢るところ之に雨露を避くべく屋を架し、或は玉垣を設けて之が冒瀆を防ぎ、奉仕の爲に殿舎を作りて御座となし、机の上に山海の珍味を供し、或は歌舞音楽を奏し、或は走馬を競はし現に座しますが如く奉仕し、これで神靈も御満足あらせられたであらうと始めて安心するので、記念碑の前に立つて單に帽子を脱る丈では満足のできない國民である。私が神部署にゐた時分のことであるが、外國にゐる居留民などから度々頼まれるので特別の大旗を作つて出すことを始めたが、日本人は何處にでも到る所に於いて、一集團を作り一部落の組織を成すと神社がなくては淋しくてならないといふことであるので今日、朝鮮、滿洲、瓜哇等の所々に天照大神を祭る神社が多く出来て居る。日本人の生活と神社とは離れられない。これは理窟で考へてすることではなく祖先崇拜は我國民性で、その精神の結晶したものが神社である。記念碑を作つてもそれだけで満足出来ず、崇敬の悃誠を致さうとするには手数がかゝらぬからといふ様の事は考量にないのが日本人であり亦實に然うでなくてはならない筈のことである。「世々厥ノ美ヲナセル」國民性の醇厚なる所以である。

されば祈禱は決して非道義的のものであつてはならない。例へば徴兵忌避とか賭博の勝利を願ふとか云ふが如き不道徳のものは受付けるべきでないのみならず、病氣平癒の祈禱にしても祈禱料と醫藥費とを比較し經濟的に考へて醫療の方法を盡さずして平癒の祈禱をする様な事は戒むべき事で、明治七年六月には神社にて禁厭祈禱を行ふが爲に醫療の時機を誤るもの有つてはならないから、今後病氣平癒の祈禱請求者ある時は先づ服藥の有無を聞糺し、醫療中の

者に限り受附けよとの教部省達が出て居り、是等の行爲に依り人を惑はすが如き事態あれば警察犯處罰令にも觸れるわけである。

守札を一般の人は御分靈のしるしの物の如くに取扱ひ、亦然様に信じて居る。又その守札には神社名或は祭神名のみを記したものであるが、其の外に種々の靈驗的功能事項を書いたものも多い。然うして守札その物の希望者に授くるものと、祈禱の願人に對し祈禱執行終了のしるしとして授くるものとあるが、何れも紙布帛木片等にて作り稀に金屬製のものもあり、御守は通例四五寸以下の小形のもので之は携帯用、御札は大きいのは二三尺のもあるが多くは一尺内外にして之は神棚に祭る便宜を主としたものである。

守札が神社から出る様になつたのは陰陽道の影響であるが、それは古くとも平安朝の中頃以後で、神社が武家に所領を奪はれて逐次疲弊するに従ひ、自立自營の爲に天台眞言の如き宗派の佛寺で行へる咒願の術法をも取り入れ、それが佛家の行法であらうと陰陽家の方術であらうと、凡そ信仰者歸依者を引付け得らるゝものは何にても擇りて用ゐたもので、即ち祭神の靈驗をたゞへて守札を出し信仰をつないで神社を維持した。今猶發行しつゝある守札は其名殘が存じてゐるのであると云つてよろしい。しかし神社が靈驗事項記入の守札を出すことは考ふべきことで守札には單に神號若くは神社名だけを記せばよい。神社に參拜した人が神徳記念の爲に其神社境内の楠の葉とか杉の葉とかを拾ひ或は小石を持ちかへり、是を神棚に納めて毎朝の禮拜をする人もある。其れでも結構なことで必しも守札たることを要しないが、そう云ふ心がけの人の爲にその標識として神社の名だけを書いたものを調へ、其希望に應じて與へるのは良い事である。しかし神社自から種々の守札を作りて、これは養蠶守護に功あり、これは盜難よけによろしいこれは火難、これは水難、是は疫病よけによいなどといふ靈驗事項記入のものを出すのは悪い。神社が靈驗信仰の對象を以て自ら居ることは國家の宗祀たる神社の本義に副はざるものである。但し此守札を受くる者又は一般の民衆が或る神社の守札を以て、何々の靈驗ありと信ずるのは其れはその人の自由であるから其信ずる所に任かせて宜しい。

神社がこの靈驗信仰に對して裏書するが如きことは避けねばならない。靈驗信仰の對照には國家非國家もなく、道義非道義もなく神もなく佛もない。成田の不動、雜司ヶ谷の鬼子母神、水天宮、稻荷様等のお札を混交して一つ神棚に上げて祭りあるは世俗に其例乏しからず、靈驗にあこがれる人は常に靈驗顯著なりと傳へ聞く所何ものに向つても走る其目的唯靈驗であるから、最も迅速に最も廣大の靈驗を得べき所に最多く集る。故に靈驗信仰の爲の參拜者に過ぎざるものはそれが幾十百萬を數ふともそれは其神社の神社たる眞の威徳を反映するものではない。然しながら靈驗信仰的形式の守札を發行するが如きことを今全然止めるとしたならば、神社の維持の出來ないものも生じらう。是までも理論は理論として其神社の存立の爲に止むを得ずその態度を改め得ずしてゐる神社もあるであらうと考へられるのである。これは神社制度が未だ十分整頓して居ないからで、即ち神社法が不備な結果である。神社界刷新の要點はこの邊にありともいへる。

#### ○宗教非宗教の別

宗教は學說として、神靈と人間の接觸であるといふ、かくの如き極めて廣義なる抽象的解説に依れば神社もそうである。しかし、神社が宗教として權威有りしは少くも千數百年以前の事であつて今日まで其まゝに存續して居るものではない。世は進歩する、我々の神觀も時代によつて推移するが故に神社觀も異なるべき筈である。我國民の宗教意識も同様に變つてきてゐる。智情意の纖細にして複雑なる發動に依る現代人の宗教意識は單なる祖先崇拜に依りて満足し得らるゝものでない。即ち神社は今日もはや宗教として立ち得るものではない。もし之が古代の其まゝに存し來りしならば即ち神社が宗教としての權威を持続したなれば佛教の入つてくる餘地はなかつた筈で少くも比較的短き年代の間にあれだけの延蔓は許されなかつた筈である。然して又神社が今猶宗教として存在するものならば教派神道の發生起らなかつたであらう、教派神道が起つた所以は神社が宗教の立場を有しなかつたからである。尤も教派神道の發生は既にも云へる如く一面政治事情に促がされた所もあり、神道を存立させてゆく爲には萬一國教指定等の場合に於て

他の宗教に國教の位置を取られてはならないとして、それで宗教としての教派神道が組織されてきたのであつて、神社は宗教としての立場を有しないから、國教とはなり得ない、それ故に教派神道が宗教の形式をとつて其空虚を補填すべく起つたといふことは神社非宗教の一實證である。

日本に今日存する宗教は教派神道の外キリスト教と佛教であるが、その教會、寺院は宣教を行ふ場所であり、又教主神と教徒との信仰的接觸の儀式を行ふ所である。我國の神社は是と異なり報本反始の精神を以て國家の祖宗に對し崇敬の誠を致すべき禮典を行ふ場所である。

民衆の多くは日常の生活に於て何等かの不完全、不満足を感じる、そして常にこの自身に向つて偉大なる愛の手を伸ばす者はないかと望む、その望む所は無限永久の愛であつて其愛の主を求めて神靈に到達する無始無終全知全能の無限の大精神力、即神靈を求めて其愛の手に救はれるならば永劫に自分の靈魂の歸着點を得られると信するので、そこには單なる一つの信仰があるのみである。この永劫不變の愛の席即靈籍を占めんとするのが宗教信仰の目的であるから宗教では甲と乙との二教を同時に信することは許されない、しかし神社は宗教でないからかゝる靈籍の司宰を争ふものでない。國家の祖宗を祀る所に過ぎないから、何人でも道義的態度を以て來るならば參拜が出来る、又崇敬者關係を有する事も出来る。然るに宗教では佛教を信する者がキリスト教に入るのは、大慈大悲の御佛の手に抱かれんとするものが同時に天の神の手に抱かれんことを求めることであり、吾々の本籍が二つない様に靈魂は一つだからその靈籍が二つあり得る筈はないが故にキリスト教でも佛教でも一つの未來の靈籍を許せば、他の宗教に移ることは許さないのである。要するに今日の複雑なる人生には複雑なる宗教意識があつて人に依りて色々に異り其處に多種多様の信仰があつて各教各種に救済の手が擴げられてゐるのである。

宗教の殿堂にて行ふ儀式は信徒が教主にすがりて天に救はれんとする儀式である、宗教の儀式は救ひであり、その手段として懺悔祈禱がある。「祈れ吾教はん」罪ある者それが人間である、天國の花園に禁斷の木の實を食つて罪を作

れる先祖の罪の血を受けたその人間を抱擁せんとする神、その教祖神を信じて先づこれに罪の懺悔をし救ひの祈禱をするのであつて、感謝はしかる後のことである。神社の報本の禮は神徳を思ふ餘りの自然の情の發現で先づ感謝の至情を神前に披瀝するのが其要義で有つて此所に御鎮まり下さいとして殿舎を作り御心のまゝに召上り下さいとして、飲食衣服舞樂等の馳走を捧げて奉侍する所であり、國民のすべて郡村部落民の何人もが一同揃つて奉仕すべきであるが日常國民には各々業務があるから特別のものを選定して朝夕の奉仕を委ねるのである。以上を換言すれば、神社は報本反始の至誠をいたす禮典を行ふ所、教會は過去を謝罪し未來を祈禱する所で神の教をとく宣教所である。神職は崇敬者の代表として禮典を行ひ、宣教師は教祖神の使徒として宣教を爲すのであると云ふだけの差別がある。然うして社會的にも政治的にも現に其教としての存在を認められ、宗教としての取扱を受くるものは教典、教儀、會堂、教主、教師、信徒團體等の綜合組織を具備するもので有つて如此神社と寺院、教會との事實上の相違も亦明に神社が宗教なりや否やの問題に對する解決を示して居るのである。

#### ○敬神習俗の合理化

明治年代の立憲運動は官國幣社の位置を適當に確定せしむるに至つて一段落と成りしも、神社が靈驗信仰の對象を以て自ら居るが如き舊習を脱して迷信的或は宗教的態度の參拜者をして道義的崇敬者に轉化せしむべく努むるにあらざれば其精神の實現は徹底しない。又神社の敬神を以て綱教の最要とし其祭祀を主要の國禮として民性を教養すべき學校の教育精神と神職の神社奉仕の精神とは常に完全の一致を保ち神社參拜の兒童が學校にて養はれたる敬神の思想と眼前に見る神社の現實とに間然すべき何物かを發見して一種の疑惑に逢着するが如きことなきを期する是は神社として特に緊要の事であると考へられる。そうべて此敬神習俗の合理化は如何にして其實現を期すべきと云へば右様の因襲を存する神社には種々の止むなき内情も有らうが先づ其神職の自覺反省による敢然たる態度により、神社の本質的存立精神を紛亂に導くが如き社務事項を整理することである。衆庶の神社參拜奉養の主なる目的は其大部分が個人

の利得祈願であつて、其神格に對する感恩報德的の參拜奉賽は比較的少數といつてよい。僥倖欲求による靈驗信仰的精神で參拜する者が如何に増加したからといつて、それは國民精神作興の結果とはいひ難い。それらの靈驗を信じて自個欲求に専念するものは其對照は獨り神社に限らない。苟も其専念を暢ぶべき適當の禮拜場なれば神社以外何所に行つても同様に或は家内安全或は商賣繁昌と祈るであらう。されば此種類の參拜は國家的神祇崇敬精神の高揚ではないのである。かくの如き人を對象とする社務の發展は無意味なことである、たとへ是等靈驗信仰のために參拜者は一人もなくやつてもよい、そうして又此種の參拜者多き神社の社務はこれらの參拜者を適當に誘掖し合理化することに於て意義がなくてはならぬ。

#### ○神社制度の整備

神社存立の意義をして其本質的に之が完全を期せしむるには法的基礎を必要とする官國幣社には明治三十九年の法律第二十四號の規定ありて國家は之が經費供進の保障を立て、居り之によりて其國家的基礎は自ら確立せる所あるも府縣社以下神社に關しては何等此種の保障を有しない神社に不合理なる敬神習俗の脱し難きものゝ存するは財的事情も亦その主要の原因の一つであるから、此敬神習俗の合理化を神社に期待せんには國家は何等かの方途に於て其存立に必要な財的保障を附與せなくてはならぬ。又一般神社は氏子崇敬者團に依りて支持せらるゝも單なる慣習として認められある以上何等明確なる法的基礎を有しない、即ち一般神社の意義は國法的に明徴にせられてないといふことになる。神社費の負擔、學校生徒の神社敬神教育などに附きて往々にして問題の錯綜を生ずることあるは必竟是が爲に外ならない。そこで是等の缺坎を補填して神社の正當なる存立意義を確保する爲には神社法を制定し以て一般神社と國家及國民との關係を法律的に整頓するを緊急要事とするのである、近頃幸にして政府當局では神社制度調査會を設けられ神社法案の作成に努力せられつゝある、其調査委員の面々にも或は實務の經驗に或は専門の學識に人物揃ひのやうであるから此調査の前途には期待をおいてよろしいと思ふのである。

最後に添へて一言致したい。自然の國運の推移といふものは實に微妙である。明治の初期以來の立宮問題神社問題も年々の運動成績芳しからざりしに拘らず、明治二十九年に至り其建議案が兩院ともにあつさりと通過したことであつて、即ち隣邦大國の支那と戦つて全勝し國威の上つた時であり、又官國幣社の經費供進の建議案の通過したのは同三十九年であつて、これも亦歐亞の大國ロシアと戦つて戦勝の意氣高かつた翌年であつた。この兩役が積年の神社問題に解決の時運を招來したのである。其れまでの議會議員の態度は神祇官とか神社經費の問題等に關しては餘り眞面目のもので無かつた、其れを眞面目に寧ろ熱心にも考へる様になつたのは此時運以後のことである。我國民はこれら國家の大事件に遭遇して深き自省自覺を促された、そうして自ら測らざりし程の戦勝の偉大さに依りて國本を顧み祖宗の皇謨宏遠に目覺めたからのことであらう。是に就いても我等國民は一時の國安に陶醉して祖宗神祇の威徳を忘却するが如きこと有つてはならないと感じたことである。

我國家は皇祖の御偉業によつて成り、歴代聖帝の御仁政により發展し我々國民の祖先も亦臣子の至情を盡して立國功業の御手傳ひに與り來たつたのであつて、我國に萬世一系の天皇があらせられることは吾々臣民の萬世不易なる幸福安定の保障として立たせられるので、爲に我等日本民族は他民族の享有し得ざる名譽ある誇りと家庭的情味ある和平の幸福に浸りつゝある國民ではないであらうか。さればこの光輝ある國體と祖宗の遺徳とを汚さず世界萬民をも等しく此徳に浴せしむべく國威をして益々發展せしめなければならぬ。これが祖宗神祇の末裔たる我々神國々民の使命である。そして神國の存立にも神國の發展にも、これ等神社問題の解決は先決を要すべき性質の根本問題であると考へる。以上

(文責在記者)

## 神道の新研究

講師 東京帝國大學史料編纂官文學博士 山本信哉

四二

私はこゝに神道の新研究と云ふやうなハイカラな名前をつけましたが、あまり新研究でもありません。私は明治二十八年より古事類苑編纂に關係し大正二年まで繼續しました。その頃研究しました所を今日お話しするのであります。足らぬ所があつたら皆様の御叱正をお願いします。

### 第一章 神の意義と其新解釋

私のいふ神道はきはめて廣義のもので、今日文部省でとりあつてゐる神道十三派は勿論内務省の取扱つてゐる神社をも包含させていふのであります。廣義の神道は日本民族發生と同時に發生しました日本民族の精神である。氣候風土に適合して發生した日本國民の信念である。即ち氣候風土の要求せる國民の信念と云ひ得る。神道は我が日本民族宗教の源泉國民道徳の根柢と思はれます。かゝる次第で日本國家とは不離の關係にあり國民の發展とは時々作なひ進歩發展するもので、常に國體の精華を發揮するものである。神道の本質を明かにするのは我が國家國民と關係の深い神社との關係を多く必要があります。併しこのことについては木村講師からお話しがある筈だから遠慮して重複を避けたいと思ひます。又教派神道についても成る可く重複をさけて話をしたい。つまり私は神社神道の歴史の方面の發展の原因についてなるべく述べたいのであります。そこで神社の要素をきはめるには、是非とも神社の主體たる神崇拜にては客體の神について意義を調べる必要がある。従來の神に對する解釋は如何をしらべ満足の出來る解釋は如何なる解釋かをしらべて行く、そこで次にその解釋、語釋に及びその不滿の解決をしたいと思ひます。

一體神といふ觀念は、我々人間が人間である限りは、人間が先天的にもつてゐるものである。論より證據に世界の民族といふものは一として神といふ言葉をもたぬものはない。即ち神は一般人類の崇敬歸依の目的となるものでつまり我が國の造化三神支那の上帝、天帝、印度の梵天、西洋のゴッド(God)といふ全智全能の神で、天地を主宰し森羅萬象を支配する尊とい神であります。天地の主宰者より又本居翁の云はれる如く、低い神植物、動物の神をも含め神といふのである。神の意義は姉崎氏の研究に依れば次の如くである。

- (一) 輝くもの……印度ヨーロッパ系では神を「輝くもの」とする。
- (二) 恵み深きもの……露西亞、波蘭などの語では神は「恵み深きもの」ととく。
- (三) 力あるもの……アラビヤ人セム種人は「力あるもの」とする。
- (四) 生氣あるもの……ゲルマン族間では生氣あるもの(この生は創造の意、従つて「生氣あるもの」とは生きる力あるものゝ意)といふ。
- (五) 申る者……隣邦支那では申(ノビル、ノバスと訓す)即ち「のびるもの」を神とする。神中也とある。説文にも「天神引出萬物者也」とある、どうして支那人は「のばすもの」を神といふかといふに、支那では陰陽道といふ道教の人々の考へでは、宇宙を陰陽の二世界に分ける、清の光緒三十年刊の三教問答によると、陽界即ち眼に見え

る世界に十八の役所があれば陰界即ち眼にみえぬ世界にも十八の役所がある。陽界に官吏あれば陰界にも官吏があり、陽界に金錢があれば陰界にも金錢がある。故に陽界より陰界へ金錢を上げるにはどうすればよいかといへば金錢の型をつくり、焼けばよい。然らば陰界に金錢が届くと考へる、神界は眼には見えぬが、春になると一陽來復で萬物を引出す力がある。即ちそれが神の力である。そこでそれを神とする故に申といふ。それに反し申びないもの即ち死ぬものは鬼といひ神とは云はぬ。神は人を生かす方、生ずる方をいふのである。

天孫降臨の際、出雲大神が國土獻上の際の七ヶ條の條件中、第一條に今まで出雲大國主が顯界の事を司どつてゐた

四三



が、以後は天孫が御支配になるから目に見えぬ幽界のことは其方が自由にせよと云はれてゐる。この書紀神代卷にあらはれた顯幽界にわけけることは、今の支那でも陰陽界について考へてゐるのと共通點がある、餘談だが序にこれは一寸話したのであります。

而して「のびるもの」といふ考へは「生氣あるもの」といふ考へと共通點がある。我國ではどういふかといふに、私の考へでは、日本で最も根本の第一の神は神漏岐、神漏美の神であり、神漏岐は高御産巢日神、神漏美は天照大御神を斥すものと考へる。とにかく、これより日本民族も出てきて又國體もそこより發生するのである。要するに二神は日本國民の祖先、國體の淵源である。この産巢日の神も支那の「のびるもの」「生氣あるもの」と共通で「物を生ずる神」の意味で、共通點がある様に考へられます。又天照大御神は日神で「光あるもの」「熱あるもの」であるから「かゞやくもの」の意になる。世界中神の觀念は大體共通である事は注意すべきことであります。

更に日本人の考へは日本の神は、お互ひに人間の祖先のみならず、日本の草木、國土、島々に至るまでも互ひに兄弟同胞であるといふ信仰である。そこで鎌倉時代の懷賢の釋日本紀には「神は人なり」とある。これは大變有力な説であります。白石の古史通も白石の弟子達も又貞丈の神道獨語等もこの考へであります、私の師内藤耻史翁もこの考へでゐられた。足利時代になると「神は人の心なり」とした。一條兼良の日本紀纂疏にも、かくといひてゐる。吉田兼俱は「天にあれば神といひ、地にあれば靈といひ、人にあつては心といふ」ととなへてゐる。(附言)兼良の良の訓み方について一言して置く。萬葉集時代にはらと訓み足利時代はながと訓む。

徳川時代には徂徠の奈留別志や司馬江漢の春波樓筆記に人の靈なりと書いてゐる。又は「祖先の靈なり」とも書いてゐる。多田義俊は「神とは正直の人の靈也」としてゐる。以上が大體神の語の意義についての東西古今の解釋を見たのである。

神の語釋……次に神の語釋について云へば、一番最初に表はれたものは、忌部正通の「神代卷口訣」中に神は嘉牟

嘉美なりとした。私はこれが一番良い説と思ひます。契沖の圓珠庵雜記や度會延佳は恐らくこの説を採用したものであらう。而して嘉牟嘉美は略して神といひ、かゞみ(鏡)の意である。當時の學者は皆漢文を修めてゐたため「かゞみ」を鏡といふ漢字にしてしまつたが、けれども日本人の昔からの考へはこの日本語の「かゞみ」としたのが一番無理のない、おだやかな説と思ふ。山崎闇齋の弟子桑名松雲は「かゞみのかゞみのかゞみのかゞみ」としてゐる。つまり神は香とといふやうに、精明をかゞといふのでありみは見るなり」と唱へた。この説により谷川士清の日本書紀通證にも「嘉美之爲言、赫見也、與鏡訓通、有神明照臨之義」といひ、倭訓栞には「神は明見の義神明照臨しますよりいへり」としてゐる。同じく闇齋の弟子の高屋近文の著「神代卷勘義美」には「神は香實也」と説いてゐる。つまり神は香と同じく神はありとは見えても手に取れず、實は實體である。堀禿成は「かみのかはかくれ(隱奇)みはみつる(滿)の義」といふてゐる。荒木田久老翁の楓の落葉には「神はかしこみ恐るゝ意」とし、齋藤彦麿の傍廂には「隱身といふを略きて神とはいへる也」といふてゐる。この説は有力である。篤胤の古史傳には神は牙の義とし、大國隆正は神とは噴又は醜の義とし、黒川眞頼は神は奇靈也といふてゐる。かやうに神の功德、威力、神の靈性の方面より神の語釋を下してゐました。一方今日最も有力なのは神の位置からして「神は上也」とする説である。これを言ひはじめた人は誰かと云ふに明かでないが徳川時代の初めに、神代直指抄(神代卷不借他説直指抄)にはじめて見えてゐる。即ち「神とは上と訓すたとふ義也、神とは上と訓す、うやまふ義なり」とある。これが一番古いやうである。併し少し無理かは知らないが普通の神代口訣には「上者神常在高天原故字會云嘉牟」とあり。故に神は上といふ考へである。強ひて云へば既に南北朝時代に神は上なりといふ考へがあつたのである。今日最も有力な説である。數學的にいへば書一トとなる。以上で先づ普通の考へ方を見たのである。所でこの神は上なりといふ説は賛成者多く度會延佳、賀茂規清、伊勢貞丈、谷泰山、新井白石、大國隆正、平田篤胤等が賛成してゐる。今日では動かぬものである。所が學術的にはこの説はいけぬといはれてきた。少くとも奈良朝時代に於て、國語の上より見て神のみと上のみとは純然たる國

語の發音上違ふといふのである。その學者は誰かといふに本居宣長翁で古事記傳第一卷假名の事の條に次の如くいふてゐる。「さて又同音の中にも其の言に隨ひて、用ふる假字異にして各定まれること多くあり（中略）例へばミには美微を普く用ひたる中に、神のミ本草の實には微をのみ書て美を書ず」とある。宣長の弟子の石塚龍麿は「假名遣奥の山路」を著して日本書紀、萬葉集及び風土記等の諸書を見るに、ひとり古事記のみならず皆上のみと神のみとはちがつた文字のつかつてあることを歸納的に發見しました。宣長は古事記だけでしらべられたにすぎなかつた。神のみと上のみとを混同することは學術的に無意味であることが唱へ出されたのである。

常陸風土記	賀味	加味	可味	可未	可尾	可未	迎微	記上	紀十	萬五、十七、十八、十九	業十四	集	書名	發音
													物名	合音
													神	上
														賀美

日本の神は太陽崇拜より出たものではないかと思ひます。太陽は六合を照らす光と萬物を育てる熱とを持つてゐる。原始生活には缺くべからざるものである。太陽を崇拜することは日本のみでなく世界共通であつた。原始宗教の宗教的

合音はオの方上はオ（閉音）である。故に純然たる日本語の神を研究するのにこれらの發音を無視するのは、いけないといふてゐる。從來神の訓としては上が一番よかつたのであるが、これが壞れて成立たなくなつた以上、然らばどんな解釋が一番よいか、私自身の考へはどうか、これが神の新解釋である。日本語の神の語を研究して私は先づかみとの二つに分けます。上のかは接頭語であつて、かかかかとも、それが重なる場合につめてかとなつたものである。か、は光のか、やく等のか、やくでか、やく太陽の意であることは音韻學上研究の結果である。みはびでびはひの濁音となれるものにしてひは日である、つまりひがびとなり、これが鼻音となりてみとなつたものである。而してひ（日）は太陽をさす、私の考へではもと

か— かがノ略

（光ノカガケノ意）

み— び— ひ— 日

習慣、儀式を見ましても日や又それに似た火を拜禮した。日や火に關する土俗研究より見て、全人類を通じて共通であつたことが分るのであります、殊に我が國は天照大御神が皇祖で天皇が日御子で、皇位は天つ日嗣といひまして少くとも太陽を神天皇に拜するだけの信仰をもつてゐました。現津神の號は決して詔つて申し上げたのでなくして古人が見たとほり、天皇は太陽であると考へたまでの様であります。故に我が國の日はみの語源であつて日（ひ）が濁つてびとなりびが鼻音になればみとなる。論より證據日本の神の名を以て證明しよう。

古事記に高御産巢日神、神産巢日神、和久産巢日神といひ日本語の日は純然たる日本語であるが之を漢文にあてはめると、日本紀に高皇産靈神、神皇産靈神、稚皇産靈神とかいてある。即ち日本語の日は漢字の神靈に當る。高御産巢日の御も高皇産靈の皇も共に天子丈けに用ふ日は靈である。

次のみの證據を擧げるに、日本紀に、紀州熊野に坐す熊野尊樟日神とあるのを同書に又熊野忍隅神とあらはしてゐる。かくの如く同神が一方では日と書き一方ではみと書く。又開花天皇の御諱を太日々天皇と紀にあるのを古事記には大毘々命とあり又太耳とも書いてある。即ちミミはヒヒである。天忍穗耳もヒヒであらう。これから考へると八津日の津は之で日は靈である。大山津見、海津見（津は之、見は私の考へでは靈とする）は山之日、即ち山の神禍海之日即ち海の神といふ意味であるが海津見神といふのは二つかさねたものである。宣長は見は持の略としてゐるが私の考へでは見は日即ち靈としたい、私の考への方が簡單で意味も明瞭である。宣長の考へでも決局は同じ考へ意味とはなるが、少々まはりくどい考へ方と思はれる。思ふに國語の日は火と同じ語で最初は日、後には光り輝やく徳をもたれた神をも太陽のひと拜して日といつたのであらう。段々變つたものと考へます。ひは又のばしてひといふ場合もある、ひと同じことである。

かみのかはひとり神ばかりでなく日本紀に、くわしをかぐわし、源氏物語によはしをかよはし、日本紀に神武天皇

の御製「みつ／＼し、くめの子等かあはふにはかみらひとと、そのがもと、そねめつなきて、うちてしやまむ」とある。このかみらは香葦といふが如し、然し神様のかはかゞやく意で、みは日である、つまりかゞやく日である。故に日本人が一番最初に解釋した普通の「神はかゞみ」といふ解釋がよいと思ふ。而してこゝにいふ「かゞみ」は支那風の鏡といふのはちがふ。之を要するに我が國の神の語源はかゞやく日である。太陽の光り輝やくその御光と赫々として物を焼きはらふ熱とで萬物を生成化育する不思議な力即ち太陽の威力と慈育とを神格化して恐怖と感謝とを以て祭り始めたものが、いつしか「か」といふ接頭語をつけ後には他の恐れられるものをも神といひ又一轉して上に位するものを神といつたのである。換言せば恐怖と感謝とを以て太陽をまつり神といひ、それより上に位するものをも神といひ、それより一轉して萬物で人よりすぐれたものをも神と稱するに至つたものである。

尾張の學者河村秀根の著書紀集解に「稱神猶稱皇」といひ濱田賢次郎氏は「神と君と首に同じ」と解せられてゐる。以上の如く私は新解釋をしたのであるが私の神の解釋はかみの語の下の方に重點を置いていたのであるから諸君の中からもどうか上のかに重點を置いて研究して貰ひたい。今後の新研究の出現を俟つものである。

## 第二章 神の分類と氏神の新定義

日本は神の數は無數である。紀では八十萬神記では八百萬神、出雲風土記には千五百萬神がある。この中には人間を祭れるものと人間に非るものを祭つたものとある。人間神の中にも非人間神の中にも又區別がある。

次の表の如し。

人間神	祖先崇拜神
非人間神	偉人崇拜神
	超自然崇拜神
	自然崇拜神

この祖先崇拜に就いていふと普通之を氏神といふ。これは從來自分の祖先を祭つたものなるが故に氏神といふのである。つまり氏神といふ解釋では自分の祖先をまつた故氏神といふたのである。今日いふ氏神は産土神が多い、今の氏神といふのは産土神と大抵混同してゐる。産土神とは氏神のやうに血統關係に非ずして、その生れた土地の鎮守神をいふのである。例へば藤原氏が香取、鹿島をその氏神に非ずして氏神とせる例が續紀に見えてゐる。古い所では新撰姓氏錄に武田連が仁徳天皇の朝大和國に武田神社あり、之を武田氏が移住して氏神とした等又先代舊事本紀には、物部氏の系圖をみると、布都劍を以て氏神としてゐる。かくの如く日本の古書に出てゐる最も古く且つ最も多い氏神は血統の關係のない神を祭つたものである。大伴坂上女郎の長歌(萬葉卷三)にもその例見えたり。神を祭る長歌は血統上のものであるが、この方が例が少くない。私は以前古事類苑編纂の際姓名部を擔當し氏の研究をやり氏といふ字のついたものを片端しから調べ上げた。例へば氏神とか、氏寺とか氏院(氏族の學校)で、藤原氏の氏寺は興福寺又觀學院を氏院としました。かく考へて來ると一氏又は數氏で經營せる神様なれば一氏又は數氏の氏神である。例へば山本氏が拜んで居れば山本氏の氏神であり、山本氏で經營をすれば山本氏の氏神である。平野神社は八姓の氏神といふ。八軒の家で經營をしたからであります。故に氏神といふものは血統の有無に拘はらず、子孫につたへて代々永久に崇拜經營する神様をいふのであります。要するに血統關係の祖神といふのと氏神とは別箇のものであります。私は氏神の新定義としては「氏神とは一族又は不定多數の氏族が永久に崇拜する神也」といふ。無論祖神を以て氏神とするのが本體で當然であつたらう。然しそうでないものもあるから今日の氏神とは以上の定義による故に勝手に氏神を變更することも出来るのであります。源平盛衰記、又その原本である百練抄壽永二年の條、吉記等を見ますと平家の氏神は平野神社でありましたが、比叡山の兵力を借つて源氏を討伐したため、比叡山延曆寺を以て氏神とし、日吉神社を氏神とするといふ起請文をかき血判をして延曆寺に呈出してゐることによつても分る。かく氏神とはちがひ血統の有無にかゝはらないことを知るべきであります。

第二日目(八月六日午前十時四十分より)

本日は第三章神社の成立と其發達に就いて述べるが、木村講師の話と重複するかも知れないから、こゝには極く簡單に要領だけを述べるつもりであります。

神社の成立よりお話しします。神社の要素を具體的に説明しますと、

第一、主體、神社には祭神(神靈)の存在を必要とします。之の存在を認めなければ神社は單なる紀念碑、銅像と異ならないものとなります。

第二には神靈奉祭所即ち一定の場所と建築物が必要であります。

第三には神社崇敬者即ち氏子、信徒。

神社はこの三要素を具備して成立する。國家學上國家には君主、人民、土地の三要素が要る如く、神社にも三要素が要る。神社の主體祭神は國家の君主の如く、神社の建物場所は國家の土地に相當し、神社の崇敬者は國家の人民に相當してゐます。但し神社の建物は昔に在りましては無くともよかつたのでありまして、たゞ一定の場所さへあればよいのであります。今日では何れの神社でも建物には必要となつてゐます。昔は森とか山とかあればそれでよかつたのであります。今日は神社局の規定によつて建物は皆有つてゐます。この神社成立の三要素は私自身獨特の考へで分類しましたもので恐らく將來もこのまゝで行くことゝ考へます。

次に神社の發達について私見を述べさせていただきます。神社の發達は私一流の研究によりますと、古典を見なくともお互ひの家庭で考へますれば一番よく素人わかりがします。古典を見ると天孫降臨の際天照大御神と高御產巢日神(高木神とも)が天津磐境天津神籬をお作りになつて皇孫の健全をいはひ、又葦原中國には天兒屋命と天太玉命に詔して天津神籬を持ちて、わが子孫のため齋き奉れと申された。私が十六歳の時に四國を出て(明治二十一年)勉學の爲に廣島に出ました時、家にありましては私の健全を祈るために私の母は毎月一日、十五日に蔭膳をそなへてくれました。

此の親の精神は天孫降臨の際に大御神や高木神が、皇孫の前途を氣づかひなされたのと餘りちがひはないのであります。子を思ふ親心に於ては豪もちはないのであります。

又一例を挙げますと天照大御神が、父伊弉諾尊から御頸玉を頂戴して之を神として祭り、又天孫降臨の際に御鏡を御形身として授けられた。それを神として祭つてゐる如き、又卑近な例を申しますと、現在京都伏見稻荷の宮司高山昇氏は私に次の様な話をせられた。宮司の父が死なれる時の話したが、高山氏の父君が死ぬ前に急に病褥の上に正座されて、平常御使用の笏を至急もつて來いとこの言葉に早速それを取りよせて父に渡されると、父はこの笏に大きな息を吹きかけてから、この笏は自分の形身として父の如く考へよと云はれ、そのまゝ息をひきとられた。その後高山氏方では父の息を吹きかけられた笏を父の靈の宿れる御現代として祭られてゐる。甚はだ恐れ多いが内宮の御神體である御現代の御鏡は「もはら吾が御魂として齋き奉れ」とて自身の御形見としてお授けになつたので、この八咫鏡が皇室の祖先として國民の尊敬の對象としてあがめ奉る事は、時の古い新しい差こそあれ親の御魂として祭るといふ精神

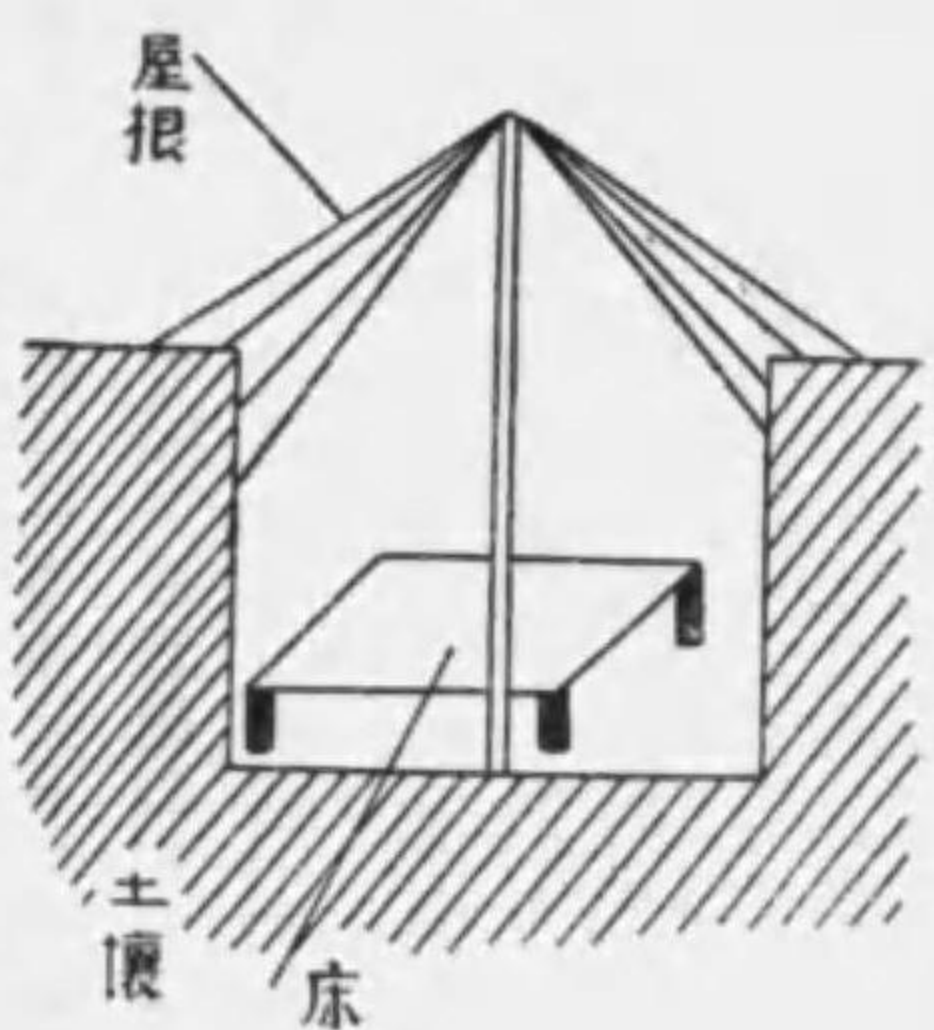
- 1 自然崇拜神社
  - 例 湯殿山神社、三原神社
- 2 偉人崇敬神社
  - (イ) 穴居より發達せる神社
    - 御室——<sup>土窟</sup>室(大抵立穴)
    - 岩窟(大抵横穴)
  - (ロ) 墳墓より發達せる神社
    - 例 譽田八幡宮、太宰府神社、豊國神社、久能山神社
  - (ハ) 木造建築物より發達せる神社

に於ては少しもかはらないのであります。日本神社の起原發達もかゝる精神に始まるのであります。この精神のある間は日本の神社は永久に繁榮するでありませう。この心が各家庭にある間は神社は法律はなくとも亡びないのであります。

却説、日本神社の發達は之を學術的に云へば、先づ自然崇拜の神社がある。一昨年私が山形縣の國幣小社湯殿山神社(祭神大山祇神)に參拜しました。この神社は古來社殿を設けず附近の月山から出る湯を神として祭つてゐます。又伊豆國大島の三原神社は最近まで三原山を神とし、本殿なく鳥居だけでありました。かく山全體を神と

して祭つたものには富士山、筑波山などがあります。

次に人間を祭つた神社は大體三つに分れます。(上の表参照)第一は穴居より發達しました神社で、之を御室と云ひます。室なる語は土窟(大抵立穴)と岩窟(大抵横穴)といふ二つがあり、次の圖の様な社殿を御室と申します。



太古木造建築以前にありましては穴居で、穴居時代に出来た神社の形式は大抵この形式であります。出雲系統の神々には御室式が多い。大和の御諸山にある大神神社(現今官幣大社)には社殿なく鳥居だけで御諸山を以て神の住はれた御室として本殿としてゐる、御祭神は大物主神である。(大物主は大國主命と同じであるとは書いてない)大物主神は私の考へでは大國主命とは別箇の神様の様であります。その子健御名方神は信州の諏訪神社本宮に祭られてゐるがこゝも御本殿なく古墳を以て本殿としてゐられる。

私に云はすれば此れも御室式の神の住居であつた。木造建築物の御殿はなく御室のみであつた。序でに云ふが信州諏訪には上下の宮があり、下社には春宮、秋宮が竝んでゐて昔乍らにあたたかくなると春宮に御遷宮になり、冬季に向ふと秋宮に遷られます。猶いへばアイヌ人は今日でも二つの家をもつて春秋二期に各入る家である。人間が生きて行く爲には必要な如く神社も亦ちがはないのであります。宛かも今日富豪が本邸、別邸をもつて寒暑に應じて遷り住むのとよく似てゐます。神社には多く一つ神様で二つの神殿を持つてゐられるものがある。恐れ多いが内宮様でも二宮をもたれて、雄略天皇の時までは外宮もやはり内宮に對する外宮でありました。雄略天皇の二十二年九月十五日に外宮が現在の地に移りすまれたのである。明文抄に引く所の大和本紀によりますと内宮様の御神體は三つあり一つは大和の卷向宮、一つは日前神社、一つは伊勢の三つあるとしてゐます。古い神社ほど二つとつ社殿がある。大和の卷向宮にも二つ鳥居が竝んでゐます。その他古い神社になると二つとつ竝

んでゐます。何か關係がある様に思はれます。

第二は墳墓より發達せる神社である。今日でも尙古墳の或る物には其の上に神社を祭つたものが多い。然し果して古墳そのものを祭つたものか、後人が古墳と知らず偶然に其の上に神社を作つたものか注意することが必要であります。河内の應神天皇の御陵の上にお祭りしてある譽田八幡は、最初はお墓そのものを拜むが爲に神社が出来たが、後には墓とは離れて譽田八幡と脊中合せに、又神社が出来ました。この考へは山崎闇齋流の考へに従つたものであります。是れも學術的にいへば、墳墓より發達せる神社の一つの例證であります。

況んや道眞の墳墓を祭れる安樂寺が太宰府神社となれるものや、秀吉の墓を祭つた京都阿彌陀ヶ峯の豊國神社、家康を祀れる久能山神社、是れなどは墓そのものを拜み遂に神社となれるものであります。

第三に木造建築物より發達せる神社についていふと、これは出雲の大社が最もよい適例であります。祭神は大己貴命であります。大國主命のことを申し上げました序で一言注意申して置きたいことは、素盞鳴尊は天神であらせられるが、その子の大國主命は國神であらせられることでもあります。而してこれら國つ神の御殿は所謂千木高知りの如き木造建築物ではなかつたが後に木造建築物と替つたのであります。大國主命が天孫に國土獻上をされし際の七ヶ條中に、たしか第二箇條目に大國主命の御殿は皇孫と同じ大いさ、同じ形式のものを作つて與へることが規定されてゐます。これが神の御殿としては一番確實な例であります。大社造り、春日造り、住吉造り等の如きはいはゆる千木高知りの木造建築から發達した神社の一例であります。さて出雲大社はもと／＼神の御殿より發達したものですから大社の御殿は人が住はれる様に出来てゐます。だからもとは決して社とはいひません。紀記等には天の靜の宮、杵築宮、出雲大神の宮といふてゐます。大社は俗稱であります。元來宮は御屋ですが、社は屋代であつて形代即ち雛形であります。大社の俗稱は明かであります。

因みに此處で一寸餘談でありますが、内宮、外宮の祭中、外宮を先にして内宮のお祭りを後にすることが多くの人

の疑問とされてゐる。それについて私の意見を述べて見たいと思ひます。外宮のお祭りを先にして内宮のお祭りを先にせないことは學術的に云へば、外宮鎮座の御託宣によつて定つてゐるといへばそれまで、何等疑問は生じないわけでありませんが、私の考へでは内宮様の伊勢鎮座は垂仁天皇の二十六年十月甲子であります。徳川幕府の天文方澁川春海がその著日本長曆その他の書物を著はしたが、彼は山崎闇齋の弟子であります。同じく山崎闇齋の門弟で神道だけは春海より傳へられた谷泰山はその著泰山集に云ふてゐる。即ち「私の師春海曰く、伊勢に内宮の鎮座せられしは紀によると垂仁二十六年十月甲子とあるが、十月には甲子はない。そこで長曆を以て推算すると甲子は九月十七日に當ります。今に至つても内宮の一番大切な神嘗祭はこの日に行はれる。又外宮様の鎮座は五部書によると雄略の二十二年九月望で、これは何日かといふに長曆によると十六日に當る。而して此の日が外宮様の大切な祭、神嘗祭の當日であります。延喜式によると外宮の御遷宮は九月十五日で、内宮は九月十六日であります」と要するに春海の説をいふと神社の大祭は凡てその神社の鎮座日を以てするのが當り前であるといふのであります。今日官幣大社稻荷神社はその鎮座日を和銅元年二月十一日としてゐますが、十一日は七日の誤りと考へられるから、そうとすれば七日は初午でありまして大祭の當日で鎮座日であります。かく御鎮座の日を以て御大祭とすることは當然であります。故に私の考へでは（こゝに私の考へとは春海の説に自分の意見を加へたものである）内宮の祭りがどうして後になるか年中で一番大切な祭りは神嘗祭で、神宮三節祭（三時祭とも）の一に入つてゐる位であります。而して内宮は九月十七日、外宮は九月十六日が鎮座日であります。しかも神嘗祭の日も外宮は十六日、内宮は十七日で同月同日であります。神嘗祭の日と鎮座日とが偶然に同じであります。そこで神嘗祭が外宮で先に行はれるのであります。これが標準となつていつしか他の祭りもやはり外宮の方が先になされる様になつたのであると考へてゐます。この私の考へは私の友人廣池千九郎氏の著、伊勢神宮中の附説第九章第十四項にも出てゐます。又明治四十年三月の神社協會雜誌（六年三號）にものせてありますから御覽になられる方は見ていただきたい。

#### 第四章 神道の名稱と其本質

神道は申すまでもないが支那からきた舶來語であります。論より證據易に神道の言葉が載つてゐるし又現に支那固有の教道教のことを神道といふてゐます。朝鮮でも固有の教、檀君教を神道或ひは神教といふてゐる。故に日本でも日本固有の道を神道といふ言葉を拜借してゐるのであります。故に學者の中には日本には固有の教がなかつたといふ人もあります。一體我が國には儒教、佛教の入つて来る以前には固有の教とか道の本質がなかつたか。あつたにちがひないので、若しそれがなかつたら我が國は一日も治まらなかつた筈であります。有つたとしたら之を何といふかといふに、山鹿素行の中朝事實に「國を神國といひ、君を神君といひ、教を神宣といふ」とあります。宣はノリでノリとは模範、手本、法則、則である。又ミコトノリともいふた。但しミコトノリの場合には御言ノリの場合と御事ノリの場合があり、後者のミコトは身體をさすのであります。要するに我國では外教以前には宣があつたのであります。我が國では之を神道といふたのであります。つぎに教（ヲシヘ）のヲシヘは愛、惜で、親が子を愛し、大切にし自分より豪いものに仕上げることであります。惜は大切にすることであり、昔の日本の家庭教育では理想は出藍の譽れあるものをつくる。即ち親より豪い者にするを目的としてゐたのであります。西洋の教育學の様にのびんとするものを助長するのではなかつたのであります。そのために天子が手本即ちノリを下民に示されたものであります。次に道に就いては、古事記傳には「日本にては人間の歩く道路をミチといふた事はあるが親に孝をつくすとか、君に忠をつくすとかいふ様な形而上の事をミチといふた事はない」と記されてゐるが古訓古事記には、天孫降臨の時にかはす神を指名する際に、天尾羽張神が於此道者。僕子建御雷神可遣。とあるがこの道は人の歩く道ではなくして、人のなすべき任務などで、あくまでこの道は形而上の道であります。宣長は道は道路の意であるといひ乍らすぐ此の場合道にミチの訓をつけて形而上の道の場合でも同じ訓をつけてゐるのであります。此の點について私は宣長の揚げ足

を取つた次第であります。凡て學説を闘はす場合は自分より豪い人を相手にとつて行くべきであります。私も宣長を相手にとりまして不足を感じないのであります。次に餘談に亙りますが古典は天尾羽張神の段でも、天安河原の段でも凡て日本人の生活をそのまゝに記録したものと考へられるといふ事を一言申して置きます。さて道については鹽椎神の段にも道の言葉の例が見えてゐます。要する所道とか、導びくといふ言葉は皆無ではないのであります。此の點宣長翁の揚げ足をとつたのであります。

### 第五章 神道の經典と其教理

神道には儒、佛、基の如く教祖なく従つて其の教へを書いた經典がないのであります。これが短所でもあり又長所でもあります。教祖の言葉は書きのこされるが數千年の後には世と逆行することがありますから、經典のないことは長所とも考へられるのであります。然し神道の經典は古事記序文の天武天皇の詔に依ると古典記紀が經典と考へられます。即ち斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉とありましてまことに天武天皇の言の如く、之を味はずに天武の古事記編纂の御眞意は味へぬのであります。古典に依つて日本の神道の教理を考へましたが其の一端を述べますと、御存知の如く日本の文字文章は漢より渡つてきましたけれども日本人の固有の言語や思想や血液は純粹たるものであります。たゞ思想を表現するのに都合がよいので文章を向ふより借つたのであります。純粹な言葉により古典を研究すれば、自づから神道の教理は分つて來るのであります。日本國民性、國民道徳の獨特な所を知るには、日本國民が特別に太陽を崇敬し、太陽は靈魂の本源であると考へてゐました。都は朝日、夕日の照る所であり、その點より太陽の通り筋を日縦と申しました。成務紀に以東西兩日縦。南北爲日横。と云ふ句がありまして、日本はどこまでも東西のおとほり筋を縦であるとしてゐます。尙高橋氏文(政治要略中に所引)や、萬葉集にも「日たゝしの大みかど」と出てゐまして、東西を太陽のとほり道、縦とし南北を横とする考へでありました。所が支那の太戴禮には「凡地以東西兩緯。

以南北兩經。」とありまして日本の考へとは正反對であります。何故かう違ふかと申しますと支那人は太陽よりも星を就中北辰を崇とび、北辰を天中樞と考へまして、又君位に拜して尊とぶのであります。平田篤胤が紫微宮を高天原としたのも此の考へによるのであります。紫宸殿、紫微宮といふ名稱もそこより發してゐます。これより東西を緯と考へるに至りました。論語にも天子南面、群臣北面して、群星北辰を廻る如しといひ、これは北辰を君位に拜した場合であります。日本では赫々たる太陽を崇拜し、日神とあがめ、皇祖天照大御神を之に拜し奉つるのである。そこに皇位の尊嚴の基礎を定めてあります。太陽を以て君位と定めます。皇位を天津日嗣、天子様を日の御子、皇儲を日嗣の皇子といひます。又日本の地理は東西になつてゐます。要するに支那は星、日本は太陽崇拜であります。故に日本の神道を研究するには、この點よりはじめて支那と日本の崇拜の相違點を根本的に見なければならぬのであります。

### 第三日(八月七日午前八時十分—十時)

一寸初めに昨日の講義の附加補充をします。私の神社に對する定義解釋は「神社は國家又は地方公共團體が一定の土地に特殊の建物を設けて國民の祖先を崇敬し國家の功勞者を奉養する公益法人なり」と簡單にいひたい。それから神社の成立の一部分が墳墓からも發達してゐるといふ事につき、多少の疑問を懐いてゐられる方がありますから説明を申し上げます。元來此の説は私にはじまつたのではなくして、既に谷川士清翁は勾玉考の中に於て、大神神社その他の神社の古墳より勾玉、管玉等が出たことをのべ、此の説を唱へられてゐます。又藤井貞幹も銜口發に同じ説をのべ、日本の神社には墳墓より發達せるものあることをいふてゐます。日本の祭祀は天の岩戸の時よりはじまるといふことは先づ異論はないが、あれは奈良朝の記紀編述時代に於て當時の智識顯官はいかに解釋してゐたかといふことを知る必要があります。經を以て經を解釋するの必要である如く、記は奈良朝時代の思想を以て解釋するの必要であります。萬葉集には天武天皇御崩御のことを、柿本人丸が天照大御神の御岩戸隠れと同じに考へて「天原

石門乎開。神上。上座奴」とうたひ、又同じく萬葉集に鏡の女王がその夫豊前王のかくれられし時、その生き返られんことを望まれて「大力男の如き力があれば岩戸籠りを止めることも出来るが自分はたわやめ故どうともならぬ」といふ意の歌をよまれてゐます。かく奈良朝の人々が天の岩戸籠りを以て御崩御と同様共通に考へてゐることが分ります。あの岩戸籠りの際に根こぎの神（一名招魂樹とも）に鏡をかけてたてました。墳墓には根こぎの神をたて、之に祝詞、幣帛、神樂を奏し、拍手再拜し、篝火をたき、左リ繩（朝鮮では死の時に限り用ふ）を用ひました。故に少くとも祖先崇拝を基本とする日本の神社祭祀は葬儀の延長なりと云へると私は考へるのであります。今日でも宮中に於かせられましてはおかくれになつたみたまを慰さめ奉ることは葬儀からはじまるのであります。而して一年経てば皇靈殿に神としてお祀りします。こゝに祖先崇拝の眞の氣持があらはれるのではないかと思ひます。以上が第三章の追加であります。因みにいひますと天岩屋の段であたのし、あなおもしろと手を拍つて音楽を奏したことに云ひますと、人の死んだ時にその前で音楽を奏することは死者の魂をよびもどすためでありました。宣長も大嘗祭の前日に行はれる鎮魂祭は死者の魂をよびもどすことで、その證據には鎮魂祭の歌の中にミタマアガリ。タマガリマシカミハ。イマゾキマセル。とありますことをあげて、日本の葬儀の節歌をうたふのは哀しみの極ではなくして、即ち吾々はかくの如く楽しんでゐるから貴方も一度生きかへつて一所に遊んで下さいといふ意味であります。日本では嬉しい時も悲しい時にも歌をうたふのであります。今日でも賢所の女官中掌典は生きがへし甦へしの法を講ぜられてゐます。古事記傳十七の天若日子の所に、死者の前で神樂、舞樂を奏するのは悲しむに非ず再び現狀に戻つて欲しい至誠を表はすとしてゐます。又六鏡に「手を拍つてよゝと泣く」とあり、日本では喜憂につけて手を拍ちます。印度でも憂には手を合します。宮中では鎮魂祭の時には六十四度手をうちまして數の多いほど嬉しさが大であります。伊勢神宮では古來の八度拜がのこつてゐます。現今では普通は二拍で、もとは伊勢神宮に於ける如く拍手の數が多かつたのが次第に少なくなつて來たのでありませう。この拜がなくなつてしまふ時には日本の亡ぶ時でありませう。とにかく

く手をうつことは感きはまつてうつのでありまして、人が死んだ場合にもうつのであり、又その他嬉しいこと楽しいことつらいことのある時などその氣持を表はすために打つのであります。

鳥居などいふのも祖先がなくなれば、天津神籬營境を設けて、その門を鳥居といひました。鳥居といふ言葉は萬葉集延喜式などの古典にもない。鳥居といふ言葉はないが事實鳥居の實質はあつたのであります。神籬營境といふのは青柴垣をうゑ、そこに門をつけたもので、それを後世鳥居といふ様になつたので、然らば今日の鳥居のことを昔はどふいふて居たか。延暦儀式帳には太神宮には於葺御門於葺御門の二つがあると書いてゐますが、後者が鳥居のこと、出雲大社では又神門といひました。

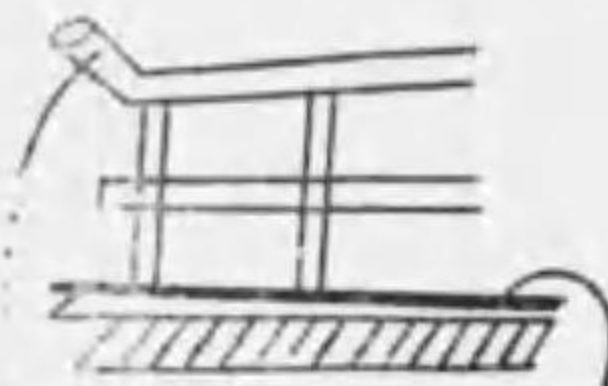


初めは是だけを鳥居と稱せり

すべて鳥居形のものも凡て衣桁の鳥居、欄干の鳥居といふたのであります。其の全體をば御門といひました。



衣桁の鳥居

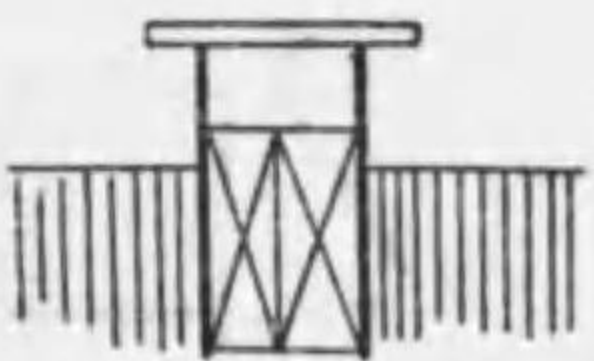


欄干の鳥居

土居桁

なぜ鳥居といつたかと云ふに、今日のいはゆる鳥居の上部の横木だけを、宛かも鳥のとまり木の様である所よりいふたのであるらしい。昔に於ては今日の鳥居全體をば鳥居と云はなかつたので上部だけをいひましたので、その例は衣桁にしる橋の欄干にしる鳥居はもと／＼實用的のもので、賊、猛獸を防ぐため鳥居（御門）には扉があり（大嘗宮の如し）その左右には幾重にも垣がめぐらされ、杉垣、瑞垣、八重垣等あり。多い程よいので要害堅固にしたのであり、鳥居の神垣はその名残りであります。又門にはその柱に青々と繁つた木をたてるが、之は正月の門松と關係がありまして、あれは何の木でもよく、松だけでなく、竹でも、椿でも、柳でも、椿でも、椎でもよく、常磐木なれば良いのであります。椿は佛教渡來前までは日本固有の樹





で後佛教渡來後佛教のために占領せられた)

神を立てることを歴史的に調べると、是は御輿の渡御する場合とか天皇の行幸の場合たてたものであります。長秋記の崇徳の大治四年に、賀茂の齋院が齋戒せられて齋院となられる時、その通り路に砂をまき、澤山の松竹をたてたことあり、又神宮の齋内親王の場合もそうであつたであります。天皇の行幸の時、正月を迎へる時、お祭りの場合にもいつも門松をたてたのであります。要するに門に青々した木をたてることは、まだ世の發達せぬ前には神や貴人をお迎へする場合にたてるのであり、従つて迎へられる神や貴人は自らは決して門松をたてないのであります。天皇や五攝家の家では門松をたてません。賤が伏屋にたてたものであります。

次に七五三を張ることはひとり日本のみならず支那、朝鮮にも行はれ、朝鮮は今でもやります。朝鮮では之を勿禁(クンヂル)といひます。吉凶により左繩、右繩のちがひがあるだけで村の入口とか産屋の入口に悪魔の入れないために、竹を二本たて、それにつけます。こゝで一思ひ出したから申しますが支那書には拍手のことも書いてあります。さて七五三はしりくめなほの約まつてしめなほとなつたといひ、本居宣長は古事記傳に、狩谷掖齋は和名抄考證に何れもこの説をとなへ、度會延佳もしりくめがつまりしりめとなり、それよりしめとなつたと同説を唱へてゐます。然し私の解釋では宣長等の考へとはちがひしめとは占であり、占即ち占領は、こゝは神の居られる神聖な場所でも神聖で悪魔、不淨の人の入れぬためのものであると考へます。伊勢神宮で七五三をはるのは警戒、出入を禁ず、鳥獸の入れぬための意味であると考へます。しりくめなほとは綱ひ方よりいふので、急いで綱ふた綱のことであり、しめは單に綱のみならず標柱などいふて境界を示すものであります。しめは何故注連と書くかといふに、支那の顔子家訓によるとその第二巻に葬式のことをかき、門前に火をたき色々を拂ひ、章斷注連を張るとあります。章斷注連はしめと考へます。この章斷注連がしめなほになるといふのは、なほの綱ひ方より來て居ると思ふ。しめの



とにします。

形をみると、あたかも本文と注が斷續する如くに綱が綱はれてゐる。章の次には注がきて、注の次には章がきて、章の次を注でつないで行く、その章斷注連が省略されて注連だけを以て便宜綱のことになりました。大分脱線しましたが、とにかく綱だけでは人が注意せんからピラ／＼をつける様になつたものと考へます。悪魔が入つてはならぬ。不淨が來てはいけないといふ方では、我々の家にも必要であるが、大神宮様では餘り必要がないやうに考へますが、然し入ることを禁ずる時には必要であると考へます。以上は本題に入る前置きであります。これより本題に入るこ

とにします。扱て日本では太陽を崇拜し天照大神を之に拜しまつることは昨日の第五章に於て申し上げました所で、太陽を除いては日本の神道は成立たぬのであります。而して神道の大本は惟神の道であります。次には惟神の道について述べます。惟神の道とは今上即位の時の詔勅の中に「朕惟ふに我か皇祖皇宗惟神の大道に遵ひ天業を経綸し萬世不易の丕基を肇め一系無窮の永祚を傳へ以て朕か躬に逮べり朕祖宗の威靈に頼り敬みて大統を承け恭しく神器を奉し茲に即位の禮を行ひ昭に爾有業に誥く(以下略)」と仰せられて居ります。この御詔勅は明治天皇の大教宣布の詔勅から出たこと、思はれます。憲法發布の詔にも惟神の字が用ひられて居りまして、明治天皇は屢々この語を御使用になつてゐます。惟神の語の出典は紀孝徳天皇の大化三年四月の詔に、惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也とあり、その意味は今度支那大陸の文化をすべてとり入れるが、但し國體だけは變へないといふ詔である。惟神は日本の何といふ言葉をかきかへたものか調べて見ますと、神勅の言葉がそのまゝのこつてゐるのは大祓の祝詞の中に「我皇御孫之命波豐葦原乃水穗之國乎安國止平久知所食止」とある語で是を孝徳三年四月の詔には「惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也」と支那の言葉にうつしたものであります。惟神の神とは神の中でも神をいふので天照大御神を斥すのであり、我子とは瓊々杵尊をいひます。而してこの詔の後の方に「今者臨在天神。屬可治平之運」とあり、惟神が支那語

渡來前の純粹な神道をさす言葉でありました。つまり惟神といふ語は神道といふ言葉が支那より渡來する以前に用ひられたのであります。このことを始めて云ひ出したのは本居宣長で、その著直毘靈に惟神とは日本固有の道教をいふといひ、平田篤胤の俗神道大意には惟神者謂隨神道亦自在神道也と註してゐるが、孝徳天皇御自らなされた註か又は舍人親王の註であるか、どちらにしても有難い日本の神道の根源だと有り難がつてゐます。然しこれは文になつてゐない。この惟神の註は流石の河村秀根にも分らなかつたとみえ、その著書紀集解に「十三文字（惟神者謂隨神道亦自在神道也）は後人の加へたもの、論より證據に文を成してゐない」と論じ又重野安釋氏其後をうけて「是は神敵兼俱の勝手に紀につけ加へしものならん」と、その意見を史學雜誌第八編第三號に出されました。併し重野先生は兼俱が足利時代に書紀に勝手に書き込んだとするも、兼俱以前に既に此の註はあつたのであるから、此の註は間違ひであります。即ち此の註は兼俱の生れる前すつと以前二百年ばかり前の龜山天皇の時の仙覺抄にも此の註はのつてゐるから兼俱の勝手につくつたものでもない。又應永五年の書紀、伊勢本書紀にも此の註見え、井上通泰氏も此の註はいけないとせられてゐます。私も井上氏の説に賛成し、兼俱の附け加へでないことをみとめます。然し此の註を漢文でよめば以上の説どほり讀めないが、これを純粹の國文とすればどう讀むかといふに、これは私は隨神道をカムナガラノミチと讀みます。此のよみ方は私の發見したものでなく丸山作樂翁のいひ出した説であります。萬葉集では神隨と書き入れます。作樂翁の説は良い説でありまして、書紀は漢文流に書いてあるので、萬葉には神隨と書く言葉も、漢文流に字を入れ替へて隨神とかいたものであります。但し續紀の宣命は國語である所に隨神毛所念行と漢文流の書き方をしてゐることは注意しなければならぬ。次に自在神道を丸山作樂はオノヅカラナルカミノミチと讀んだが、私は之には反對であります。これはカミナガラと讀むのが良いと思ひます。その證據に萬葉十三に葦原水穗國者神在隨事舉不爲國とあります。書紀は漢文流であるから隨在天神とかくが國文では神在隨とかきまします。それより隨神神隨と書いてもよいことになり、以前の註は間違ひでなく日本語の純粹な註でありまして、大切な語なるため二重に註をつけたのであります。

ます。即ち惟神者謂隨神道亦自在神道也と讀むのであります。つまり惟神をカムナガラと訓させたいために、今迄使はれてゐる日本文字で註をつけたのであります。漢文とすれば勿論誤りとなります。そこで私の言葉となりますが惟

な(つ)用	木津物(葉)	及	ハム	自	己
(例)	毛津物(獸)	及	ハム	つ	つ
から用	矢柄、伐柯、伐柯			か	か
(例)	動詞にはからむは「東京			ら	か
	のよりと同じで名詞より動詞と				
	なりてにをはとなつた。				
	家族をうから				
	親族をやから				
	兄弟をはらから				
	力(血族)をちから				

らぬ。天皇御一人に限らず、あの公明正大な天照大御神様の尊きのりを日本國民たるものは全部そのまゝ行はねばならぬ。歴史的にはかく説くのでこれが神ながらの第一義であります。即ち第一義は天照大御神そのまゝの道であります。次に歴史によつて神ながらを説明すると續紀卷一文武元年八月即位の詔に「高天原事始而遠天皇御世」御世」中今至天皇御子之阿禮坐、彌繼々大八嶋國將知次。天神 御子隨天坐神之依奉。隨。聞看來。此天津日嗣高御座之業。現御神大八嶋國所知倭根子天皇命授賜負賜貴高。廣。厚。大命受賜。恐坐。此食國天下調賜。平賜。天下乃公。民。惠賜。撫賜。隨神所思行。云々」とあり、之を解剖的にとくと同じく續紀元明天皇の慶雲四年五月の詔の中に具體的に神ながらの道は第一に、惟神の道は君臣協力一致の道なりと仰せられ、第二に、國憲遵奉をさとされ、第三は

親子の關係を守り、人民を撫育する。即ち義は君臣、情は父子であると。要するに惟神とは天皇が天照大御神そのまゝの精神と理想を體得されて民を治められ世界の平和を期するにありま

## 第六章 神道の類別と其性質

私は神道を類別しまして二とし、その一を廣義の神道と狹義の神道に分けます。廣義の神道は今日の神道十三派をいひ、宗教的神道をいひ、古の伊勢神道金光教などをいひ、その教は平等的で布教力がつよい。又進歩的で世界的人類的で従つてその傳播力も強いのであります。狹義の神道は國家及神社を主とする神道で、従つて前者に比し國家的で日本民族的であり且つ差別的、保守的であります。消極的ではあるが差別は社會の秩序を保つ上に必要であります。服従は一見卑屈に見えますが秩序維持には大切で服従によつてこそ日本國家は保てるのであります。日本の神社が保守的、差別的であつてこそ日本國家の成立保持に於て必要であり、國體を擁護する所に日本神社の存在は意義があるのであります。日本の神道では幸にも一方には世界的、宗教的の十三派があり他方神社があつて國體を保つ上に與つて力あることは幸福であります。廣義神道の代表的のものとして伊勢神道と金光教との比較をして此の章を終りたい。伊勢神道は鎌倉時代に、外宮一の禰宜度會行忠がはじめたもので、それ以前にはないのであります。或る必要があつて五部書を偽造しました。それは何かといふに、永仁四年二月に内宮と外宮とが皇の字を外宮につけることが問題となり、兩宮神官の争ひとなり、内宮側は京都に訴へました、そこで外宮側は從來證據となるものは皆焼きすてることが慣例となつてゐたため、證據がなく大いに苦しみそこで行忠が、祖先の飛鳥の作であるといつはり五部書を偽作して呈出しました。私は外宮側の偽作の動機に賛成します。本朝世記にも皇の字がついてゐるし、外の神社たとへば賀茂、石清水などの神社でも皇の字をつけてゐた位であるから、外宮も皇大神宮といはれてゐたことは勿論と考へま

す。永仁四年十一月に内宮側の荒木田康氏が外宮側の痛いことをいひ、五部書の偽作なることを言上しました。けれど五部書中には五行説を以て二宮一體をとき國常立神を主神としてゐて、外宮側の方が寧ろ豪いと思はれます。五部書の一、伊勢二所皇太神宮鎮座次第記には「蓋し天地未だわかれず混沌たる時あらはれしもの國常立神なり。人乃受金神之性須守混沌之始故則敬神態以清淨爲先。」とあり、天地の大根元神たる國常立神は金神で人間はこの分靈を受けたものであるから人間は三つ子の魂にもどり國常立神を崇敬せなければならぬ。此の説を受けたのが山崎流の垂迦神道で垂迦神道では土はシマリで金であり金神としました。(土金の傳)

山崎の弟子の小寺清行が岡山地方へ垂迦神道を布教しました。これは金光教で金光教祖金光大陣の金光教祖御理解には天地金乃神は昔からある神ぞ途中から出來た神でなし、天地は流行る事なし流行る事なければ終りもなし、天地日月の心になる事肝要なり、信心はせぬでもおかげはやつてある。(第七節)

これまで神がものを言うて聞かせる事はあるまい。何處へ參つても片便で願ひ捨てゝあらうが、それでも一心を立てれば我心に神が御座るからおかげになるのぢや、生きた神を信心せよ、天も地も昔から死んだ事なし、此方が祈る所は天地金乃神と一心なり(第五節)とありまして金光教の要旨は、道を知れといふにあり。大地の中で金乃神に優る大徳をもてるものはない。我が教の昔に戻れ、三つ子の魂にもどれ清き所も穢なき所も隔てなく金乃神は守る。眞心を以て金乃神を信ぜよ、信心する人は何事にも眞心になれ、と説きまして伊勢神道と類似點があります。

近頃金光教祖と白神新一郎といふ書に「天地開闢以來舊習の事を排し生れかはりたる心持ちで生れかはつた」とあり。これは第一の證據とされる。第二の證據は私の友人佐藤範雄氏がある著書中に「余が始めて明治十三年に岡山本部で説教した、演題は「天地之體者土也、性者金也」と小寺清行氏の書いたものを掛けて行ひました。又この文句は金の鳥居に彫りつけられたが、説教がすんで生神様にお禮を述べたら教祖が大變喜ばれた」とあります。金光教は伊勢神道より起り次に忌部神道伯家神道の祝詞を承けつき、それに山崎闇齋の垂迦神道を附け加へ之が形を變へ色を變

へたものである。従つて今日金光教の教理は外宮中心の度會神道即ち五部書を本としてゐるから、國常立神より日本の事ははじまつてゐるとし道の本質は日本人固有の教であります。けれど金光教徒は伊勢神道より發せることを云はれては困るのであります。どこまでも教祖の創始したとするのであります。五部書の金神の信仰より天地金乃神の信仰は發してゐるのであります。すべて歴史的研究は大切でこれ又必要と思ふたから以上述べたのであります。とにかく金光教は神道五部書の信仰であるが精神は神ながらの道である。それを活かして信仰としたのが金光教祖の力であります。

第七章の結論は時間の都合上省きますが、要するに私の考へでは日本語の神は太陽より出てゐます。天照大御神の信仰そのものに神社の基礎があり、天皇は明津神として天照大御神そのまゝの御政治をなされるのであり有り難いことには祭祀は内務大臣の勝手にはならないのであります。政治上の元首であらせられると同時に又大祭主宮として天皇御親から親の祭は子がせられると云ふ意味より親祭されるのであります。伊勢神宮の祭主の上には天皇が大祭主としてあらせられてゐまして、兵馬の大権行政大権などの大権と共に神社祭祀も祭祀大権の中にあらせられる。こゝに日本の神社及祭祀の基礎が置かれるのであります。天皇の大権の一部を祭主、職員が代行するのであります。私の説く神道は神社をも含めた廣義の神道で、どこまでも天照大御神そのまゝの道が惟神の道、神道、神社の根本であることを力説するものであります。

(文責在記者)

## 中世の庶民文化

講師 京都帝國大學教授文學博士

三 浦 周 行

### 一、緒 論

近來世間の一部に於て此迄の日本史は治者階級に偏り、被治者としての立場から見ると頗る不完全である。どうしても被治者の方面からも見た歴史を編直す必要がある。との論が行はれるやうになつた。此れは或る意味に於て眞理を持つて居る。

我日本の社會は長い間階級的であつた。そして其の社會の中心は治者であつた。従つて日々の出來事を記した日記書類文書等が之に偏したことは止むを得ない。歴史が此れ等の材料より産れたものである以上は、自然の結果として治者の記録の方に偏り、一部人士の不滿を買ふことにもなるのだ。

凡そ大古以來國民の間に於て絶對多數を占めたものは被治者殊に庶民であつた。然るに彼等は歴史の舞臺では讀者の目に止らない片隅に置かれて居る。彼等は相等な役割を演じて居るにも拘らず、治者階級の華々しい行動の影に埋もれて了つて居る。此はどうしても片手落と言はなければならぬ。

彼等は名もないエキストラだ。だが如何なる名優も一人では芝居が出來ぬ。其の入神の技もエキストラあるに依り初めて光つて來る。

其と同じ理由で少數の英雄、軍人、政治家を中心として書いた從來の歴史は不完全であり、不具であると言はねばならぬ。近來史界が此の點に注目して來たことは確に一つの進歩であり、嬉ばしい現象である。

昔から青人草と言ふ。其の大多数は之のエキストラなる庶民を指す。それ等の人は假令公卿、將軍、武士などの様に皇化に浴することがなくとも等しく國民である以上、皇恩を思はぬ者はない。従つて其の方面を度外視して歴史を作らうとするのは誤りだ。

私が特に中世の庶民文化を取扱ふ事にしたのは、庶民が擡頭して文化史上に大活躍をした黄金時代が、此の中世殊に其の後期足利時代にあるからなのである。

## 二、庶民文化の基調

中世は武家封建の時代で鎌倉から室町、安土、桃山時代と続く。室町即ち足利將軍時代の後期は戰國時代と言はれる。

鎌倉時代は武家時代の初めで有力な幕府と言ふ政府が中心となり、其の直轄の士を御家人と言つた。此に對し同じ武士でも將軍の管轄外にあるを非御家人とした。此の兩者の下に非士階級あり。凡下奴婢がそれである。

凡下とは百姓、町人、工藝家など平民の事で、奴婢は賤民である。凡下は賤民ではなく良民の階級の低いのを言ふ。此の當時幕府即ち政府は餘程有力であつたから、階級統制は略々理想通り行はれた。

御家人は祖先以來の本領と大小の所領を有するを原則とする。そして一切の義務は此の所領の大小に割宛てられる従つて所領がないと御家人の義務も負へず權利も主張し得ない。實に所領は御家人たる資格の要件をなして居た。御家人はかくて中産階級の地主と言ふ事が出来る。そして百姓は多く其の小作人であつた。

扱て此の凡下と言ふ平民から武士になれるかどうか？ それは容易な事ではなかつた。

曾て執權北條義時が將軍實朝に向つて自分の所領、北條の士民で功ある者を武士に仕立てん事を願つた。時に實朝は「假令どのやうな詮議があるとも、若しそれ等の者を武士にすれば曾ての身分を忘れ御家人にもならうと思ひ、又

此を許す過を仕出かさないと限らないからいけない。」と斷然拒絶し、尙其の者を永久に武士に取立てゝはならぬと命令まで出して居る。

此れは實朝が執權の横暴に腹を立てゝゐたから、其の反感が非常識とも見える追加令迄下して居るので、従つて一般の事情を推すには危険な材料であるが兎に角武士となる事は困難であり、然し乍ら絶對不可能と迄は行かない事を知り得る。

それでは商人はどうであつたか？

商人は昔から一般に利慾の外何も無いとして卑まれて來た。彼の清少納言も不似合なものを擧げて「商人の良き着物着たる如し。」と言つて居る。それが武家時代になると更に別の理由から香ばしく思はれて居ない。

前述の如く御家人は中産地主であつたから、幕府は不斷に險約を奨励し餘つた金で名馬を買ひ、武勇の士を家來とし一朝事ある時に供へさせる様にした。實言ふと收入の定つて居る御家人に對し此の要求は大體無理であつたのだ。そこに以て來て凡下の中でも商人は只儲ければ良い主義で、人間の弱點に乗じて奢侈品でも盛に賣付けて購買力を刺激する。従つて幕府は彼等に對して好感を持つ事が出来ぬ。そこで營業の人數場所を限定し、相場も沽價法などと言つて法律で以て定め、勝手に高くすることを禁じたりなどして、商人の利益など言ふことは殆んど眼中にないと言ふ態度を取つた。

然しそれにも拘らず時の進むにつれて生活が向上し、御家人も漸次奢侈となり、其の資格の要件であつた大切な所領も低當となり其が流れたり又賣渡されたりする事になつた。此場合御家人同志の間では融通が付きさうにもないから自然非御家人や其他工面の良い凡下の金持に手渡すことになつた。

所が此等の人々は將軍に對して何等義務を持つて居ない。従つて右の現象は當然幕府の財源の崩壊であるから大いに恐れて、貞永式目編纂の時には認めて居た土地賣買を延應二年(仁治元年)には之を修正し、凡下は勿論非御家人に

でも所領を賣渡してはならぬ事とした。若し之を犯した者があれば沒收して了ふと言ふ勝手な罰則を附したから、凡下の階級の人達が利益を蹂躪されて泣いた事が幾何であつたらう。然も窮乏の爲に御家人の所領を賣る者が止るべくもない状態であつた。

時も時元寇の亂が起つて御家人の負擔愈々重く、此の状態は愈々深刻さを増して來た。そこで弘安四年第二回の蒙古來の十六年後なる永仁五年には有名な徳政令を出し對御家人の賣買契約を破棄して了つたのである。随分亂暴な御家人擁護策で其の賣渡し相手が御家人である場合は時効を認めたと、凡下のものに對しては全然時効を認めず凡て無償で元の所有主に戻すと云ふ蟲の良さである。

斯の如く封建時代に在つては御家人の利益と凡下の利益が衝突するので、凡下は絶えず脅威を感じて居た。此の不安の世相に處して其の營みを續けて行くのは實に容易な事ではなかつた。此處に組合即ち座と言ふものが組織される起因がある。

此れは多數の組合員即ち座衆が結束に依り他の迫害に對抗したもので、必要の場合には他の座も誘ひ同盟して行動を共にした。即ち團結の力が着目される様になつたのであつて、此の座の發達は凡下商人の自力の反撥である。然し之ではまだ充分でない。どうしても他力を借る必要がある。有力な寺院、神社の保護を受けることがそれだ。そして其んな事には彼等は抜目が無かつたのである。そして有力な神社の下に一定の神役に服して營業の持續を計つた。

例へば洛中洛外の土倉は大抵山門の勢力を負ふた日吉の神人か、或は山門の公人で無い者は無かつた。日吉神人は日吉神社に對し、山門公人は延暦寺に對し夫々一定の神役、寺役を負擔した。そして平生は土倉を營んで居るのである。土倉と言ふのは一種の金融機關で、お公卿さんでも武士でも金を貸付けて其が拂還されると假令御所の近くでも大聲で督促した。それが外でもない日吉神人として或は山門の衆としてあるから、公家も武士も手が出ず、勢穩便に引下つて貰はねばならぬ事になり、其の爲大分苦しんだことであらう。

斯の如く自力他力に依つて營業の不安を緩和して、あわやしい社會の間に富を積んで行く事が出來た。其れが武士の脅威にもなり、徳政が益々行はれて來たのである。此れが又中世後期の庶民文化の基調出發點となつたのである。

### 三、庶民自覺の烽火

鎌倉幕府轉覆の後御家人制は漸く崩れて來た。そして夫に代る新しい社會階級が未だ産れぬ前に、建武中興となつた。此には幕府を認めず、公武を同一視し、武家も堂上方と交つて政務に携はる事になつた。

建武二年二條河原落書に

持も習はぬ笏持ちて内裏まちはりめづらしや

と言ふ句がある。笏の持ち方も知らないで、公卿達と一所に仕事をして居る武士の不釣合な滑稽さを指摘したのである。

從來の社會の階級が解體して新しい階級の未だ現はれない所の状態は、從來の階級に安住して居た人の目には奇怪な亂脈として映る。田舎の武士が拔擢されて堂上に昇る事は當然の恩賞であるにも拘らず、その出身がコビリ着いて成上り者として卑まれたのである。所謂下剋上する成出者と言ふのは下さまの者が上を凌いで良い地位に登つて威張つて居る。何を生意氣な、成出者の癖に、と言ふ反感が此の句の中に含まれて居る。

斯く安定を缺いた時代には此んな現象は止を得ない。此の建武の失敗は足利に入つて收拾されたが、此の足利幕府は鎌倉のと異なり初めから基礎が脆弱だつた。其爲に内訌は絶えず、將軍は守護に、守護は守護代と言ふ様に部下の有力なものに制肘されて、下剋上の世相を最も暴露した時代である。斯る社會では庶民階級も何時迄抑へられては居ない。庶民文化の花咲き實を結んだのは此の應仁文明亂後の事だ。此の亂は庶民文化に一時期を劃した事に於て大いに意味がある。

應仁元年御靈林に火の手が上つてより、戦倦んで諸候各々軍を解體して引上ぐる迄、前後十一年鎬を削つたかの大亂は遺憾なく將軍の無力を暴露したので、地方に歸つた守護達は最早將軍を見限つて獨立の計畫を立てた。そして政治上にも社會上にも庶民の自覺が勃興して來た。勿論其烽火は應仁前にある。既に應仁前三十九年に當る正長元年より流行病が起つて死人が夥しかつた時、近江、京都、奈良等に漸次蔓延した所の窮民の一揆暴動が起つた。彼等は貸借關係を破棄する徳政令を幕府に求め其の許可を待たずして、土倉酒屋を襲ひ借用證書を取戻し質物を奪ひ返した。此の一揆と言ふのは多數群をなして居て、暴力を振ふので仕方なく幕府は徳政令を布いた。元來此の徳政令は御家人の擁護策であつたが、今度は土民即ち凡下の爲の貸借契約を破棄し抵當物を取返すのであつて、其の内容は鎌倉時代のとは大いに異つて來て居る。即ち前代のは幕府が自發的積極的にやり後の餘儀なくされたのである。

奈良大乘院日記目録には此を（正長元年の暴動）評して「日本開闢以來土民烽起の最初なり」と言つて居る。此を徳政一揆、土民一揆、又は土一揆とも言つた。

彼等は此の經驗に依つて一致と言ふ事がよく目的を達するに到らしめると言ふ確信を得た。只多數を頼んで債務を破棄すると言ふそれだけの事では大した意味もないように見えるが、從來の高利に悩まされて居た不平反感が爆發した者と見る時、面白い貧民對富豪の對立となる。そして其の場合彼等は假令債務がなくとも暴れ廻つたのであるから此れ歴然たる階級闘争である。此の徳政一揆は漸次各地に傳播した。かの播磨の土一揆は守護赤松滿祐の軍と戦つて居る。それは武士を悉く播磨國外に追逐せんとする運動であつて、然も單なる計畫でなく實行に迄移して居るのだから實に重大事件だ。此は丁度將軍義教の代初めの事であつたが、其後十三年嘉吉元年彼が赤松滿祐の私邸に殺されて將軍義勝が後を嗣ぐとまたもや土民が動き出した。それは將軍の代初めには徳政を行ふのが先例であると云ふ飛んだ吉例を引出して來たことである。

之を見た土倉達は大いに驚いて、管領細川持之に一千貫文を賄賂を入れて鎮壓を懇願した。多くの富を窺めた土倉は幕府の一大財源である。此れを破壊されることはどうしても不得策だつたから、勿論之を引受けた。ところが徳政の要求と言ふことは非常に人氣があり、武士階級も土民の生活状態には同情してゐたから出兵の命を受けた武士も軍を出すことを拒絶して了つた。

そこで細川の面目は圓潰れとなり、一千貫文を吐き出し土民に限り其の債務を破棄すると言ふ命令を發した。それで土民達が嬉んで引下るだらうと思つて居た。然し其の豫想は斷然裏切られて了つた。一揆は言ふ。自分たちだけではいけない。自分たちも債務はある。然しそれは少ないものだ。どうしても困つてゐられる武家や公家方にも及ぼして貰ひたいと、それでまた幕府は命令の適用範圍を擴張しなければならなくなつた。其の間には總ての階級に共通した同情と言ふことが認められるから、同情一揆とも言ふべきであらう。それが土民自身の考へから出たことか、また外部から煽動教唆があつたものか疑問であるが、兎に角土民を名として擧げた一揆に武家堂上方の同情があつたことは注意すべき事實である。

土民が亂脈な社會の中にあつて漸次自覺を促され、今迄の境遇に堪らず種々向上を計つたことは、言ふ迄もなく土民自覺の烽火であつて應仁文明の内亂以前に既に此れだけの途を開いて居たと言ふ事は、土民運動に取つて非常な便宜であつた。以下土民向上の種々な原因を説明して行かう。

#### 四、軍事上の原因

應仁文明の内亂は前後十一年続いたが、主として洛中洛外と言ふ限られた都の小天地で行はれたものであつたから大規模な攻城野戦と言ふものは見られなかつた。そして多くは奇襲が繰返され敵の不意を襲つて俄に鐘大鼓で脅し付け、陣屋に火を放つと言ふのが關の山であつた。だから正規兵たる武士殊に名ある者はこんな戦に死ぬのは大死だとして帷帳の中に隠れ、戦は不正規兵なる土民に依つてなされた。

彼等土民は武装する餘裕がない。そこで馬にも乗らず冬の寒空にも單衣に粗末な笠をかぶつてゐる者があり、と思へば又不似合な金の兜を着けて居る者があり、理由のわからない歌を唱ひ乍ら踴躍して戦ふ。その大部分は然し半裸體で身も軽く足も軽いから足輕と言はれた。

こんな粗末な兵隊ではあるが彼等は同志結束して行動するので相當の威力があつた。「應仁亂消息」に依ればこれがかゝる事（進んで攻める事）はもとより好む所、逃ぐるは耻辱に非ず。前代未聞の出來物なり。

と評して居る。然し見方を變へれば彼等は武士道の因襲的な抗束を受けず寧ろ新しい自由な立場、言ふを得べくんば其の足輕道に依つて進退して居るので、あながちけなす可きではない。

此の足輕の名は既に源平時代から見えて居て歩卒の事を言ふのであるが、當時の博識一條兼良の機談治要を見れば此の時（應仁）初めて出來たものと考へて居る。

扱舊社會に於ては武士は國民の生命財産を守つた。然し此の頃になると其の武士道徳も地を拂つて其の無節制不規律なことは却つて社會の危害となつたから何時迄も共に信賴する事は出來ず、之を厄介物、危險物視し遂に鋒を取つて立つにさへ到つたのである。そして應仁の亂には輝かしい……でもないが兎に角大いに働いた。播磨では武士放逐運動さへ起つた。斯く幾たびか其の試練を續けて一揆の偉力に漸く確信を持つて來た。彼等は獨力では何も出來ない。然し共同の利益社會の爲に結束して立つ時には美事に其の目的を達したのである。

文明十七年には大和に大旱魃があり、百姓が非常に困つて、地主法隆寺に徳政令を出して呉れと訴願した。其時の訴狀には大和總國の百姓と記してある。斯の如く戦時ではなく小作料免除を願ふ平和の事件にも一致したのである。

また不規則な正規舊武士軍を排斥した大事件としては文明十七年の山城の上民一揆がある。それは應仁亂に引續き兩高山の軍が山城に對峙して戰鬪的行動を取り、交通は途絶し社寺の本領は差押へられ、また新關を建てるなど交通その他に大妨害をするので土民達は共力一致して之に當る事にし十六歳から六十歳迄の土民が會合して其の議決文を

兩高山氏にたくき付けた。

一、兩軍の國外退去

二、社寺領の復舊

三、新關の撤廢

右の要求に應ずれば良し若しいやなら私たちが相手だ。と堂々兩軍の陣へ行つて交渉したので兩高山はスゴくと撤退する外仕方がなかつた。其の翌十八年には宇治の平等院に於て更に山城の土民會議を起し、山城全國の法令を制定し、總國月行事（實行委員の如きもの）の名に於て其を發布し、一定の税金を取つた。斯くして山城の行政權は土民に歸し守護は有名無實となつて了つた。（大乗院寺社雜事記、後法一興院政家公記、實隆公記）

此は實に大規模に土民の代表者が一箇所に集まつて大會議を起し決議は月行事が實行する言ふ組織的永久的なものであつて軍隊も之を如何ともする事が出來なかつた。彼等の決議は國の法制となり、その一揆も土一揆でなく國一揆と呼ばれる。

此は山城に於て行はれたものであるが、此な事はあの米騒動と同性質で非常な傳播性を持つて居る。當地方の一例を擧げる。伊勢は度會、飯野、多氣の神三郡の土民が蜂起して武士を追ひ三郡を占領して了つた事がある。幕府は捨置難い大事と言ふので國司北畠氏をして討伐させた。其の功に依つて神三郡は北畠氏の領土となつた。此は永享三年の事である。

かく土民が段々成功する事は土民運動を尖鋭化する。その時代の趨移は因習に捉はれた人の目からは好ましく無い様に見えた。北畠政郷は「凡下なめんたらと申す事を行ひ映き」と嘆息した。なめんたらと言ふのは例の二條河原落書に「四夷をしづめし鎌倉の右大將家のおきてにもなめんたらにぞ今はなる」と使つてある如く當時の通用語で不仕駄羅とか無作法と言ふ位の意味で頼朝の時には統制があつた、けれども今はもう不作法でいけない。と言ふのである



が、此はどうも因習に捉はれて時代を見ぬ嫌ひがある。彼等は決して自らの爲にするのでなく、多くの困窮者に同情して富の不平均を正さんとした。だから「然るべきことなり」「およそ神妙と評すべきなり。」など言つて一面けなす人もある、かはり他面之を推賞して居る。彼等には目の付所があるのだ。決して無暗に動いて居るものでは無かつた。鎌倉幕府亡後武士の所領に關する保護と言ふものは無くなつて了つた。あの武士の優勢な鎌倉時代に於てさへ保護干渉を必要としたものが更に落潮に際して此の悲運であるから土地の凡下に渡るもの多く、遂に兵農が分離して了ふ事になつた。又反對に應仁以來凡下の軍事に携はる者が多くなり武士と土民との見別が付かなくなつた（大乘院寺社雜事記）ので此の意味では兵農一致である。

文正記と言ふ本に（文正は應仁前の年號）「神代以來士凡下の區別あり」と云つて居る。武士とは言はなかつた、けれど兎に角神代から軍人が他の階級とは別に一階級をなして居たと云ふのである。所がその武士の地位が段々下落して土民に媚び、生活のため系圖を賣る。系圖を賣つて了へば最早武士では無くなる。今日なら士族は士族系圖なんかどうでも良い。よし必要でも誤魔化して行くだらうが、昔はとてもそんな所は正直で系圖を賣つて了ふと佛道に入るのでは無いが頭を刺つて凡下にへつらひ心にもない事どもの數々を重ねた。

此に對し凡下はどうであつたか？

年貢を怠り武藝を習ひ系圖を買つて武士と自稱し或は何守、何介など名國司を犯し、徳政一揆の長本となり、盜人の巨魁となる。此んな下姓上の生活を重ねて行けば遂に自滅を招くに到るであらう。士は士でなくなり、凡下が士となるとは面白くない世の中である。何時かは本の分に戻り平和の世が現出するやうになつて欲しい。と、右が大體文正記の序文に書いてある意味である。元の士即ち舊來の武士階級と系圖を買ひ其の名を稱し武藝を習ふ新しい武士階級即ち俄造の士とが相對してゐて因習の中に住んで居る人々には香しく思はれなかつた、けれどもどうせ士、土民の區別のなかつた世の中だ。

それは到し方のない世の變化と言ふものである。かう言ふ風に凡下が士になつたことは庶民を軍事上有力ならしめた一原因である。

### 五、政治上の原因

軍事上の新勢力となつた土民は更に其手を政治の方に伸して來た。土民としては最早武士の政治に懐らず信任を拂はなくなつて了つた。あの山城の國一揆の如き土民が山城一國の行政權を握つては守護はあれども無きが如き状態になつたのはその好例である。そして横領されてゐた寺社の本所領を本の如く復舊することは寺社が熱心に希望した所であり將軍義政、義尚なども之を支持したのだが此れは特權階級の利害に關する事で一般には直接何の關係もない。だが他の一揆行政方針である新關の撤廢は畠山氏の交通遮斷に對する積憤の現であり、國民の着目は實に此處に在る。軍隊を山城の國から追出すと言ふのも同様に不規律な軍隊が居のこつて生命財産を危くするからであつて、その不安が彼等を團結させた。そして武士が死を賭しても出來なかつた事に立派に成功して居る。

又加賀の土民が一向一揆を起し富樫氏を逐ひ土民政治を開いたが、此の場合にも寺社本所領を返すことにしたから京、奈良の公卿や寺社本所の人達は喜んで使をやつて受取の手續をやつて居る。その様に土民政治は多分の善政を含んで居る。で土民の跋扈を心良く思はないのは所謂因習の人だけで一般は滿更悪くはないと思ひ、保守主義者からも同情を得た。

### 六、經濟上の原因

一體此の時代には士であつて凡下即ち庶民出身の者がある事は前述の如くである。然し總ての凡下がさうなつたのではなく、やはり百姓職人商人が多いのであつた。然るに武士には滔々たる落潮の爲に土地を喪ひ、加ふるに軍務が

忙しいので土地は百姓に委して了ひ、それに自治を許し、年貢の主體として土着を奨励し、土地から離れさせない工夫を凝した。

此の方針は鎌倉時代に於て幕府が御家人に對して取つたものである。それでは何の目的で此の方針を取つたのであるかと言へば、それは高等遊民たる士人の生活を助け不生産的な戦争に於ける兵站を司るので農民は特に丁度徳川時代の制度と同じやうな年貢を絞り取る機械であつた。只徳川時代に於ては一つの特種なる地位體系を作つたに過ぎぬ。然し百姓ばかりがさうであつたのではない。當時軍資金の取立てに汲々たる武士は商人に課税するに抜目のあらう筈はなかつた。即ち土倉に對する營業税、倉役を幕府の有力な財源にして居たことは前に話した。富豪に對して一定の税金を出させる事は手數も掛らず容易であるから應仁の亂後は盛に此の方法をとり、地方の寺院豪商に用金を課することは頻々として起つた。それは勿論徳川時代にも踏襲されて御用金と言ふ。

此の用金は種々の名目で取立てるが此の時代には「有福」「有徳錢」「懋徳錢」などと言ふので、それ等は皆金持の出す金を意味するのである。一體用金本來の性質は決して強制されるべきものでないが、事實としては租税と同様に一旦言ひ出されたら其を拒む事は出来なかつた。其外信長の如きは矢錢と言つて京都、堺、尼崎又は大阪本願寺など富める市民、寺院に軍資金を出さして居る。戦争が起ると不規律な軍隊に脅かされるのは先づ富豪である。然し前以て矢錢を出して置きさへすれば其の首領はそれを保護して呉れる。だから一種の保険料と思へば良い、それで矢錢の事を一名防禦錢とも言つた。殊に信長は軍律を嚴にし一錢斬と言つて一錢盜つても斬罪に處した位であるから、此の矢錢には仲々効用があつた。そして此の方法が流行したと言ふ事は、庶民の内に資産の豊かな者が多かつた事を意味する。然し之は戦争成金で、他面に戦争貧乏があつて貧富の差は此の時代より甚だしい事は無かつたかと思はれる。

今日では物資が無くとも外國からドシ／＼輸入出来るが此の時代には其れが出来ない、従つて貧乏な人は非常に困つた。

殊に此の時代は開闢以來の人口過剩、物資の缺乏に見舞はれた時代だから其の困窮は察するに餘りある。朝鮮聘使の記録に依ると「日本には到る處飢人あり殘疾あり然も手當を受ける事が出来ず道端に座り行人に錢を乞ふ。」と言つて居る。人口が多すぎて仕事がなく食ふに食へないものが非常に多かつたのである。朝鮮人は勿論本通を行くのであるから此等の窮民が大勢其處迄出張つて居たことが知れる。

斯くて徳政を要求し又は其に托して略奪するものもあつたが、之皆貧の極からさうしたのである。そして其の相手なる酒屋土倉は此も庶民ではあるが實に王侯の富を擁して居たのである。そして多くは都市に集中して居た。

此の時代には封建割據の勢に迫られて自給自足の政策を取り各自の富國策に専念し、村々に農を勤め桑を植ゑ家々に蠶を飼ひ絹を織る事を奨励した。此の農業にも増して力を入れたのは商工業である。即ち各地には政治の中心になる城を構へ城下町を築いた。そして此迄良く思つて居なかつた商工業者に對して有利な地域を與へて居る。殊に信長は組合の自由營業拘束の缺點を見て自由市場を安土其他に設定して居る。之を樂市または樂座と言つた。樂は開放自由を意味する。此れは座を廢するのではない、座は依然として滔々たる世の潮流となつて居るが、その間に於ける拘束と言ふものを撤廢したのである。

扱て又割據時代の事であるから隣國と言つても中々氣を許せず他國人の領内出入に對して頗る警戒したが、商人の往來に對しては自國他國共に關稅市場税を廢して便宜を圖り、領内民が他國に出掛けて盛に取引する事を喜んだ。此の領内商人は領主の考に依ると利益を得た時は歸國の覺悟が肝要なのである。それは長曾我部元親百ヶ條に記載されて居り、頗る自己本位である。儲けた金を他國で使つてはいけない、歸つて來て吐き出せと言ふのだから體の良い勅である。

「歸國の覺悟肝要に候」と言ふのは此の時代の領主の皆持つて居た腹の中である。彼等は又極端な國產奨励を實に眞劍になつてやつた。

越前の浅倉敏景の十七ヶ條にかう言ふ事が規定されてゐる。元來越前は京都に近く四座の能役者を屢々招いて見物したと思はれる。所がそれは面白くない、京から呼寄せるには大變な費用がかかる、其だけの經費があるならば自分の國の器用なものを京に留學させて仕舞を稽古させるなら下々に到るまで其を樂しむ事が出来るではないか、と言ふのである。即ち能役者にまで國産を主張したのである、實に徹底した事であつた、此れも長曾我部氏と同一軌である。尙注意すべき事は國內の通商ばかりでなく海外の貿易も頗る盛で支那、南洋、オランダ、ポルトガルなどの往來も盛だつた。先づ支那即ち明に對する足利氏の外交は實は外交と言ふより通商なのである。それには蝦夷を釣る様な莫大な利益があつた。それで以て幕府は自らの窮乏を救ふのであつた。然し當時の幕府は此の蝦夷さへも潤澤で無かつた。と言つて此れはどうしても仕立てねばならぬ、その調達が大變であるし、それに船も造らねばならなかつた。此には從來日明貿易に與つて密接な關係を持つて居た大内氏（和泉堺）細川氏（長崎）などに命じ其々の領分の都市の出資者に請負をさせた。それで幕府の一號船二號船三號船の請負、船艀貨物の調達等悉く彼等商人の手に成り歸國後決算する事にした。だから表面上は外交であるが實は幕府大名が上前をはねるに過ぎない庶民の貿易であつたのだ。斯の如く内容は頗る複雑であつて普通の歴史に書いた様に簡單には行かなかつた。就中堺は應仁文明の亂で從來の歴史ある兵庫に代つて火事盜式に遭明船の發着場となつた。然し其んな策略のみであつた榮譽は得られるものではない。堺商人は商賣上の大技倆を持つて居たので、一人で遣民船の一雙二雙と引受けたものもある。彼等は信用を重んじて他より一層有利な條件で請負ひ、假令損であつても一旦契約をすれば必ず之を履行し、取引の秘密は親子の間でも欺き合つて居ると言ふ有様で、其の商才は容易に戰亂によるあの絶好の機會を捉へしめて、地の利に於て神戸より遙かに劣つた堺をあれ程迄殷盛にしたのである。然し此の時代の庶民は皆表面には乗出さず神社や寺院の名に隠れて縁の下の力持ちをやつて居た。

所が事局が一變して安土桃山時代となると社會の地位は轉廻し、庶民が第に表面に浮んで來た。豊臣から徳川の初期にかけて特許狀を受けて船を海外に出した者諸大名ばかりで無く商人も自らの名に於て公然と大活躍をし初めたので彼等の地位はダン／＼高まつて來た。

斯の如き通商貿易の爲には國內の資源開發が非常に必要となつて來る。そこで領主はあらゆる方法を之の爲に用ひた、中でも鑛山の採掘が尤も盛で文明十八年對馬の宗定國が自國領内の銀山を採掘する爲豊後の鑛夫二百人を雇つた事が見えて居る。豊後には熟練工が多かつたと見える。之は單に一例に過ぎない。其他石見、佐渡の銀山あり。採掘高の多少はあるが到る所に於て金銀銅鐵石炭が掘られた。其に當時は外國交通が盛でその爲に南蠻の科學的採掘法精煉法が入り、幼稚な日本の個有法から頗る精巧の域に進み採掘高も増大し金銀貨や種々の器物を作り、一面貨幣經濟を進め他面工藝美術の發展を促した。そして其に與るものは庶民だ、少くとも庶民中心である。自ら手を下さなくても資本家としての關係を持つて居た。博多の神谷宗湛などは一面鑛山出資者であり他面企業家であつた。

そんな偉物も出たので當時の領主が商工業者に信賴して自分の政策實現を期したので、一方其等の人々に對する理解の深かつた事は當代の特色とも見られる。

かくて土民の町村には庶民を中心とした自治が認められ信長秀吉も市場には武士の住居を禁じた。どうも武士は喧嘩をしたり威張つたりして市場の平和を害するからである。殊に押買ひと言ふ事をよくやる。拾圓のものを五拾錢にしろと無法な事を言ひ、せんければ此だぞ、と武威を示すものだから庶民は非常に困つて居た。之に同情したのが庶民の自治制以下となつて現はれた。土民の商人の自治體には十人衆、〇〇人衆などの代表者があつて、自治を行つた。堺には三十六人衆があつて堺施政を運轉して居た。三十六人は少し多い様に見えるが其中でも又少數の者が牛耳取つて居たのであらう。そしてこゝ言ふ者は多くは金持だつた。

總じて金持の居る所は必ず不規律な軍隊から睨まれる。殊に堺は當時富窟と言はれた位であるから軍隊に依る災害が他の地方よりも一層甚だしかつた。だから其の對策として市民は多くの浪人を養ひ一朝有事の際に備へた、信長が

京都に入つた時には大阪京都尼崎などの主なる近畿諸都市から矢錢を徴收した。此の時堺は莫大な金を課せられたので之を拒絶し、濠を堀り壘を築いて防備に努め、同じく自治體であつた平野を勧誘し、聯盟して強硬な態度に出たので信長も出兵を見合せた事あり。然し堺の安全は此んな力の誇示に依つて得たのではなく實に無抵抗主義に依る者である、命ぜられるまゝに黄金の耳を揃へて出した事にある。

又取る方でも一擧に屠つて了ふと後の都合が悪い、長く軍資金をせびる爲にはそんな事をするのは不得策だと言ふ事を知つて居た。そこで軍が堺に入らうとする時には定つて三十六人衆が調停に出る。軍隊は之を物にして、たんまりせしめて引上げると言ふ順序で屢々繰返された。

かくて周圍が戦塵に泥れて居る時に當つて丁度砂漠のオアシスの如く奇蹟的に平和な樂天地をなして居た。従つて堺では漸次奇異な風習が出来て來た。例へば町の中では敵味方が相遭しても微笑を交はして何事も起さないが濠を出て數歩すれば忽ち白刃ひらめいて果し合ひの修羅場が現出するのであつた。

何が彼等をさうさせたか？ それは堺の富であつた。庶民堺の富であつた。

### 七 庶民の精神文化

かふ言ふ風に話して來ると庶民文化は單に物質的の物に限られて、其以上何の餘裕もなかつたかの如く見えるかも知れない、若し果してさうだとすれば彼等の文化は低級であつたと言ふ外はない。少くとも此の境上で話す價値は無い。だが然し彼等の文化は決してそんな物ではなかつた。

#### (一) 宗 教

先づ彼等の信仰から説明して行かう。

當時は相續く戦亂のために貴賤上下を擧げて生命財産の不安に脅かされて居た。そこに何等かの精神的慰安を求め

る事は人間として當然の事である。此の時代の缺陷を補ふことが漸次上下の期待となつて來た。然し庶民の場合に就て言へば何様教養は低いから難かしい事は分りさうな筈はない。相當和漢の學に就て教養のあつた義滿でさへも「禪宗は承入し難し、念佛を兼修せんと思ふは如何に」と左右に言つた事が見へて居る。それで略々一般を察する事が出来るであらう。然らば簡易な淨土宗がどうであるか、そんなら良からう、と思ふが時代は殺伐な血に飢ゑた時代の事であるから、生やさしいお説教では誰も有難がらない。生新な深刻な彼等の生活にピリツと來るものでなくてはならない。其の點に於ては禪も淨土も充分とは宗へない。絶えず物質界から強烈な刺激を受けて奮闘的な生活をして居る宗民には、こんな舊佛教では満足出来なかつた。此の潮流に乗つて頭を擡げて來て時代の寵兒となつた宗教は二つある。その一つは一向宗、他は日蓮宗である。中でも地方的に最も廣く信仰を弘めたのは一向宗である。之に對して日蓮宗は中央に教權を張つたが、地方には弘まらず民衆的には遜色があつた。

御承知の如く此の二宗は何れも前代鎌倉期に創められたものであるが、眞に社會人心を教化したのは實に足利時代であつた。一向宗では此の時代に傑僧蓮如が出て近畿から北陸迄教權を擴めた。彼に依れば聲明念佛と言ふ事は皆に自分の往生の爲ばかりでなく、彌陀報謝のためとなるのであるから、ひたすら念佛を勤行して彌陀の力に頼らねばならない。其の爲には一切の雜修雜業を放棄して信心決定の行者とならねばならぬと言つて全門徒に念佛を強調した。そして此が此の時代の活動的奮闘的な眞摯激刺たる元氣を鼓吹した。かくて一向宗は新銳の意氣を持つて土民の間に教義を弘め蓮如は到る所に土民の都市を作り教化の足だまりとした。山科の如きは本願寺を中心として其の繁榮は一時京都を凌いだとさえ言はれて居る。其處では吉野から良材を取り、奈良から塗師を招いて佛壇を作らせ、繪師に障子の繪を描かせ、譽田の瓦師を呼んで瓦を葺かせて當時の技術を盡したから其の阿彌陀堂は輪奐の美を盡して居た。又他の襲撃のために濠を掘り防備に怠りなかつた。大阪石山本願寺は山科本願寺が山門に襲はれて後築いたもので、後年町民大阪の基礎をなしたものであつた。

日蓮宗も鎌倉に於て大町小町など商業區域に坊を設けた。京都でも四、五、六條の商業區域に寺を設けて三十五箇寺の本山が出来た。商業區域に寺を建てたと言ふ事は庶民に重點を置いたからであつて其處に二宗の共通點がある。

此處で新しい宗旨が起つて其の教域を犯すと忽ち此を踏取つて了ふのを常習傳統として來た山門は、大谷を破り山科を破つた時の宣言には一向宗が土民の間に信仰を弘め其の爲土民が一揆を起して守護のやうな眞似をする、あれでは日月が泥に落ちたことになる。つまり社會階級を破壊する邪教だと言ふのである。日蓮宗に對しても下人即ち土民などを最負にすることを指摘してゐる。

此の舊勢力山門から睨まれた事は此の二宗の成功を意味するのであつて、庶民中心の新傾向が舊佛教の親玉山門から非難を受ける事は當然の事である。

此の二つの宗旨が確信に満ちた態度で盛に他宗を承服さす宗論法論などの戰闘的布教法を取つて居るのも、此の時代の機微を窺ふ事が出来る。殊に一向一揆が加賀、能登、越中、等を侵略し領主を逐つたり殺したりして土民政治を實行したのは特に注目すべき宗教的活動であつた。

敵方へかゝる足は極樂へ向ふ足と思へ。

引きのく足は無間地獄へ行くものと思へ。

と大將が掛聲をかけると門徒軍は

言ふにや及ぶ。

と優勢な敵に對しても何の恐れる所もなく突進するのであつた。斯様な信仰に燃えた土民軍は信長も家康も持て餘まして了つた。彼等は正規の武士よりも精神的に一段の強味を持つて居たと言はねばならぬ。

先きに庶民が教養が尠なく禪宗の教義などに通曉することが困難であると言つた。然し教養があつて名僧の門に教を受けた者も尠くなかつた。殊に堺の商人達は一休を初め大徳寺末寺の南宗寺の古岳、大林、澤菴などに參禪し其の

内には有名な明貿易家尾和宗臨がある。此の人は同じ堺の商人である淡路屋壽源と計り應仁亂に焼けた大徳寺方丈を再建し、宗臨の如きは明貿易船の帆柱を送つて其の庫裡の樑にし長く大徳寺を保護することを子孫に遺言し、又金を寄附して死んだ。其他堺商人の獨力で寺院を建立し又は多額の金を寄附することは決して珍しい事ではなかつた。

## (二) 國書の出版

斯の如く教養あるものは夫々公共事業に寄與して居るが此の國書出版もまたその一つである。此の時代の印刷は皆木版で購讀者の僅少なため出版部数も少なく従つて多大の費用がいつて儲からぬために出版事業は頗る困難で、其の爲學問の研究と言ふ事も妨げられて居たのであつた。

當時の書物と言へば殆んど佛書で、經文か或は名僧の語録である。それらの出版は僧侶達が勸進募縁してそのお金で出版したから、勿論發行部数の多い筈がない。然るに南北朝になつて正平十五年、論語が堺の道祐居士に依つて出版された。此は佛書以外の經書であること、更に堺の俗人が出版したこと南朝の年號正平を用ひて居る點に於て注目され印刷史上有名である。此の正平版論語が清朝に傳はつて内容字體などの勝れて居るので學者間に賞讃を博したが、正平の年號を知らず、朝鮮を経て行つたから朝鮮の本かと思つたと言はれて居る。堺で正平の年號を用ひた事は堺が南北朝に於て南朝に内通したと言ふので、其の魚商達は足利氏の奉行から營業停止を喰つた事と合せ考へて、少しも不思議はない。かく論語などの經典に於て南朝の年號を用ひるのは大義名分が明であつた證據である。

それから時代が下つて戰國時代となつても堺では各種の書物が出版された。中でも阿佐井野宗禎と言ふ人は三體詩の註を出版し、同宗瑞は醫書大全と論語を出版した。何れも佛書以外の書物である。就中論語は天文二年の跋があり天文版論語と言ふ。其の版本は一枚の缺けた所もなく南宗寺に保存されて居て時々複製される。此の阿佐井野とはどんな家か明ではない。醫書大全の跋に依ると醫者らしく思はれ、また醫者の傳記にも乗つて居る。然し京の北野黃梅院の文書が今京都帝國大學に在るが、其に依ると堺の商人野遠屋と書いて居る。所が堺の三十六人衆の中には能登屋

と言ふがある。恐らく野邊は能登の普通から来た當字であらう。兎に角有力な堺の富豪の一人であることは疑ひない。其れで困難な書物の自費出版も出来たのである。あの三體詩の出版などには大した金がかゝつて居る。かくの如く庶民が學問に貢獻した事は大いに表彰すべき事である。

(三) 趣味の向上

前回述べた如く當時は貧富の懸隔が甚だしかった。其處で昔ながらの賭博が依然勢力を持ち中には其の寺錢に窮して人の倉を無斷で賭けたりした事が塵塚物語などに出て居る。その反對に教養ある商人の中には高尚な趣味を持つて居た者もある。此を一々列挙する事はとても時間が許さないが著しい庶民藝術民衆藝術に就て二三述べて見る。

(イ) 猿 樂

其の第一は猿樂である。元神社の祭祀に當つて奏する者であつたが、漸次民衆藝術の領分に入り主な神社には猿樂の座があり、神社の募財には河原などで勸進の能などが催された。初め南北朝頃では乞食のやるものとして貴族間に卑められてゐたが、此の頃になると將軍も之に興味を持ち、義滿などは觀世の祖、世阿彌がまだ幼童であつたのを寵愛して猿樂などをやらし諸大名も之に倣ひ經費をかけて猿樂を催したので漸次上流の社會に流行して來た。

義滿が北山殿に後小松天皇の行幸を仰いだ時にも此の卑まれた猿樂を御前で演じた。此んな事は勿論異數なことであるが、猿樂の地位を高める良いチャンスを作つたものである。扱て猿樂は庶民のものであるから田舎でも仲々盛であつた。堺でも天文元年素人猿樂を大阪石山本願寺の法主の前で演じて大いに賞められた事あり。また右大臣の尙經と言ふお公卿さんがあつた。此の人は和泉の入山田村と言ふ所に領地があつた。當時京都は困窮して仲々喰つて行くことが出来ないで公卿方が多く地方の領地に下つたのであつたが彼も遂に都落をしたのである。その途で船淵と言ふ村の人々が、こんなやんごとない方の御入來と言ふので大いに喜んで猿樂を御覽に入れようと言つて誘つた。尙經はどうせお百姓のやることだから卑しい土民藝術に止るだらうと思つて期待もかけずに行つたがどうして音聲態度の

見事な事は京にも劣らず、其の上有職などにも明るくて一點非の打ち所もなかつたので大いに驚いて百匹の酒手をはづんだと言ふ事である(慈眼院日記)かくの如く都の貴人を驚嘆さす位土民の趣味は向上して來た。

(ロ) 連 歌

連歌の歴史を説く者は其の起源を日本武尊に迄溯らして居る。然し實際は此の時代に民衆藝術として生れたものだ所謂花下楓隠に席を延べ地下のもてあそびものとなつて居たので、土民趣味の旺盛したものだつた。周阿、救濟など皆土民の出である。二條河原落書に

京鎌倉ヲコキマゼテ

一座揃ハヌエセ連歌

點者ニナラヌ人ゾ無キ

とある。京や鎌倉の人々が入混つて上手や下手が不揃で然も誰も負けず劣らず天狗で皆點者にならうとする。と言ふので、點者は點を付ける人即ち審判官である。當時の人はその點で賭け事をして居た。此の落書は實にその他愛もない風流人共を諷刺したものであるが兎に角滔々として連歌の勢力が都鄙に充滿して居るのを察することが出来る。

曾て連歌の聖と言はれる二條良基が美濃に旅した事があつた。其時連歌を好む田舎人達が臆面もなく彼に點者になつて呉れと頼んで來たので、彼は面喰つて大弱りした事が「小島のすさび」に記してある。此も初めは貴族達から卑められて居たものだが田舎では大いに持はやされ、また良基や尊氏が之を嗜んだので段々其の地位が向上して來た。やがて良基の撰した筑波集が尊氏の推薦で勅選集に準ぜられる事になつた。此は丁度猿樂を御前で演じたのと同様に光榮の極みで、戰國時代に宗祇の新撰寛久波集が勅選に准ぜられたのと共に連歌の地位向上に與つて力があつた。そして上下おしなべて其の選に入ることを熱望した。そして庶民の中でも堺の人宗友を初め入選者は少くない。宗祇の高弟である牡丹花宵柏が其の晩年を堺に送り、市民で世門に入る者が多く、連歌師が輩出した。此れは然し單に堺ばか

りではなく田舎の土民達が皆之に走つて居たので實に連歌は庶民の趣味を支配して居たものと言へる。

(八) 古今傳授

次に和歌の事であるが當時和歌は既に二條冷泉兩家の獨占家學となり生氣を失つて居た。一般が連歌に傾いて行つたのも此處に一原因がある。然し和歌が衰へても古今傳授と言ふ事が尙神聖な秘傳として信仰されて居た。

その古今傳授が當時美濃の武士東常縁に傳はり、京には誰も傳承して居る者がなかつた。

後土御門帝はその滅亡を憂慮し給ひ常縁を招かれて關白近衛政家などに傳へしめられた。他方常縁は連歌をよくした宗祇に宗祇が宵柏に更に奈良の町人饅頭屋に傳はつた。宵柏のを傳傳饅頭屋のを奈良傳と云ふ。饅頭屋は勿論庶民である。其他堺市民などで其の傳を受けた者が多い。古今傳授其者の文學的價値の如何は此處では問ふ所ではない。あの崇高莊重なる儀式を以てする古今傳授を幾多の庶民が受けたと言ふ事は頗る重大視すべきことで、嘗に連歌のみならず和歌にも堪能なものが庶民の中に存在した事が明らかである。

(二) 茶の湯

此も歴史は古いことであるが一般民衆の趣味として行はれて來たのは鎌倉末かららしい。

茶香十姓の寄合も

鎌倉づれにありしかど

都はいとゞ増す。

茶香の會合は鎌倉にあつたが今日は一層盛となつたと言つて居るのであるが、此の茶の湯の會も民衆のものとなつては茶を味はつて其の産地を當てるなど、やはり賭事に墮して居る。どうせ土民の事だからそんな所へ流れて行くのは無理もないことである。又此が兵陣の間に行はれた。これも一服茶、十服茶、七十服茶、百服茶など言ひ一種の飲競で賭博に外ならぬ。

東山の東求堂に同二齋と言ふ四疊半數の茶室を設けた。此れが四疊半茶室の初めであるがそれを建てた義政は非常な風流人であつたがどうせ時代の人だからあまり高尚だと言へない。酒を飲むのにも十度飲みなど言ふことをやり上戸下戸にわかれて飲み競べをやるので茶の湯も低級な趣味に出發するものではなからうか。それが後になつて段々美化されたが初めの内は茶化してかゝつたのである。

義政の時には奈良に珠光と言ふ茶人が出た。此れは唱名寺の坊様で大徳寺の一体禪師に參禪して茶禪一味の工夫を凝した。それが後に民間の茶の湯となつて來たので、義政は此を招いて種々の茶の形式を定めたと言はれて居る。其の珠光の子に宗珠と言ふのがあり、京都で門人を集めて茶を教へた。此が下々の茶の湯と言はれた。下層民間の意である。

宗珠は珠光の子だから下々の茶の湯の開祖は恐らく珠光であらう。其が義政に拾ひ上げられて漸次上流の趣味を入れるやうになつた。丁度連歌や猿樂と同じ動き方をして居るのである。此の宗珠の門人から堺の紹鷗や道陳など言ふ茶人が出た。更に其の門から宗及(須田)宗久(今井)及び有名な千利久が出た。宗及、宗久は共に堺の富豪である。之が下々の茶の湯の系統で其が京奈良堺などから到る所の田舎迄波及して行つた。就中博多の神谷宗湛などが有名である。上の三人は何れも秀吉に仕へ殊に利久は千家の元祖で大宗匠として秀吉をはじめ諸大名何れも之に師事した。彼の北野の茶の湯の大會は利久が參畫してやつたのである。

此の茶の湯は貴賤押なべて平等に取扱ふ所に一種の禪味があり、階級の差別なく關白も大名も庶民も此を共にするものは悉く一視同仁であつた。其の點が庶民を引きつけた。茶人は兎角自ら高く止つて讓らない所の天狗になり勝だつた。平等な所に多大の誇を感じたからである。そんなことであらうかあれ程秀吉から特別の寵遇を受けて居た利久が一朝忌諱に觸れ死を賜はつた。其の理由に就ては非常に崇拜されて居る人の事であるから色々と研究されて居るがどれも此れも當にならぬ。曾て利久が生前に足駄を穿いた自分の等身像を大徳寺の山門に獻納した。所が其の山門は

如何なる貴人も参詣する時は潜らねばならない。すれば利久の足駄の下に行くことになる。秀吉はそれは怪しからぬ事だと言つて怒つた。然しそれで以て死を賜はると言ふのは餘りに殘酷すぎる。もつと外に理由があるだらう。

秀吉は利久から其の傳を悉く受けて居た。そして以後は一子と雖も自分の許可なくしては輕々しく傳授してはならぬと命令した。此れが實現すれば秀吉一人に其の傳授が残る筈になる。つまり秀吉の優越慾が此んな無茶な命令となつて現はれたのである。然しながら利久は剛毅一世を掩ふ點に於て秀吉に劣る者ではなく大名達の内に多くの門人を持つて居て其等から非常な尊敬をうけて居た。秀吉は之の有様を見て苦々しく思はざるを得なかつた。そこへ三成が讒言したから直ちに此の結果となつた。即ち此の二人の優越慾が正面衝突をしたのである。彼の死の真相はこれだ。利久は又格別であらうが他にも茶人と云へば王侯を憚らぬ意氣があつた。殊に金の力を信ずる庶民の富豪中には此んな茶人が多かつた。

(ホ) 國家思想

我國體では國民の國家思想は神宮を初めとして多くの神社への敬神思想と密接な關係をなして來た。戰國の時代は軍事上の目的から新しい關所が多く設けられて交通が面倒であつたにも拘らず、神宮初め其他の神社参拜は豫想外に盛であつた。神宮へは諸國の領主を初め國民一般は生涯に一度は参拜せねばならぬものと考へ、大名なども敵國を通るのに姿をかへ山伏などになつて行つたと言ふ冒險さである。

全國の人々が斯の如く盛に参拜したのは御師が活躍してあらゆる方法で檀那の吸收に努め種々便宜を圖つた事を認めねばならぬ。然るに神主の間に内外宮本末尊卑の争が勃發し引いて宇治と山田との戦争となつた。

地の利を得た山田三方は岡本に關を設けて宇治内宮への道を壅切めた。宇治側は之に抗義し北高氏も其の不法を責めたけれども山田側はきかず、却つて嚴重に交通遮斷したので宇治は食料にさへ困るやうになつた。其處で北高氏は大いに憤慨して之を焼打ちにして了つた。此の出兵は文明十八年の事である。山田方は外宮の神域に籠つて之を防い

だが支へる事が出来ないで神殿に火を放つた。天下の凶事之に越した事はない。と當時の人々は記録して居る。此の焼打の後三年山田は又大舉して宇治を攻め内宮様の階下に迫り前年の報復をやり神殿が血で汚される淺穢しさだつた。

此れは道者が参拜者吸收の競争の結果惹起されたものである事が大乘院寺社雜事記にある。之は單にそればかりが原因ではないが、兎に角斯の如き忌はしき競争をして居たに拘らず全國より参拜が絶えなかつた。又神宮から傳統的差別的待遇を受けて居た僧尼さへ其を押し参拜して神徳を仰いだ。

又長らく御遷宮が絶えたのを嘆き、宇治橋を架し又遷宮を敢行したのは十國法師や慶光院等の僧尼の手になつた事を注意しなければならぬ。神宮の態度と較べて寧ろ皮肉に思はれる。こう言ふ風で國民僧尼を擧げて熱烈な信仰を捧げたのは祭神天照大神が嘗に皇室の御祖先ばかりでなく、其の時代の書物などには「君臣の元祖」とか「日本の君母」「日本の國主」など申上げて居る如く國民信仰の中心として亂世に拘らず益々崇敬を高めて行つたからである。

其の大多數は土民であつた事は言迄もない。神宮に於てかく神宮参拜者が全國から参集するので御師(禰宜權禰宜)は非常に富み高莊な邸に住んで豪奢を極めた生活をして居た。それにも拘らず彼等は神殿の頽廢したのをかまはなかつた。此の時代の神道の鬼才ト部兼俱が神宮に参拜して之の有様を見て悲憤慨して大いに暗示を受け歸つて京都の神樂岡齋場所の大玄宮に大神宮が天降つたので之を此處にお祀りすることを朝廷に奏上した。かくて伊勢には宮殿ありて神器はまさず今よりは吉田が眞の大神宮たることを宣傳したので一時は本神宮を凌ぐ盛況であつた。此のため兼俱のことを伊勢では神敵と言ふ。

然し此んな事は當時珍らしい事ではなかつた。京の加茂の神官が文明年間に諸國神領から年貢を上げて居るにも拘らず加茂の神木を斬り邸宅を立派にし贅澤したので氏人の土民達の反感を買つた。社司は其を根に持つて土民兵を募り氏人を攻め神殿を焼くに致つた。

當時土民が徳政を要求する時に神社に立籠り、若し其の要求が入れられなければ神殿を焼き自らも死ぬと觸れ、實



際寄手が迫まつた爲に神殿が炎上した事もあつた。之は果して土民の敬神觀念が薄らいた證據であると見る可きだらうか。否々、此は單る彼等の脅喝手段であつて神社は依然安全な神聖境で假令敵でも之に立籠つた時には迫まつて來ないだらうと考へたからである。即ち此の社頭の籠據は當時行はれて居た所の人質以上の効果ある者と思はれたのであつて却つて信仰の熱烈なる事を顯して居るので土民の敬神思想が地を拂つたと見るのは早まつた考へ方である。

扱て天神が君臣の元祖であるとの考へは、民と皇室との親しさが思はれる。少くとも尊王心の顯れである。然し皇室は當時大いに衰へ幕府も亦同様の有様であつたから之をお世話申上げる事も出來ず、頼朝以來の弊は崩れて皇居を劃るよすがもなく、文字通り君臣は接近した。然し國家思想の旺盛になつたのは武士の間に於ては足利末期を待たねばならぬ。それでは庶民との接近はどうであつたか。

即位の大禮は今日のやうな嚴重な制限がなく、各地の人々が式場に入つて萬歳を唱へた。と當時の公卿日記に出て居る。こんな場合の他にも例へば民間に聞えた平民藝人を招いて天覽に供された様な時にも下様の土民がゾロ／＼と宮中に入つて來て垣を作つて見て居たといふ。

扱て土民がよく徳政一揆をし社頭に立籠つたのは前述の如くであるが、文明十八年には禁中に立籠ると言ふ風評があつた。

後土御門帝は此は由々しき大事と思召され内裏の周圍に濠をお作りにならうとした。所が甘露寺親長は以ての外の事なり。皇室が土民を防ぐとは外聞悪し。と言つた爲に見合せられた。

延徳二年に京都北野社に籠つた一揆は幕軍に攻撃せられ、神殿に火を放つて自滅した。そして土民の目的は全く潰えて了つたが、其の殘黨が禁中に立籠つて最後の要求を試みんとしたので朝廷大いに防備に心を用ひた事あり。

又明應三年政元に逐はれた前將軍義植が越中から盛返して京へ入らうとした時、都人の騷擾の中に不逞の徒、土民に名を借りて禁中に入り三種の神器を奪ひ其の騷の内に義植が入城すると言ふ風に風評があつた。然し細川政元は若

しそんな場合には身を以て宮中をお守りすると誓つたので漸く納つた。

此等は皆空宣傳であつて事實としては實現しなかつた。けれども土民の事だから將來どんな事をするか知れぬ、と言ふので明應四年には濠を掘り、公卿の領土から兵を集めたが、此れも單なる風聞以外のものではなかつたので後土御門帝は此な事に人民を勞された事を後悔せられた。又若其等の風聞が多少の根據あるものとしてもそれは神社に立籠ると同じく一種の脅喝行爲であつた。そして土民達が自分等の要求が容れられず絶對絶命の時には禁中に入りさへすれば許されると考へて居た事は古い昔からの思想である。

書紀に坂合黒彦王子が天皇の疑をうけて葛城大臣圓の邸に遁れた。之を追つて來た勅使に對する圓の言の中に

「人臣事ある時は通れて王室に入る。」

と言ふ句がある。また下つて信長の時に松永久秀が彼に忠勤を誓ひ二人の子を人質に入れてあつたが間もなく叛いた。そこで止むなく此の二人の子を殺すことになつた。二子を預つてゐた村井貞勝が伴つて明日は内裏に驅込んで助命を乞ふてやらうと言つた事が出て居る。宮中に入れば命乞をして呉れる、許される。と言ふ思想が上流階級の中に古くからあつたのだから土民達が其を考へるのに何の不思議もない。

かく土民一揆が内裏に推參する事は屢々風評せられたが、殆んど實現した事はなかつた。只一度内裏に入つて直訴した事がある。此れは天文十五年の事で御湯殿記及應仁記などには前代未聞の珍事だとして居る。

で繰返し言ふが何處でも要求が入れられない時最後に内裏に行くことは、昔からの思想が土民の中に蘇つたので敢て不敬を意味するわけではない。

更に君民の接近の一例を擧げる。此の時代の京都と言ふものは殆んど無警察状態にあつて白晝財産を奪はれる事があつた。で永承二年土民一揆の時には市内の人々は家財道具を持てるだけ御所の御縁内に持込んで小屋掛をして避難した。如何に不規律な土民でも此處迄手を伸すまいと考へたからである。其の微妙な心の働きを見逃してはならぬ。

天照大神のことを日本の元首或は神母と申上げたこと。亂世に拘らず參拜の多かつた事は日本と言ふ國家思想が起つて來た事を意味する。此の割據の時代に於て國家とか日本とか言ふ統一した考を持つ様になつた事は特に注意すべき事であり、眼前の分裂を超越して來た事は閑却出來ぬ世の變化である。

それから此の時代の土民の作品にはよく天下一と言ふ銘が刻まれた。鏡造などが「天下一何某作」など銘打つてゐた。此の天下一を號する事が非常な名譽とされたのである。其に就て村井貞勝が或時鏡を献上したいと言ふ宗博と言ふ鏡造を伴つて信長に謁見した。信長は其の鏡の精巧な出來を賞め大いに喜んでゐたが、ふと裏を見ると「天下一宗博所作」とある。信長は忽ち顔を曇らせて言ふに、自分は曾て鏡を見た。それにも天下一と書いてあつた。天下一なるものが二つ存在しやう筈がない。此は長門守の（貞勝）不明である。そして臣の不明は君の不明であるから……と不興がつた。と言ふ。そして此の統一的な觀念が出來て來たことは世のなほりを象徴する。此の君民の接近に依り段々尊王心が擡頭し國家を思ふ念が盛となつた。

此は足利末期の變調で其處に生れた信長秀吉が人心の趨く所を見、尊王の順風に帆を擧げたから大事業が出來た。秀吉が土民から出てあの大事業をしたのは其のクライマックスを示すものである。

以上六時間に互つて話した事を總括すれば土民と言ふ虚げられた下積の階級然も國民の大多數を占める階級が足利の世から漸次擡頭したのは、自らの地位を自覺したからであつて、殊に物質文化に對して少なからぬ寄與をなし、精神文化もまた侮る可からざるものがあつて、其間幾多の立派な藝術を生み、大偉人が輩出した。此處に於て彼等庶民の文化は近世史上燦然たる光輝を放ち花咲き實結んだのである。して見れば從來の歴史が庶民を閑却してゐたのはどうしても片手落だと言はなければならぬ。(終り) (文責在記者)

## 我帝國の實相

講師 東京帝國大學教授文學博士

深 作 安 文

緒 言

諸君もとくに御承知の通り最近我國には不祥事件なるものが起つて、自分は非常に残念に思つてゐる。で自分はそれに付て司法省から數種の統計をとつて一渡り見たが、これから種々の事を考へさせられた。其一は學校と責任者との關係である。即ち官立大學の關係者、卒業生、在學生が六十二名。私立大學が二十八名、ロシア大學(モスコイの共產主義大學)が六名、以上は大學程度であるが、官立大學豫科、高等學校合して十七名、私立大學豫科が八名、官立高等專門學校が七名、私立高等專門學校が四名ある。此數字から考へて見ると第一に考へねばならぬのは官立大學の六十二名である。これは小學校より大學に至るまで何度國體の尊嚴なる事を教へられたことであらうか。若し彼等に我國體の尊嚴なる事が十分諒解出來てゐたら、斯かる不祥なる事件は起らなかつたであらう。此點より見れば、彼等の國體觀念は彼等を統制する事が出來なかつたのである。私立大學生は何故少なかつたか。これは注意すべき事であるが、私立大學では其性質上左傾の嫌ひある者は除くからである。官立大學の六十二名は大學に於ける研究の自由といふ結果から監督が嚴でなかつたからである。ロシア大學の七名はどうして遙々モスコイまで行つて共產主義思想を學び、それを我國に行なはんとするのか。自分は其精神の了解に苦しむ者である。半解の惡思想がこゝに至らしめたのであらう。官立大學豫科の十七名は矢張り道德教育の不足であつて、彼等の國體觀念が疑はれるのである。私立大學豫科は前の通りであり、高等專門學校の七名は最早云ふに及ばない。

こゝに注意すべき事は某女子大學の三名である。思想と女子とは表面上餘り深い關係はなさそうであるが、此三名

は思想的に甚だ深かつた様である。其此處に至つた理由も分つてゐるが今は省略する。日本の女は元來最も温良で立派なものである。然るに三名の女が此處に至つたといふのは矢張り時代の反映なのであらうか。思想の前には男女の區別がないといふのであらうか。

第二には年齢に付て考へると、(以下の統計凡て三・一五事件の數字)

十七歳より二十歳までの者	三十四名
二十一歳より三十歳までの者	三百八十三名
三十一歳より四十八歳までの者	五十四名

これに付て考へると、二十歳の者が大部分である所より見て、此事件の幹部は二十歳の者に目をつけてゐる様である。此時代の青年はこんな方面に向いて行く傾向が多いのである。然らば一體彼等はどうして入つたか。多くは巧妙なる誘惑によつてであつた。此時代は純真性、感激性、雷同性の青年心理が最も盛んに働く時である。故に特に方法を以てすれば割合容易に誘惑に陥るのである。故に此時期には父母、教師、指導者の位置になる者は大いに警戒せねばならぬ。

次に學力を調べてみると、三百三十九名の中、優の者が百十三名、良の者が八十二名、可の者が四十五名、不可の者が十二名、不詳が八十七名となつてゐる。これに付て注意すべき事は優の最も多い事である。此中には種々の方面から我帝國の將來に多大の貢獻をなすべき技術を有してゐる者が含まれてゐる事であらう。例へば藝術、科學、宗教等の各方面に於て。人物經濟の上より考へても惜しい事である。何故優なる者が斯く多數此方面に陥るのであらうか一つの理由としてはマルクス主義は理解するに難かしい。頭の鈍い者では解しにくいからである。

健康の方面から見ると四百七十一名の中、健康者三百六十四名、虚弱者四十三名、疾患者六十四名である。此健康者の最も多いのはどうであるか。自分等は小學校より健全なる精神は健全なる身體に宿るといふ事を聞いて來た。然

らば此矛盾はどうか。身體が健全ならばこんな精神は持ち得ないと考へるが一體どう解したらよいか。輕卒な判定は下し得ないと思ふ。統計の話はこれ位にしておく。

抑々我國は富の點では歐州の富國に及ばぬ。又領土の點でも及ばぬ。其他及ばぬ點は甚だ多い。併し乍ら只一つ彼等のどの國も持たない勝れたものがある。それは即ち國體である。國體の精華といふ事である。此事は内外共に許す事柄である。獨逸のカイゼルが日露戰役後、日本より行つた者に、獨逸は日本の美點はよくこれを學ぶ様にしてゐる。教育勅語も版にして分つた。陸海軍の勝れた點も譯して配布してある。然し日本の萬世一系の國體のみは模倣することとは出來ないと歎じたといふ。

此萬世一系の國體の變更を企てた者が三・一五。四・一六兩度合して八百二十五名ある。此同胞が企てた事件は一考せざるを得ない。自分達の様な者ばかりではない。假にも國家といふものを考へる者は凡て考へさせられるだらう實に由々敷き大事件である。これらの人々が斯かる方面へ走つたといふのは何故であるか。理由は複雑であるが根本的の理由は此人々是我帝國の實相を智識として知り、信念として持つてゐなかつたからであらう。若し深く心に徹してゐたならば何を苦しんでかゝる事を企てる必要があらうか。彼等には我帝國の實相が分らなかつたのである。此點よりいへば我國民道徳教育は破産に類してゐるといへる。嘗て歐州大戰中キリスト教の破産といふ事が叫ばれた。キリストの教へは汝の敵を愛せよといふのである。而して交戰國は大部分キリスト教國であつたからである。従つて此不祥事件は正しく我國民道徳教育の破産を示す大鐘であるといはねばならぬ。

## 本論

本論をこれから述べる事にするが、第一に國體の意義から進んで行こう。

今云つた通り不祥事件の起因は國體の不明瞭による事が第一であるから、之を徹底せしめる機會ある毎に我同胞に

智識として知らしめ、信念として信ぜしめる必要がある。此點に於ては特に本館に關係のある諸君は重大なる責務があると思ふ。國家も亦多大を期待してゐるのである。

扱今から自分の國體論を述べる。諸君の國體觀と一致するかせないか、諸君の参考ともなれば幸である。

國家といふ觀念は一寸考へると如何にも分り易い様であるが、少し深く考へると又不明瞭である事が分る。ついで此度の旅行に出發する前、東京高師の附屬小學校で教育研究といふ雜誌を出してゐるが、それが勅語發布四十年で記念號を出すに付き、左の數條に答へて貰ひ度いといふ中に國體といふのがあつた。此小學は權威者の淵藪である。此小學の機關雜誌がこんな質問をしてゐる所を見ても、如何に國體といふ意味が一見明かでないかといふ事が分るであらう。で此國體といふ意義を明かにせねばならぬ。不祥事件が起つたのも教師に此意義が明かでない、従つて教へられる者も不可解であつた爲ではなからうか。

日本の古典で國體といふ字の見える最初は出雲國造神賀詞であらう。天穗日命を國體見に遣はし給ふ所にある。く。に。が。た。と。假。名。が。あ。つ。て。國體といふのとは意味が全然異なるのである。くにがたは國形で地理、地勢、山河のたゞずまひの意である。我々の研究せんとする意味の國體といふ字の現れたのは割合に新しく徳川時代に入つてからである當時一部の學者で獨立的精神に燃えてゐる人々が使つた。例へば水戸の學者青山延子は其著皇朝史略に於て足利義教が父義持の旨に反して祖父義滿の行ひに習ひ、明と交通した其事を、當に其父の遺命に叛くのみならず、寔に國體を失す。といつてゐる。又山縣禎は國史纂論に於て足利時代の明との交通に關する文書の事に付て、此文書は大抵僧侶の手になる。中には國體を辨へない者があつた。故に遺つてゐる文書の中にも彼方の年號を使つてゐるものもあり、又將軍の或者は臣とまで書いてあるものもある。其事を述べて、編徒不辨國體務卑下我と云つてゐる。素行等も其著に此字を使つてゐる。又藩學の綱領にもよく使はれた。斯く徳川時代になつてから使はれ初めたのであるが、明治時代になるとよりよく使はれるに至つた。それで明治時代に出た詔勅の中に出てゐる國體といふ字を一つ一つ歸納的に研

究してゐることとする。徳川時代の儒者の用例よりも此詔勅を材料としたのは詔勅は一人の學者の論議より遠ひ、意味、時代を考へても此場合の材料には適當と考へたからである。含蓄、背景より見ても標本的である。詔勅は歷朝詔勅録の下卷に載つてゐる。

一、明治元年八月七日、「奥羽ニ下ス詔」の中に、

近時宇内形勢日ニ開ケ月ニ盛ナリ。此際ニ方テ政權一途人心一定スルニアラサレハ何ヲ以テ國體ヲ持シ紀綱ヲ振ハンヤ

とある。これにある國體といふ文字は國家の體面、國家の基礎、其邊の程度に解し奉つてよいと思ふ。

二、明治二年二月十一日、「毛利敬親ヲ召ス詔」に、

凡ソ國體ヲ正シ強暴ニ備ヘ公義ヲ立テ民安ヲ慮リ獨立不羈ノ基ヲ成ス等ノ事殊ニ汝等ニ問ウテ以テ施サントスとある。此の意義は國家の紀綱、國家の秩序位に解し奉つてはどうか。

三、明治二年九月、「刑律ヲ改撰セシムル詔」に、

我大八洲ノ國體ヲ創立スル遠古ハ措テ不論、神武以降二千年寬恕ノ政以テ下ヲ率キ、忠厚ノ俗以テ上ヲ奉スとある。これは國風、國俗の意義に解してよからう。

四、明治四年九月、「侍從一同ヘ下ス詔」に、

朕惟フニ風俗ナル者移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ國體ノ存スルモノ不拔以テ其勢ヲ制スとある。これは國性。即ち國家の有する性質の意味であらう。

五、明治九年九月六日、「元老院議長熾仁親王ヘ國憲起草ノ詔」の中に、

朕爰ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シテ以テ國憲ヲ定メントスとある。これは國家組織の體裁といふ位な意味である。

六、明治十五年一月四日、「陸海軍人ニ賜ハリタル勅諭」の中に、

凡ソ七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ。世ノ様移リ換リテ斯ナレルハ人力モテ挽回スヘキニハアラストイヒ乍ラ且ハ我國體ニ戻リ、且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ淺間シキ次第ナリキ

とある。これは一般的にいへば建國の精神、政治的にいへば統治の方式と解し奉つてよいと思ふ。

七、明治二十三年十月三十日、「教育勅語」の中に、

此レ我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

とある。これは國家組織の根基といふ意味であらう。

以上の七つの意味より歸納的に考へて見やう。國法學では國體といふ事を、「主權ノ所在ニヨリ規定セラル、國家組織ノ様式」と定義してゐるが、これでは足りないと思ふ。此七つの用例はもつと意味が廣い。此廣い意味を凡て包含するものとして、國體といふ語を自分は以下の様に定義して見た。國體とは建國の事情と國家の歴史とに依屬する國家の根本的狀態である。と、これで上の七つの意味が含まれてゐるかどうか、諸君の御批判を受けたい。

此國體觀を今から日本の神話と日本の特に建國當初の歴史と二つの材料を用ひて證してみたい。換言すれば建國の事情と國家の事情とから證據だてゝみたい。特に自分は神話を材料にしたいといふのは神話は作り話と歴史とが混じてゐるから帝國の實相を伺ふには最も適當してゐるのである。人によると日本の神話時代を左程重く見ないが、自分は神話時代こそ實相を知る上には有力なる材料であると深く信じてゐる。

我遠祖が天孫民族である事はいふまでもない。然しそれ以外にアイヌ、クロボツクル等の種族がゐた。アイヌは注意すべき種族で天孫民族より勝れた藝術をさへ持つてゐた様である。天孫民族は湯呑みでも細工がないが、アイヌのそれには特有の細工がある。天孫民族が遠祖の中心をなしてゐた事は事實である。それで我々は天孫民族を前後左右より極める必要がある。彼等が此大八洲に渡來した理由は三つある。第一は政治的、第二は民族的、第三は産業的理

由即ちこれである。

第一の政治的理由といふのは天孫民族は元來餘程シツカリした國家主義を抱いてゐて、新しき國によりて、より立派な理想的政治を開いてみたいといふ考へからといふ理由。

第二の民族的理由なるものは小規模ではあるが民族移住をなしたといふのである。武勇、冒險、遠く自分の住むべき新天地を求めて此國を發見したのである。

第三の産業的理由は主として農業に付てゐるが、天孫民族が農業をやつてゐたといふのはよく知れてゐることである。大神には神田があり、又農の神もあつた。重農主義の民族であつた。所が高天原では土地狭く悪くして心ゆくまで農業にいそしむことが出来なかつたから新しき此瑞穂の國を發見して農に努力するに至つたのであらう。自分はさう見たい。

以上の説明の通りであるがこれらは合して考へてもよいし、分離して見てもよい。其中政治的理由が非常に必要なのでこれを少し考察してみることとする。

あの有名な神勅が發せられる前に二つの重要な詔勅が發せられてゐる。其一つは高天原の大本となられてゐた神漏伎、神漏美の二神より諸冊二尊に授けられたもので書紀に出てゐる。即ち

有豐葦原千五百秋瑞穂之地宜汝往循之

といふのである。此詔から二條の事が導き出される。一は豐沃讚美であり、他は徳治主義である。天孫民族が農業をやつてゐたといふことは豐沃讚美からでも考へられる。このことは自分等が西比利亞から來る時によく味へる。荒涼たる満目の鐵路幾日。やがて朝鮮に入り關釜聯絡線に乗つて數時の後には内地の島々が見え初め、間もなく關門海峡に入る。美しい國、愛すべき國といふ感じは自ら心の中に湧然と起つて來る。只我々が日本人だから故國戀しさの餘り斯く思ふのみではない。あのツェツペリン伯號で日本に飛來した他國の人達も同じ様に日本の地を見て其美に打た

れてゐるではないか。天孫民族が讚美したのも無理はない。

循之といふのは最も重要な事であつて、これが分らねば我國體は分らぬといつてよい。これは「知る」といふ不定詞で君主が人民の實生活を正確に認識し、生活に苦しみ疲れてゐる者を慈しむことである。苦しみをよく認識すれば眞心動き其民の事情に應じて政治を行ふのであるから、自然道徳主義となるわけである。斯かる政治に浴する民は勿體ない、辱けないと感激し、上の純情と下の純情とが融合する。そして其間を撤して上下一心、君臣融合の美相が生ずる。日本の美體は此處より生ずる。利益とか強弱によつて生じたものではないのである。此處に國體美が窺はれるのだ。昭和二年八月陛下は小笠原、鹿兒島の奄美大島に行幸された事があつた。其時病人があつて、その病人を侍醫をして診察せしめられたといふことがある。これが即ち知らずの御政治なのである。今も昔も變りはない。どれ程此病人は感激した事であらう。ロシアは何故あの革命を惹起するに至つたか。それは極端なる専制政治であつたからである。ロマノフ王朝三百年の根本の誤は國民を業と愚にして置いた事である。無智な者は反抗しないといふ信條の下に。併し此政策は次第に其誤を暴露し來り終に一八八一年のアレキサンダー二世の暗殺となり、世界大戰に參じても連戦連敗、とう／＼レニン、トロツキー起るに及んで皇帝を銃殺して、共產主義國家と變じてしまつた。斯かる政治の仕方と日本の知らずの御政治との間にはどれ程の隔りがあるか。不祥事件を企圖したる人々が若しロシアを眞似たのであつたなら誤りこれより大なるはない。知らずの政治と極端なる専制政治。誰が見ても良否自ら判然たるものがあるであらう。彼等は知らずの政治を知らなかつたのである。理解してゐなかつたのである。

も一つの詔勅は諸冊二尊が國生みをせられた後、主たる神大神をお生みになつた。併し大神は非常なる御神格であらせられて下界の御支配をなさるには餘りに偉大であらせられた。故に高天原をお治めになる事になつた。そこで天忍穗耳命を瑞穗國の主とせられんとし、其時下された詔勅である。

豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳之所知國言因賜而天降也——古事記

これからは前と同じ二ヶ條が見られる。言葉が典雅になつたのみである。

當時此國の様は土豪争ひ、天孫降臨には未だよい時期ではなかつた。古事記の作者は此様を草木皆ものいふといふよい言葉で表現してゐる。この草木皆ものいふといふ語は如何に解すればよいだらうか。宣長は只今の心もて神典は解すべからずといつてゐる。先年自分は生蕃を見た。彼等は足の裏がよく發達してゐる。それを見て考へるのに彼等は木の根、岩角、叢等所かまはず飛び廻り、叢の中にある時は言葉だけは聞えるが姿は見えない。この様なことをいつてゐるのではなからうかと自分は思つてゐる。とに角當時はまだ森林繁り土豪多く住んで高貴の御方の御支配には早かつた。其中に天孫も生誕せられ、皇孫をお定めになつてあの有名な神勅を降されたのである。神勅の中からは四ヶ條の事を導かれると思ふ。

- 一、豐 沃 讚 美
- 二、德 治 主 義
- 三、血 統 主 義
- 四、寶 祚 無 窮

後の二つは此神勅特有の御言である。其中血統主義は葦原の中つ國は永遠に天孫の君たるべき地であり、裏面より見れば天孫以外には君主となるべき資格のないことを示してゐるものである。凡そ君主國に於て君位の繼承法に三つの原理がある。徳と力と血統である。徳で位を譲るといふのは廣く天下に有徳の士を求めて、之れに譲るのである。

支那の堯舜禹の如きは此法によつた。支那では禪讓といふ。力によるのは只兵力により篡奪するもので、夏の桀を討つて帝位についた湯王、紂王を討つて位についた周の武王の如きは其例である。支那では放伐といふ。血統といふのは子々孫々に傳へるもので、日本の皇位繼承法の如きものである。扱これらの價值判断をしてみるのに第一の徳の方はどうであるか。徳は結構で原理とするには頗るよい。併し君主となつて徳を施すといふこと、君主となるのに

徳を以てするのは區別せねばならぬ。徳は積む事が出来る。誰も可能性を持つ。故に誰でも天子になれる。天位に絶對性がない。此絶對性のないのがいけない所なのである。又野心家があつて徳をいつはり有徳者でありとして君位につき専斷の政治をなすやも圖り難い。故にこれはいけない。力はどうか。これは勿論いけない。篡奪の對象となつて戦が絶えない事になるであらう。君は民を安んずるにあるのである。力を以て繼承法とするは其本質に反する。所で最後に血統はどうであらうか。これは外觀甚だ平凡であるが一考すれば人力でなし得ないものであつて徳、力の人力で如何様にもなし得られるものとは全然其性質を異にする。徳力の人間分内の事であるに反して血統は人間分外の事である。人力を超越してゐる。即ち三原理の中最も勝れたものであると信ずる。我々は天照大神が君位繼承法の三原理の中最も勝れた此血統主義を用ひられた事を深く注意すべきである。大神を男神といふ説もあるが女神が正しい。此女神が國家創業の秋に當つて遠き前途の事を考へさせられて此血統法を用ひられたのである。大體男は理智的で意志強固、先見の明に富んで、創業に勝れた技能を持つてゐる。女は之に反し感情濃やかにして守成乃至内助に秀でてゐる。然るに大神は女神にして聰明、理智に富まれ深く將來まで洞察されてゐる。日本には大分神話時代乃至歴史の初期に於て偉大なる婦人が現れた様である。例へば大神を始めとし、天鈿女命、神功皇后等である。教育勸語の中に「皇祖皇宗國ヲ肇ムル事宏遠ニ」とある。これは事柄の將來を見透かされた大神の此事をいふのである。日本の繼承には血統主義の外に二つの皇位の大盤石である理由がある。即ち三種の神器と即位の大禮を行はせらるゝ事とである。斯くして日本にては其資格が三重になつてゐるのである。大神の御心の働きの深き事、實に畏れる外はない。又「徳ヲ樹ツル事深厚ナリ」とは徳治主義を指されたのであらう。神漏伎、神漏美命が諸冊二尊に下された神勅にも此意味は見えてゐる。天孫の渡來された一理由であり、一契機であり、政治的原因である。日本の國體を理解させるには非常に有難い詔である。肇國宏遠樹徳深厚、これが日本の國體なのである。凡そ國には何が大切であるといつても君位の不動といふ事程大切なものはない。今日の君は明日の民と變ずるといふ様では國家は動搖する。誰でも政治

的欲望ある者は君位を覬覦する。所が日本の様に君位が嚴然と定まつてゐる國に於てはかゝる事がないから國家は安泰である。第二に重要な事はよりよき政治をなす事である。日本は前述の通り知らずの御政治であつた。故に此點に於ても心配はない。此二つの重要な意味に於て日本は理想的國家である。國體では世界に其比を見出し得ない。此美はしき國體を壊してどんな國を建てんとするのであらうか。血統主義であり徳治主義であるから無窮は當然である。無窮といふ語は只祝福の御言葉とのみ見るのは淺薄なる見方である。此點が即ち我帝國の實相である。建國の當初に於て國家の不動が確立せられ、歴代の君主又よくこれによられ、臣民もよく遵奉して來た。此事が帝國の實相なのである。無窮といふ事を偉大なる豫言であると見る人もある。さう見てもよい。國祖が如何に創業を立派にされても世々の君主がいけなかつたら無窮ではなくなり、人民がいけなくつても無窮でなくなる。支那の如き、堯舜の治はよく教へは立派であつても後の君主や人民がこれに徹せぬ故に易世革命の狀を呈するに至つた。日本では創業と後の君主と人民とが三つとも立派に揃つてゐるから無窮は大なる豫言であり、祝福であり、事實となつて現れてゐるのだ。

以上は主として皇室側の事、自然時代の事である。次には人民側の事、歴史時代の事を述べて見やう。

家族制の事は建國の頃既に見え、祖先崇拜の業績からでも明かである。高天原に御神殿のあつたのは其證據である。而して家族制の中心は皇室で君主は大家長であり人民は子女たる者である。愈々天孫降臨となつた時、天祖は天孫に神勅と神器と齋屋の穂とを授けられ、天兒屋根命以下五件緒に對して皇孫を擁護し奉る様にと命ぜられ、祭典、大膳職、供奉、警護等各々部署を定めて天孫降臨に陪從し奉り、高千穂峰に降り給ふた。天孫の御教へを皇孫の守るは勿論、五件緒も命に従ふ事を誓はれたのである。自分は國家を擧げて一大家族であるといふ其初まりを此處においてみたいと考へる。天孫の御教へは君臣共通の道德的規準となつてゐる。君主も臣下も守るからである。斯くして五件緒の子孫は次第に擴まり、中臣、忌部、猿女、鏡作、玉作の五氏となつて國中に行き渡つた。それより後、歸化人もあるが同化吸収せられ、民族の中權は大和民族にあり、其中權は皇室と五件緒の子孫とにある。さうして上皇室は下庶

民に對して仁に、下庶民は従つて感激の生活となり皇室中心主義となるのである。天皇の御名に代々仁の字の含まれてゐるのも意味深いことなのである。

歴史の方を見ると日本史は外國のその如く下刻上の事實に乏しい。人民が上を凌ぎ奉る事實に乏しい。ロシアの如き下刻上はない。日本史で國が分裂しさうになつた場合は三度ある。一は鎌倉時代、二は南北朝時代、三は幕末の公武對立時代である。此の三つの場合に於ても皇室中心主義思想が其中心人物にさへあつたといふ證ともなるべき事柄を擧げて見よう。第一の場合には、承久亂は義時が京都に對して反し奉つたといふ大事件である。これは下刻上に違ひない。併し、北條氏が力を以て取つて代らなかつたといふ事を深く考へねばならぬ。増鏡の新島守の條に義時が泰時に京都へ軍を上らしめた時、泰時が急ぎ歸つて「若し關東御征伐の錦旗動かば如何に」と問ふたのに對して義時は「かしこくも問へるをのこかな。その事なり。まさに君の御輿に向つて弓を引くことはいかゞあらむ。さばかりの時は、兜をぬぎ弓のつるをきりて、偏にかしこまり申して身をまかせ奉るべし。」といつてゐる事が出てゐる。假令、下刻上は行つても取つて代りはせなかつた。こゝが日本の君主を長とする家族制の國である所以である。北條義時でも臣民であるといふ事は忘れなかつたのである。

尊氏の場合でもさうである。力は南朝よりもすつと強い。祿を食む者も多い。併し神器は吉野にあつて大義よりいへば矢張り吉野が正しい。義満はそこで南朝を北朝に降参した事にして合一する様にしやうと考へた。所が六角滿高は諫めて、三種の神器は吉野にある。故に吉野を父とし、こちらを子として父子の禮をとり、神器を讓渡せらるべきでありませうといつた。すると義満も此意に賛成し、終に南北合一の大事業が成立するに至つたのである。これも家族制の現はれである。

最後に幕末であるが、幕末に於て幕府の勢力は衰へたりと雖も仲々輕侮は出来なかつた。大體幕府は佛國、朝廷は英國が助けてゐた。將に此二國によつて分裂さへせられやうとする危機にあつたのである。慶喜が伏見鳥羽の戦に敗れ、

江戸に歸つた時、佛國公使は慶喜を訪うて曰く「將軍として此儘終るといふ事は極めて殘念な事である。自分の國には軍備もある。貸せといへば貸しよう。も一度兵を擧げたらどうか」とそゝのかした。所が慶喜は答へて「日本の國民は凡て陛下の家來である。斯かる事は如何程すゝめられたとて斷じてなすべき事ではない。伏見鳥羽の戦も自分の本意でやつたのではない。」といつてどこまでも恭順の意を表したのであつた。そして終に勝、西郷の會見となつて無事江戸城の開渡しが行はれたのであつた。當時佛蘭西はナポレオン三世の治世で何か自分の名を揚げる仕事をしてみたいと力んでゐる時であつた。それで此機に乗じてあはよくば日本を保護國にでもしやうとしたのである。併し慶喜は大義名分を辨へ、日本は一大家族で君主は大家長である。故に弓は引かれぬといふ事を知つてゐた。そこで統一が順調に進み、若き日本は生れたのである。

### 結 論

緒言にも思想の事をいつたから最後にも其事について述べやう。

八二五名の者が大罪を犯して刑務所の中で呻吟してゐる。併し其中何名かは方向の轉換をなし初めてゐる。これは思想團の或者が赤坂の花柳界で捕はれた。これを傳へ聞いた者は、あゝ欺かれた。何といふ醜體だといつて深く我身を顧み、共產主義と國體との一致は到底出来ないといふ事を悟つて、誤つた、誤つた、併しこれも自分の責任だ。將來如何になすべきかと考へ直してゐる。其中にはスポーツの選手も居る。故に前掲げた健全なる精神は健全なる身體に宿るといふ眞理は矢張り動かすべからざる眞理なのである。而して健全なる精神を持たしめるにはどうしても我帝國の實相を確と握らしめる必要がある。國體の眞髓を智識として知らしめ、信念として信ぜしめる必要がある。此點に於ては前にもいつた通り特に當皇學館に關係ある諸君は努力して載きたいし、國家も亦多大の期待を持つてゐるのである。



昭和六年三月十五日印刷  
昭和六年三月二十日發行

發行所 神宮皇學館

印刷者 岐阜市七軒町十二番地 河田貞次郎

印刷所 岐阜市七軒町十一番地 西濃印刷株式會社  
岐阜支店

終